令和6年度 宇治市特別職報酬等審議会 (第1回)

令和6年9月12日(木)

9時30分~

場所:宇治市役所本庁

7階第2応接室

議事次第

- 1 市長からの諮問
- 2 議事
- (1) 審議の公開・非公開について
- (2) 令和6年度審議予定について
- (3) 資料説明について
- 3 その他事務連絡等
- 4 閉会

裏面 [配布資料一覧]

[配布資料一覧]

議事次第

委員名簿

- 資料1 宇治市審議会等の会議の公開に関する指針
- 資料2 令和6年度 審議予定
- 資料3 令和5年度の主な取組と 令和6年度予算の概要
- 資料4 宇治市普通会計決算概要(令和5年度)
- 資料5 令和6年度資料集

令和6年度 宇治市特別職報酬等審議会委員名簿

委員(五十音順、敬称略)

任期: 令和5年10月8日から令和8年3月31日まで

池 本 幸 子 (いけもと さちこ)

黒 川 哲治 (くろかわ てつじ)

会長 小長谷 敦子 (こばせ あつこ)

会長職務代理 坂 下 弘 親 (さかした ひろちか)

多々納 裕一 (たたの ひろかず)

長谷川 理生也 (はせがわりきや)

平 井 幹 人 (ひらい みきと)

事務局

市長公室長 秋元 尚 (あきもと ひさし)

市長公室副部長 蒲原 功 (かもはら いさお)

市長公室 人事課長 岡野 健太郎 (おかの けんたろう)

市長公室 人事課副課長 足立 貴志 (あだち たかし)

市長公室 人事課給与係長 加島 達郎 (かしま たつろう)

市長公室 人事課給与係主任 福本 勇樹 (ふくもと ゆうき)

市長公室 人事課給与係主任 野口 遥香 (のぐち はるか)

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

第1 目 的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、本市の諸活動を市民に説明する本市の責務を果たすとともに、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

第2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及び要綱等に基づき設置された附属機関に準ずるもの(以下「審議会等」という。)とする。

第3 審議会等の公開基準

審議会等は法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、 公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は 一部を公開しないことができる。

- (1) 宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に関し、審議等をする場合
- (2)会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

第4 公開又は非公開の決定

- (1)会議の公開又は非公開は、第3の審議会等の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
- (2)審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第5 開催会議の事前公表

審議会等は、会議を開催するに当たり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、宇治市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

第6 公開の方法

- (1)会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2)公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議 の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3)審議会等は会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

第7 会議資料の提供

審議会等は、会議資料(非公開情報が記録されている部分を除く。)を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

第8 会議録等の公開

- (1)審議会等は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。
- (2)審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するよう努めるものとする。
- (3)(1)、(2)に定めるもののほか、審議会等は、その活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

第9 運用状況の公表

市長は、毎年、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

第3 審議会等の公開基準について(非公開にできるものの 解説)

公開の例外として、次の情報については非公開にできるものとする。

- (1) 宇治市情報公開条例第6条各号該当情報
 - ① 法令等により公にすることができない情報
 - ② 個人に関する情報
 - ③ 法人等の事業活動上の利益を明らかに害する情報
 - ④ 本市等の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのある 情報
 - ⑤ 本市等の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれのある 情報
 - ⑥ 市民生活の安全に支障が生じるおそれのある情報
- (2) 会議の目的が達成されないと認められる場合

審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害、委員に 対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が 著しく阻害される場合も想定され、そうした場合は審議内容が 公開すべき内容であったとしても非公開とすることができるも のとする。

令和6年9月12日

令和6年度 審議予定

回次・開催(予定)日	主な審議内容
第1回 令和6年9月12日(木)	 ・本市の財政状況等 令和5年度の主な取組と 令和6年度予算のポイント 令和5年度普通会計決算概要 ・人事院勧告について 人事院勧告 ・他団体との比較状況について ・一般職の給与の状況について
第2回 令和6年10月10日(木)	・答申の方向性について
第3回 令和6年11月15日(金)	・京都府人事委員会勧告について・答申案について
答申 令和6年12月下旬	

令和5年度の主な取組と 令和6年度予算の概要

宇治市

令和5年度の主な取組

【物価高騰への対応策】

約33億円

▽ 国の実施する支援や施策にスピード感を持って対応

・ 物価高騰の影響が大きい低所得世帯等の市民への支援として給付金を給付

▽ 市内の状況やニーズに応じた宇治市独自支援をきめ細やかに実施

市民生活・事業者への支援

- ・ 水道料金等の減免 物価高騰等の影響を踏まえ、水道料金の基本使用料等を減免
- ・ 学校給食費高騰対策事業 現行の1食あたり240円を維持するため、食料品等の価格高騰分を支援
- ・ プレミアム付デジタルクーポンの発行 スマートフォンで利用可能なプレミアム付デジタルクーポンを発行
- ・ 先端設備等導入支援事業 市内事業者の労働生産性向上を目的とした先端設備等の導入を支援
- ・ 福祉施設等への物価高騰対策 物価高騰の影響を受ける福祉施設等を支援

【第6次総合計画の着実な推進】

▽ WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心

新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

・ 2024大河ドラマ「光る君へ」放映を契機とした宇治の魅力発信や誘客促進などの取組を実施



<キービジュアルを発表>



<大河ドラマ展>



<宇治市、越前市、大津市連携協定>

地域でつくる安全・安心のまち

・ 防犯カメラの設置や「ながら防犯」等の地域防犯の取組への支援を充実 市内事業者等によるパトロールを実施



<宇治市と宇治警察署との協定締結式>



<市内事業者との連携>

災害に強いまちづくり

・ 地域の防災拠点機能の強化として、黄檗公園の再整備を実施

新型コロナウイルス感染症の拡大防止

・ 5類移行後も新型コロナウイルスワクチンの臨時特例接種を実施(令和5年度で終了)

▽ みんなでつくる子育で・子育ちにやさしい地域共生社会

子育で・子育ち環境の充実

• 中宇治エリアで実施している子育て施策を木幡黄檗エリアと小倉エリアに拡充

木幡黄檗エリア … スポーツによる交流や魅力発見の取組を実施 小倉エリア … 食育の推進や地域との連携の取組を実施







左上:北小倉小での食育講座

右上:西宇治公園芝広場での子育てトークセッション

左下: 黄檗体育館での体幹かけっこ教室

子ども達の学びをはぐくむ教育の推進

・ 給食センターの基本設計等に着手



<給食センター完成イメージ>

誰もがいきいきと暮らせる社会の実現

・ 健康データ分析のモデル地域として槇島地域を選定し、地域イベントへ出展する など、地域との関係性を構築

誰もが住みやすい地域共生社会

・ ひきこもり対策として、新たにひきこもりサポーター養成講座を実施

文化芸術がつむぐまちづくり

- ・ 文化庁京都移転を契機とし、宇治の歴史・文化の魅力を広く発信する取組を実施
 - ① 世界遺産である平等院で、能楽に触れるイベントを開催
 - ② 五感で楽しむをコンセプトに平安時代の文化に触れる体験講座



<①平等院で聴く能「融」>



<②オリジナル煉香づくり(嗅覚)>

▽ 活力あふれる産業振興と未来への投資

活力あふれる産業振興

・ 市内製造業の人材確保を支援するため、求職者向けPR動画を作成

農業を支える取組の推進

• 市内農業者の新たなチャレンジ、営農活動等を支援

地域特性を活かした都市基盤整備の推進

・ 近鉄小倉駅西口暫定広場・西第1駐輪場供用開始



▽ まちづくりの土台となる取組の推進

市民等との連携・協働

・ 中宇治地域市民協働推進拠点の整備に向けたワークショップ等を実施





<市民協働でつくるまちづくりの拠点 ワークショップ>

人に優しいデジタル化の推進

・ マイナンバーカードを活用した印鑑登録証明書・住民票の写しのコンビニ交付を実施

持続可能な行財政運営に向けた取組等

• 長寿命化などの公共施設アセットマネジメントを着実に推進 学校施設の長寿命化改修

公共施設の大規模・中規模改修に係る実施設計を実施

JR宇治駅前市民交流プラザ、総合福祉会館、斎場、産業振興センター等





<東宇治中学校長寿命化改修(左:普通教室、右:理科室)>

令和6年度

予算の概要

宇治市



令和6年度当初予算の体系

物価高騰への緊急対応

約 18.4億円

第6次総合計画の着実な推進

約 264億円



3つの重点施策の推進

1. WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心

約 38.4億円

2. みんなでつくる子育て・子育ちにやさしい地域共生社会 約 150.3億円

3. 活力あふれる産業振興と未来への投資

約 26.8億円

まちづくりの土台となる取組の推進

市民等との 連携・協働

人にやさしい スにやさしい 2. デジタル化

持続可能な 3. 行財政運営

約 48.9億円



物価高騰への緊急対応

約 18.4億円

水道料金の減免

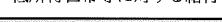
185,000千円

・4か月分(2期分)の基本使用料、メーター使用料を半額減免

・低所得世帯等に対する給付

|新||物価高騰対策給付金事業(3月補正含む)| 1,592,000千円





学校給食費高騰対策事業

46,000千円

・物価高騰影響分の値上げ30円を抑制し、1食あたり240円を維持

先端設備等導入支援事業

14,000千円

・導入計画の認定を受けた新規取得設備に対し一部を支援



農業生産性等向上支援事業

6.000千円

・生産性向上、効率化等を目的とした資材・機器の導入支援



重点1 WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心

予算規模 約 38.4 億円

<施策の目標>

社会情勢の変化を的確に捉える中で、あらゆる状況下においても 市民生活の安全・安心を重要課題に捉え、POSTコロナ時代に 向けた安全・安心なまちを目指します。



<具体的な取組>

- (1) 新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり
- (2) 災害に強いまちづくり
- (3) 地域でつくる安全・安心のまち



重点1 (1)

新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

心物語がある

約 5.4億円

紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト

271.777千円

紫式部ゆかりの地である 宇治のまちの活性化に向けた プロモーションを実施

魅力発信

歴史を知る機会の提供と 宇治の歴史まちづくりを考える きっかけを創出

歷史文化体験

宇治にこられた方に紫式部ゆ かりの地である宇治の魅力を 伝える取組を実施

にぎわい創出

より深く源氏物語の世界を 知ることができる取組を実 施

世界鶴の体験

放映前・放映中・放映後と時期に合わせ事業展開・情報発信。

- 過性で終わらない魅力発信



^{重点1} 新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

詳細 P.80

> ・市民や事業者参加型の商品企画 / コンテストを実施

・京アニとの連携で製作したロゴ 等を使い広報や駅構内への広告 等を実施

紫式部のまち魅力発信 プロモーション事業

68,732千円

大津市による連携イベント等を実施・「光る君へ 宇治 大河ドラマ展」

・紫式部ゆかりのまち宇治市、越前市、

~ 都のたつみ 道長が築いたまち ~ を開催

紫式部のまちにぎわい 創出事業

161,620千円

詳細

詳細

P.83

詳細 P.82

拡

柴式部。

ー般公開を行っていない寺社が所有 する平安時代につくられた仏像、神像、 建造物等の指定文化財の公開等を

拡)実施

歴史文化体験事業

5,500千円

ゆかりのまち

江戸時代の注釈書や関連書籍、屏 風絵など、源氏物語の世界を紹介 する企画展示を実施

源氏物語ミュージアム 特別企画展関連事業

5,184千円

拡)

拡



重点1

新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

大阪・関西万博を見据えた関連事業

154,952千円

参考 P.22 P.23

2025年に予定されている大阪・関西万博を契機と捉え、万博開催を見据えたインバウンド対策や、開催を契機とした産業振興に取り組む



大阪・関西万博を見据えた インバウンド対応関連事業

146,333千円

増加が予想される国内外の観光客への対応として、多言語対応をはじめ、案内サインの整備やキャッシュレス決済の導入など、インバウンドの受入環境を充実

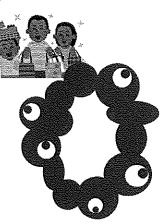


中小企業展示会合同出展事業

8,619千円

令和7年度に開催予定の第3回未来モノづくり 国際EXPOにかかる出展準備を実施

詳細 P.97



EXPO 2025



重点1

新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

||新||小倉エリアから広がるにぎわいの創出

39,500千円

詳細 P.95 P.96

市内の周遊観光活性化のため、小倉地域と中宇治地域をつなぐ 取組を実施

↑ JR小倉駅から近鉄小倉駅間の観光案内サインを整備及び駅間誘導のための車道・歩道のカラー化

🏹 多言語対応デジタルマップや観光ガイドの作成

☆ 小倉と中宇治をつなぐ体験型ゲームを造成



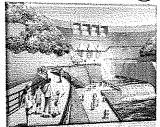




天ケ瀬ダムかわまちづくり関連事業

32,500千円

詳細 P.102



天ケ瀬ダムを活用し、周辺資源を活かした新たな観光 需要を創出

つ・旧ガーデンズ天ケ瀬跡地整備

・ダム直下広場整備

等



重点1

災害に強いまちづくり

約 26.4億円

激甚災害に備えた災害対応力の強化

2,639,744千円

近年、頻発する激甚災害等に備えた災害対応力の強化を図る



災害に強い安全で 安心なまちづくり の実現へ

新

拡

激甚化する自然災害に備えた防災対策の取組

28,781千円



災害備蓄品の拡充

食料品、飲料水等の備蓄を 拡充

> 詳細 P.77

防災情報伝達手段の拡充

市民等に対して直接かつ同時 に防災情報を伝達できる体制 などの手法を検討





20

#



重点1 (2)

災害に強いまちづくり

拡〕道路・河川などの安全・安心基盤の強靭化

2,323,723千円



- ▶国・京都府と連携した道路や河川等の計画的な改修
- ▶東宇治地域の防災拠点として黄檗公園を再整備



(拡)

耐震診断・耐震改修推進事業

71.092千円



- ▶戸建住宅の耐震改修における補助制度の拡充
- ➤多数の者が利用する建築物で耐震診断・改修が未実施の 所有者に対し、耐震化アドバイザーを派遣







地域の安全・安心を支える消防力の強化

216,148千円



- ▶消防機械器具・救急設備の更新(消防ポンプ自動車、高規格救急車)
- ▶消防団設備の更新等(器具庫建替え、小型動力ポンプ更新)
- ▶京都府南部消防指令センター共同運用に向けた取組



重点1 (3)

地域でつくる安全・安心のまち

約 6.5億円

地域の防災力向上に向けた取組

4,264千円

災害時地域タイムラインを作成した地域等に

対し、地域の水害の危険性を実感できる

* 取 * 「まるごとまちごとハザードマップ」

を設置





地域の防犯力向上に向けた取組

7,422千円



(主) な 取, 組 防犯カメラの設置や「ながら防犯」等、地域防犯の取組を 市民協働で実施

→地域安全マップを作成した小学校区を対象に、 地域ニーズに基づく防犯カメラを整備



全小学校区への整備完了(1小学校区に3年間で3台)



重点1 (3)

地域でつくる安全・安心のまち

市民と築くゼロカーボンのまち事業

488,945千円

家庭での 脱炭素 約25,000千円

事業者の 脱炭素 約375,000千円

移動を エコに 約19,000千円

循環型社会 への移行 約41,000千円

緑豊かな街

約24,000千円

(5本の柱すべてにかかる取組 5,000千円)

2050年「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、5本の柱を継続

一公共施設のLED化等は引き続き実施。

R6は特に市民・事業者に対するZEVの普及促進等の取組を実施



ZEV普及促進事業費

14,000千円

詳細 P.105



走行時に排出ガスを出さない電気自動車やV2H等の購入に係る補助



ゼロカーボンセミナー開催事業

720千円





専門知識を持った専門家によるセミナー等を開催

重点2 みんなでつくる子育て・子育ちにやさしい地域共生社会

予算規模 約 150.3 億円

<施策の目標>

一人ひとりの**子どもの特性や状況などに応じた切れ目のないきめ細やかな支援や教育環境を充実**させるとともに、子育てにやさしいまちづくりは、**すべての人にとってもやさしいまちづくり**につながることから、地域や社会で支えあう子育て・子育ちにやさしいまちづくりを進めます。



<具体的な取組>

- (1) 子育て・子育ち環境の充実
- (2) 子ども達の学びをはぐくむ教育の推進
- (3) 誰もが健康で暮らせるまちの実現
- (4) 誰もが住みやすい地域共生社会



重点2 (1)

子育で・子育ち環境の充実

約 83.7億円

子育て・子育ち環境の充実

8,369,261千円

これまでの子育てにやさしいまちづくりに加え、新たに国のこども未来戦略 方針に基づく取組を進め、さらなる子育て・子育ち環境の充実を目指す

国のこども未来戦略のポイント

ポイント① 経済成長の実現と少子化対策を「車の両輪」に

ポイント② 「3兆円半ば」の規模

ポイント③ スピード感



国の未来戦略に沿った令和6年度宇治市の対応

(拡) 児童手当費 2,707,899千円

P.200

高校生まで拡大、所得制限の撤廃及び第3子以降の 加算額を引き上げ

詳細

新

こども誰でも通園事業

46,700千円

P.115

令和8年度からの本格実施に向け、試行的に取り組む 保育園等に補助



重点2 (1)

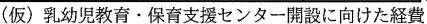
子育て・子育ち環境の充実

拡 乳幼児教育・保育推進事業

6.000千円

P.121



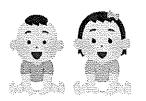


- 東宇治幼稚園園舎改修等
- ・研究や研修テーマ等について検討



新 保育環境改善事業 5,000千円

P.113



園児の使用済み紙おむつを公立・民間全ての保育所等 において処分

> 拡 妊産婦健康診査

113,843千円

P.118

・子育てにやさしいまちっじ

低所得の妊婦に対して初回産科受診料を助成



新

民間学童クラブ運営補助金

22,000千円

学童保育の待機児童解消を図るため、民間学童クラブへの 新たな補助制度を創設



重点2

子育て・子育ち環境の充実



子育てにやさしいまち実現プロジェクト関連事業

84,486千円

(拡)

(拡)

未来をつくる食育推進事業

4,000千円 P.12

市民が主体となった食育活動を支援

詳細 P.122

公園でつなぐ子育てにやさしい まち創出事業 10,000千円 P.133 第

低年齢遊具の整備など、子ども達の より良い外遊び環境を充実 まちのリビング創出促進事業

10,000千円 P.90

地域のつながり強化のための、市民活動を支援する講座や説明会等を実施

つなげる・ひろがるスポーツ 振興事業 4,371千円

詳細 P.184

スポーツによる多世代交流の促進や 運動機会を創出

新婚・子育で世帯等住宅確保 おうえん事業 10,000千円

詳細 P.132

新婚、多子、三世代同居・近居に対し、 購入やリフォームなどの住宅確保を支援(空き家・エリア加算有)

|新||子育てにやさしいまちステップアップ事業

300千円

詳細 P.85

全市域展開に向け、子どもの意見等を直接聞くなど、子育てにやさしい まちづくりの今後の方向性を検討



重点2

子ども達の学びをはぐくむ教育の推進

約 41.6億円

新

新たな部活動環境創出事業

29,748千円|

詳細 P.144

部活動の地域クラブ活動の移行に向け、指導員の 設置や持続可能な仕組みづくりを検討

新

不登校児童支援強化事業

10,097千円

詳細 P.147

不登校児童支援員を配置し、小学校における不登校 児童の学びの場を充実(5校→10校)



多様な学びの場創造事業

11,028千円

詳細 P.245

特別支援学校との連携により、小中学校における 効果的なインクルーシブ教育システムの構築を推進



安心子育て支援事業

7,019千円

詳細 P.245

医療的ケア児の受入支援、受入態勢の構築など、 切れ目のない支援を実施



重点2 (2)

子ども達の学びをはぐくむ教育の推進

教育DX推進にかかる環境整備事業

173,479千円

ICTの利活用



これまでの教育実践 の蓄積



学びの変革

新しい価値を創造 できる子どもの育成





ICT未来っこ育み事業

19.500千円

P.145

子ども主体の学びを実現するため、教員のスキルアップ を図り、ICTを効果的に活用した授業への変革を図る

新 教育DXを支える環境整備事業

22,413千円

詳細 P.146



ICTの活用により、子ども達の学習状況を分析し、 個に応じた学びを支援・指導



重点2 子ども達の学びをはぐくむ教育の推進

新 学校体育館等空調設備整備事業

52.600千円

P.143



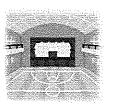
近年の気温上昇による教育環境への影響を踏まえ、 学校体育館等の空調設備を整備 (新たに小学校5箇所、中学校3箇所の設計に着手)

拡

(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業

1,373,479千円





小中一貫校整備に係る関連経費

- ・校舎建設工事
- ・グラウンド詳細設計 等

給食センター整備関連事業

1,693,924千円



給食センター整備に係る関連経費

- DB契約分
- ・市内中学校における配膳室の整備







重点2

誰もが健康で暮らせるまちの実現

約 14.1億円

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく健康で元気に暮らせるよう、みんなで 支えあう、**誰もが健康でいきいきと暮らせるまちの実現**を目指し、各施策を 展開



関連計画の基本理念に沿った取組を実施



宇治市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

基本理念

すべての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに、生きがいを持って、安心して暮らすことができる地域社会の形成

第3期障害者福祉基本計画

基本理念

障害の有無によって分け隔でられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる社会(インクルーシブコミュニティ)を目指す



重点2 | (3) |

誰もが健康で暮らせるまちの実現

新

うじスマートウェルネス推進事業

5,350千円|

詳細 P.123

これまでの分析データを活用し、健康アプリを使用した運動習慣の動機付け等を実施

新

拡

胃がん・肺がん対策

39,914千円

詳細 P.125



胃がん検診に内視鏡検査の導入や胃がんリスク検診の導入 胃がん・肺がん検診の受診勧奨を強化





新

おたふくかぜ予防接種助成事業

2,705千円

詳細 P.120

市独自に、おたふくかぜワクチンの予防接種の一部を助成



新

1 か月児健診・5歳児健診

7,825千円

P.116 P.117

目的

1か月児健診 5歳児健診 疾病及び異常の早期発見 発達障害や生活習慣の確認



重点2 (4)

誰もが住みやすい地域共生社会 約 11.0億円

新 がんとの共生支援事業

3,420千円

府内初

・がん患者の就労など社会参加を支援するため、ウィッグ などの購入を補助

・若年がん患者の在宅療養にかかる補助を実施

新 成年後見制度利用促進事業

3,689千円

詳細 P.108

障害者・高齢者に関する権利擁護センターを設置し、 専門的な相談支援体制を構築

(拡) 障害者相談支援事業

31.747千円

詳細 P.109

川西エリアに障害者生活支援センターを新たに開設

拡) 初期認知症総合相談支援事業

32,388千円

詳細 P.127

認知症コーディネーターを2名増員し、地域包括支援 センターに配置、圏域単位での支援を強化



重点2 (4)

誰もが住みやすい地域共生社会

新 市民とつくる文化芸術の祭典

9,150千円

P.103

・文化センター開館40周年記念事業を開催

- ➡「(仮称)40周年FES」を開催 高校生等の発表・交流の場の提供、宇治物産展の開催等
- ・文化芸術に関する体験型のワークショップやマルシェを開催



新 障害者文化芸術活動振興事業

800千円

詳細 P.110

市庁舎において障害者アートの展示スペースを常設し、市民が 障害者アートにふれる機会を提供





フライングディスクのまち宇治推進事業

700千円



市民スポーツまつりにおいて、フライングディスクミニ大会 及びロングスロー大会を開催



重点2

誰もが住みやすい地域共生社会

新

将来の移動手段のあり方検討事業

300千円

詳細 È P.138

買い物や医療機関受診など外出機会の確保のため、移動 手段のあり方を検討

拡 交通安全対策事業

945千円

詳細 P.136

京都府警等と連携し、啓発活動をはじめ、様々な交通安全にかかる取組を推進

実施 内容 高齢者 → 高齢者安全運転教室の開催

・幅広い世代 → 交通フェアの開催



交通バリアフリー推進事業

106,166千円

詳細 P.237

JR黄檗駅駅舎のバリアフリー化に伴う整備

→全ての駅でバリアフリー化



■点3 活力あふれる産業振興と未来への投資

予算規模 約26.8億円

<施策の目標>

将来にわたって持続発展できるまちをつくるため、**地域資源を** 活かした市内産業の振興や地域の特性を活かした都市基盤整備など、 活力あふれる産業振興と未来への投資により、市民や地域生活を 支えるまちづくりを進めます。



<具体的な取組>

- (1)活力あふれる産業振興
- (2)農業を支える取組の推進
- (3) 地域特性を活かした都市基盤整備の推進



重点3 (1)

活力あふれる産業振興

約 18.4億円

市内産業の進化・発展 "U"(Upgrade)

拡

市内企業PR動画作成事業

4.400千円

詳細 P.99

求職者と市内企業のマッチングを促進する 動画活用セミナーを実施

交流・連携の強化 "J"(Join)

中小企業交流促進事業

7,000千円

詳細

事業者間の取引拡大、新たな技術開発や商品開発を 目指し、事業者間の交流や、各種セミナーを実施

新たな産業の創出 "I"(Innovation)



こども未来キャンパス事業

13,910千円

詳細 P.98

宇治NEX

広がる・生まれる・進化する

地元事業者と連携した小学生から大学生への 起業・体験スクールを充実

➡フィールドワークやワークショップ等を実施



重点3

農業を支える取組の推進

約 1.1億円

農業を支える「5つの柱」の推進



人を支える

若者や女性など幅広い方が就農しやすい 環境づくり

約32,000千円

農地をつなぐ

農地と担い手を確保 し地域の農業を未来 につなぐ

約9,000千円



持続可能・チャレンジ

規模拡大に向けた 支援策の充実、新たな チャレンジへの支援

約33,000千円

茶業の継承・発展支援

宇治茶の伝統、文化 を守る取組や産地賞 を獲得するための支援

約29,000千円

情報発信

宇治市内産農産物の PRとして、農業者と 消費者をつなぐ情報 発信

約1,000千円



重点3

農業を支える取組の推進

新

環境循環型農業促進事業

2,000千円

詳細 P.93

規格外の農作物や廃棄物などを堆肥等に有効活用した農作物の 生産に向け、試行や実験的栽培を行う農業者を支援



(拡)

農業経営支援事業

1,000千円

詳細 P.91



農業者による農産物の直売環境整備を支援



拡

スマート農業等導入チャレンジ事業

4,000千円

詳細 P.92



I C T技術を活用した農業者に対し、機器のリース料に 対する支援を実施



高品質茶ブランド力強化事業

16,305千円

詳細 P.94

- ・海外輸出を目指す生産者の残留農薬検査の費用を支援
- ・新たなお茶摘みさん登録と茶農家とのマッチングを支援



重点3

地域特性を活かした都市基盤整備の推進

約 7.2億円

近鉄小倉駅周辺地区まちづくり関連事業

57,796千円

詳細 P.234

近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本構想に示すまちの将来像などの実現に 向け、具体的な整備手法等を示す基本計画を策定

J R六地蔵駅前広場整備事業

109,000千円

詳細 P.225

駅舎移転に伴う駅前広場の整備

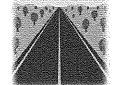


自転車等駐車場利便性向上事業

1,000千円

詳細 P.137

JR黄檗駅第2自転車等駐車場で、24時間開設を試行実施



中宇治周辺みちづくり検討事業

1,000千円

詳細 P.227

中宇治周辺地域で魅力あるまちづくりを目指すため、府と 連携を図り、みちづくりの観点からまちづくりを検討



まちづくりの土台となる取組の推進

予算規模 約48.9 億円

1. 市民等との連携・協働

約 4.5億円

誰もが住みやすいまちをつくるため、地域で活動する住民同士がつながる仕組みやきっかけづくり、地域の課題解消のための支援を部局横断・連携により推進します。

2. 人に優しいデジタル化の推進

約 7.6億円

SDGsやDXなど、急速に変わる社会情勢の変化を的確に捉え、地域課題の解決や 産業の発展、行政運営の効率化などにデジタル技術を積極的に活用します。

3. 持続可能な行財政運営に向けた取組等 約 36.8億円

長期的な視点において公共施設の維持管理コストを縮減するため、**計画的な長寿命化を進めるとともに、窓口業務等において民間活力を活用するなど、持続可能な財政運営に向けた取組**を進めます。



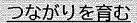
市民等との連携・協働

約 4.5億円

市民協働によるまちづくりの推進を目指し、市民と職員が手を 取り合って、つながりを育み広げていくための取組を実践

つながりを広げる

・まちづくりに携わる人の集う場の創出 地域を越えてつながりあえる場をつくり、 さらなる市民協働の推進を図る



- ・地域住民・事業者等とのまちづくり ワークショップの定期開催
- 市各種支援策の連動

土台

[1]

関連する 主な取組

- ◆地域のつながり促進事業
- ◆文化・スポーツ関連事業
- ◆健康アライアンス事業
- ◆自主防災組織育成事業
- ◆エコ・アクション推進事業
- ◆地域学校協働活動
- ◆地域安全・安心見守り事業
- ◆地域福祉活動応援事業
- ◆ワークショップなど市民との 対話の推進

新中宇治地域市民協働推進拠点整備検討事業

15,000千円

詳細 P.89

公民連携の可能性等による整備手法案を検討、ワークショップ等を 通じて市民協働によるまちづくりの拠点の機能などを具体化

テーマ 中字治のコミュニティ・リビング



土台 [2]

人に優しいデジタル化の推進

約 7.6億円

拡

業務におけるデジタル化の推進

292,896千円

P.41

└ 業務のデジタル化を進め、職員でしかできない業務に特化することで、市民 サービスなど自治体としての機能の維持・向上を図る

- ◆自治体情報システムの標準化・共通化による、行政サービスの 向上・行政事務の効率化
- ◆RPA化に必要となる開発ライセンスの充実により、事務作業等 をさらに効率化



社会情勢が変化する中においても、行政機能を維持するため、AIやRPA を活用し、業務の効率化を進める



業務の効率化により、さらに市民サービスを向上



[3]

持続可能な行財政運営に向けた取組等 約 36.8億円

長寿命化などの公共施設アセットマネジメントを着実に推進

P.42

これからの公共施設の老朽化を見据え、長期的な施設の維持管理コストの 縮減を図るため、公共施設の予防保全を計画的に推進

主な整備箇所

約 36.8億円

- ●産業振興センター
- ●ゆめりあうじ
- ●斎場

- 総合福祉会館
- ●育成学級
- ●保育所

- ●小・中学校
- ●自転車等駐車場 ●うじ安心館 など



水道の窓口受付業務等の委託(5年間:R6~R10)

市民サービスの向上及び水道事業経営の効率化を図るため、 令和6年度より、窓口受付業務等の委託を拡大

5.5億円 債務負担行為 $(R5 \sim R10)$

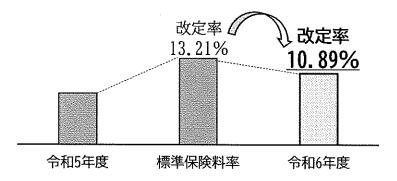
効果額

職員の人件費や公用車維持費等の削減により、年間約14.600千円の 削減を見込む



令和6年度の国民健康保険料について

被保険者数の減少や後期高齢者医療制度も含めた一人あたり医療費の増加など、 厳しい事業運営が続く中、京都府が示す標準保険料率は非常に高い改定率となり ましたが、国民健康保険運営協議会からの答申をふまえ、<u>被保険者の皆様の負担</u> を軽減するため、基金を活用し、保険料率の伸びを抑制する措置を講じました。



基金を活用し、改定率を抑制

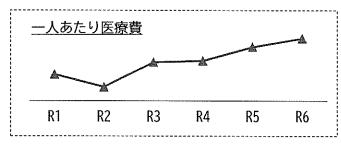
後期分

制度過渡期 の措置として <u>伸びを1/2に</u>

医療分

基金活用する ことで負担を 抑制

基金残高は3億円を確保



国民皆保険制度を支える安定的な事業運営の確保

国や京都府の動向、基金残高に留意 しながら、財政の安定化に努めつつ さらなる保健事業の充実に取り組む

宇治市普通会計決算概要

(令和5年度)

政策企画部財政課

1 普通会計決算概要

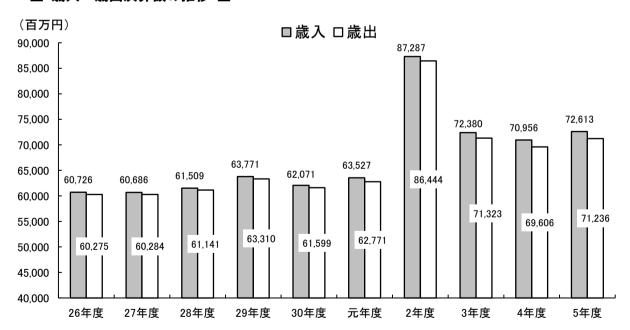
- (1) 令和5年度の歳入決算額は、地方交付税や市債の増加などの影響により、前年度比 2.3%増の72,613百万円、歳出決算額は、扶助費や投資的経費の増加などの影響により、 前年度比2.3%増の71,236百万円となった
- (2) 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、歳出において経常的な扶助費や繰出金などが増加したものの、歳入において地方交付税等が増加した影響により、前年度から0.6ポイント減少し、93.0%となった(5年度:93.0%、4年度:93.6%)
- (3) 単年度収支については、20百万円であり、6年連続で黒字となった
- (4) 歳入の要である市税収入は、前年度から176百万円増の24.578百万円となった
- (5) 社会保障制度に基づく福祉サービスの提供に必要な経費である扶助費は、物価高騰対策 給付金事業費や障害福祉関連経費などの影響により、前年度から1,476百万円増の23,602 百万円となった
- (6) 市債現在高は、臨時財政対策債の発行額などの影響により、前年度から968百万円減の 38,039百万円となった

<普通会計>

地方公共団体は一般会計の他に特別会計を設置していますが、それぞれの会計名称や範囲などは各地方公共団体によって異なっています。

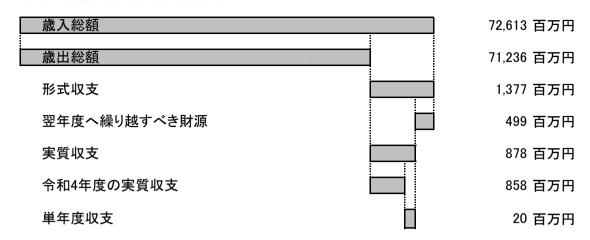
当該資料では、他都市との比較を行うために、一般会計と特別会計のうち、公営企業・収益事業会計などに属するものを除いた「普通会計」という統一的な会計区分を用いています。

■ 歳入・歳出決算額の推移 ■



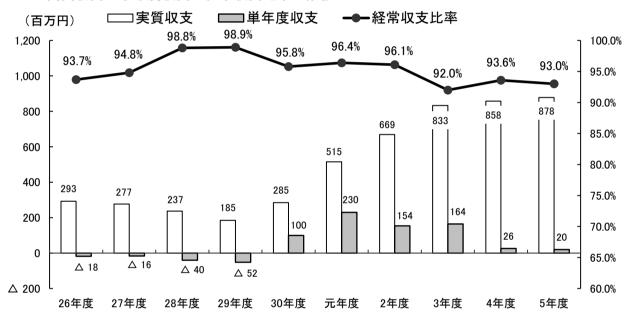
令和5年度の普通会計歳入決算額は前年度比2.3%増の72,613百万円、歳出決算額は 前年度比2.3%増の71,236百万円となりました。

■ 令和5年度 普通会計決算収支 ■



※四捨五入の影響により、差引後の数値が一致しない場合があります。

■ 実質収支・単年度収支・経常収支比率の推移 ■



財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、地方交付税等が増加した影響などにより、 前年度から0.6ポイント減少し、93.0%となりました。

扶助費などの経常的な歳出は増加しており、依然として90%を超える水準にあることから、 財政構造の硬直化は続いています。

なお、単年度収支については、20百万円であり、6年連続で黒字となりました。

<実質収支>

歳入と歳出の差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額です。

<単年度収支>

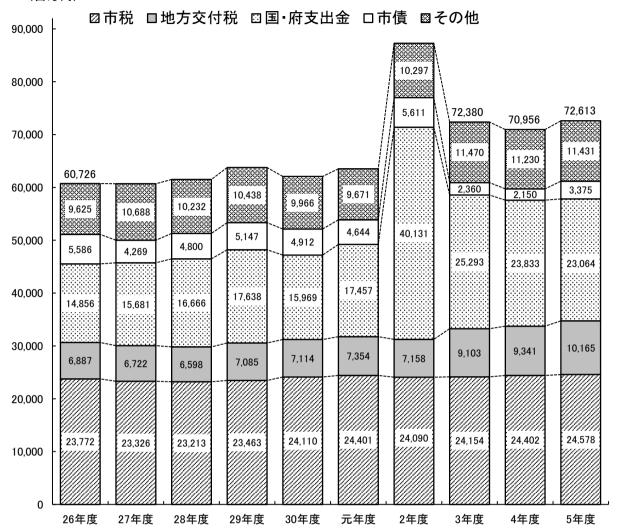
当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。 当該年度だけの収支が把握できます。

<経常収支比率>

毎年度経常的に入ってくる歳入に対して、毎年度経常的に支払う歳出がどれぐらいの割合かを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。 都市にあっては75%が妥当と考えられています。

■ 歳入決算額の推移 ■

(百万円)



令和5年度の歳入決算額は、前年度比2.3%増の72,613百万円となりました。

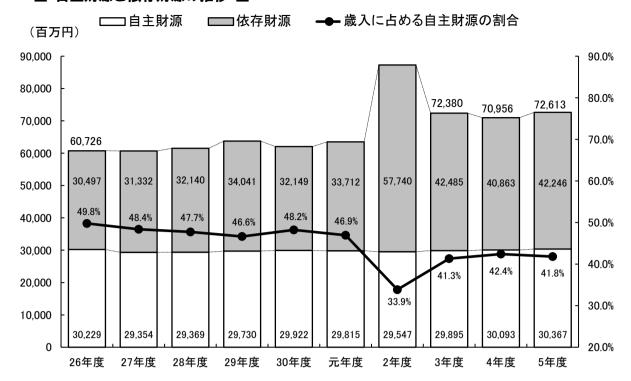
歳入の要である市税収入は、前年度から176百万円増の24,578百万円となりました。

地方交付税は、令和3年度・令和4年度と同様に追加交付があり、前年度比8.8%増の 10.165百万円となりました。

国・府支出金は、前年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの影響により、前年度比3.2%減の23.064百万円となりました。

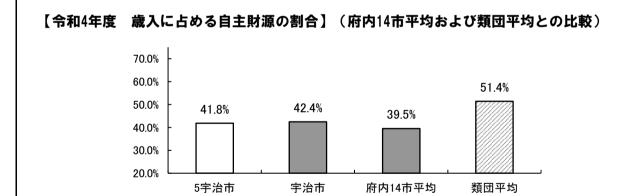
市債は、小学校及び中学校に係る施設整備事業債などの影響により、前年度比57.0%増の3,375百万円となりました。

■ 自主財源と依存財源の推移 ■



歳入は財源の自主性を基準に、自主財源と依存財源に区別することができます。自主財源とは市税、使用料、手数料など地方公共団体が自主的に収入することができる財源をいい、自主財源の多寡は行政運営の自主性・安定性を確保しうるかどうかの判断基準となります。令和5年度は、市税収入などの影響により、自主財源が前年度から274百万円増の30,367百万円となりました。

なお、歳入に占める割合は41.8%となり、11年連続で50%を下回っています。

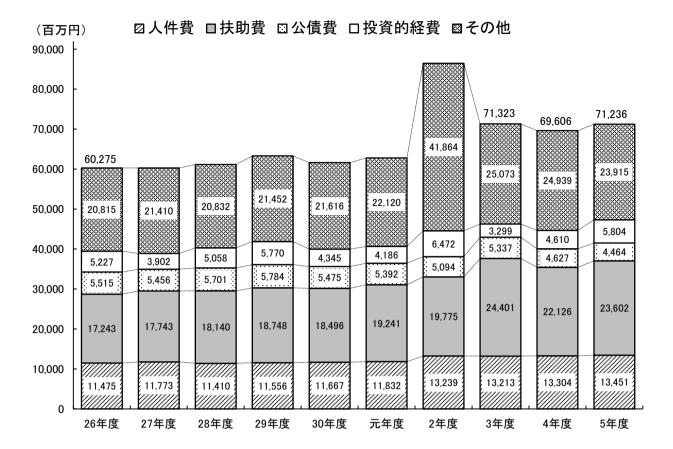


歳入に占める自主財源の割合を類似団体(類団)などと比較した場合、宇治市は府内 14市平均の39.5%より高く、類団平均の51.4%より低い水準となっています。

<類似団体(類団)との比較について>

本市の決算状況と比較・分析するため、類似団体(以下類団)の各決算状況の平均値を記載しています。類団とは、毎年度地方公共団体からの報告に基づいて総務省が作成する都道府県財政指数表および類似団体別市町村財政指数表における、人口や産業構造によって分類された団体区分に基づく同一区分帯に属する団体をいいます。

■ 歳出決算額(性質別)の推移 ■



性質別経費とは、経費の性質を基準として分類するもので、人件費・扶助費・公債費・投資的 経費などがあります。

人件費・扶助費・公債費の合計である義務的経費の歳出に占める割合は、府内14市平均および類団平均と比べると高い水準にあります(「6 義務的経費」参照)。

投資的経費は、(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業費などの影響により、前年度比25.9% 増の5,804百万円となりました。

その他は、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業費の減少などの影響により、前年度比4.1%減の23.915百万円となりました。

<人件費>

報酬、給料、退職手当など、行政委員や職員などの勤務に関して必要な経費です。

<扶助費>

社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に必要な経費です。

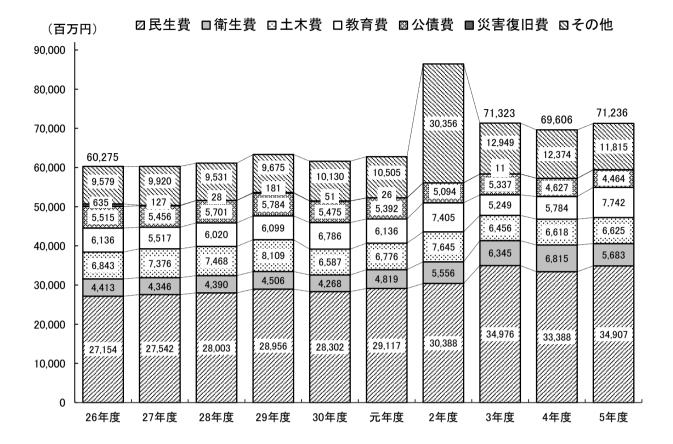
<公債費>

市債の返済に要する経費で、元金の返済金とその利子です。

<投資的経費>

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される 経費です。

■ 歳出決算額(目的別)の推移 ■



目的別経費とは、経費を行政目的ごとに分類するもので、民生費・衛生費・土木費・教育費などがあります。

民生費は、物価高騰対策給付金事業費、障害福祉関連経費などの影響により、前年度比4.5%増の34,907百万円となり、歳出に占める割合は、前年度から1.0ポイント増加し、49.0%となりました。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業費の減少などの影響により、前年度比16.6%減の5,683百万円となりました。

教育費は、(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業費などの影響により、前年度比33.9%増の7,742百万円となりました。

その他は、JR奈良線複線化事業費の減少などの影響により、前年度比4.5%減の11,815百万円となりました。

<民生費>

障害者・高齢者などの社会福祉や、児童福祉、生活保護などにかかる経費です。

<衛生費>

各種健康診査、予防接種、斎場運営、環境対策、ごみ収集・処理などにかかる経費です。

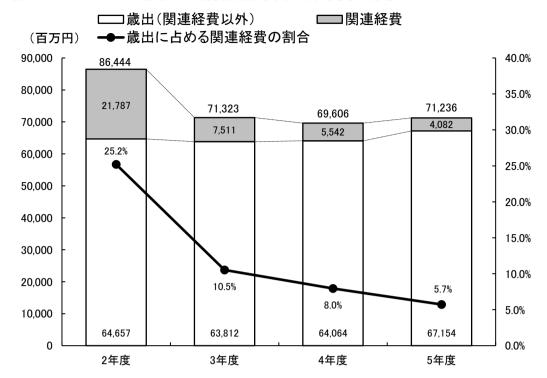
<土木費>

道路や排水路、公園、市営住宅など都市の基盤整備や維持にかかる経費です。

<教育費>

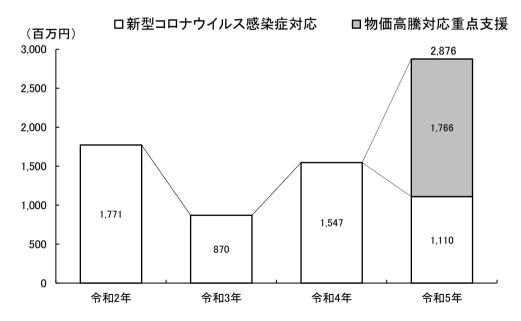
小・中学校、幼稚園などの教育振興や大規模改修などにかかる経費です。

■ 新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策関連経費等の推移 ■



新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策関連経費は、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業費の減少などの影響により、前年度比26.3%減の4,082百万円となりました。また、歳出に占める割合は、前年度から2.3ポイント減少し、5.7%となりました。

【新型コロナウイルス感染症対応および物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推移】

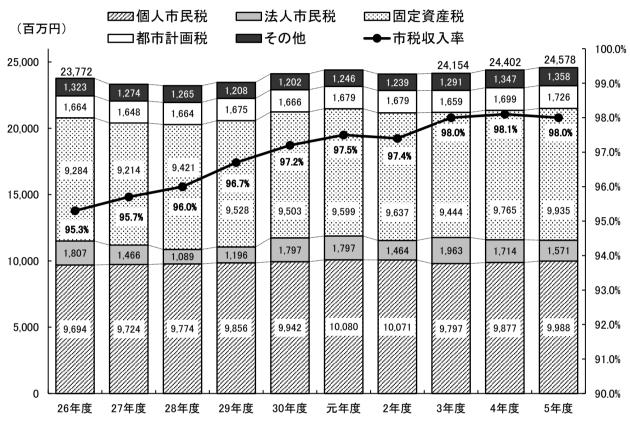


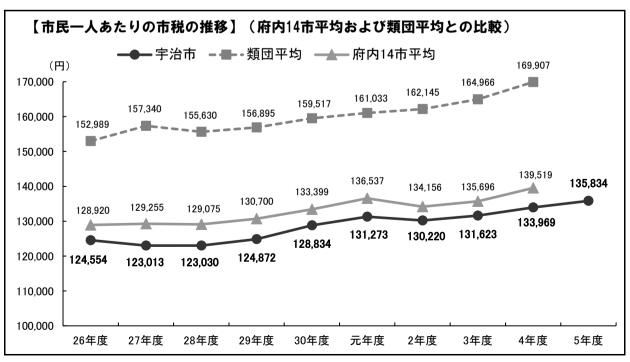
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、前年度比28.2%減の1,110百万円となりました。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、1,766百万円となりました。

2 市税

- (1) 法人市民税は、前年度から143百万円減の1,571百万円となったが、個人市民税は、 前年度から111百万円増の9,988百万円、固定資産税は前年度から170百万円増の 9,935百万円となり、市税全体では、前年度から176百万円増の24,578百万円となった
- (2) 市税収入率は、前年度から0.1ポイント減少し、98.0%となった

■ 市税収納額と市税収入率の推移 ■





3 地方交付税

地方交付税は、令和3年度・令和4年度と同様に、追加交付の影響など、前年度比8.8%増の 10,165百万円となり、歳入に占める割合は14.0%となった

(5年度:10,165百万円、4年度:9,341百万円)

<地方交付税>

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税および地方法人税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。 普通交付税と特別交付税があります。

<普通交付税>

財源不足団体(基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体)に対し交付されます。

<特別交付税>

特別の財政事情(台風・地震などの災害に対する財政需要など)に対して交付されます。

<基準財政需要額>

各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を運営し、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算出した額です。

<基準財政収入額>

各地方公共団体の財源を合理的に測定するために、標準的な状況において収入が見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額です。

【令和5年度 地方交付税の内訳】

地方交付税(普通交付税+特別交付税)

10.165 百万円

基準財政収入額 障

22.056 百万円

臨時財政対策 債発行可能額

390 百万円

普通交付税

9,764 百万円

特別交付税

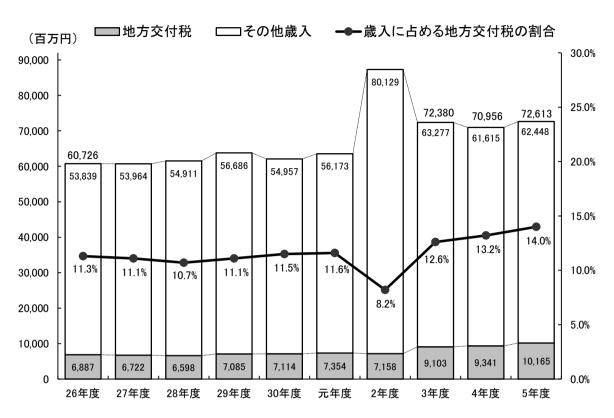
401 百万円

基準財政需要額

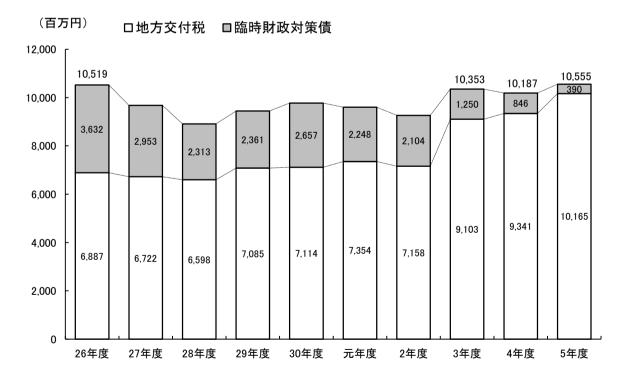
32.210 百万円

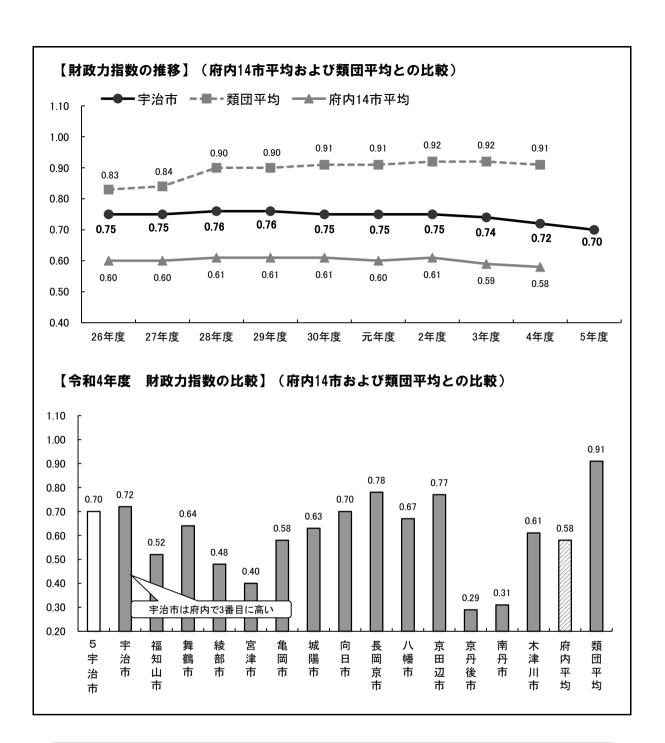
※ 内訳については、年度間調整後の算定額を記載

■ 歳入と地方交付税の推移 ■



■ 地方交付税および臨時財政対策債発行額の推移 ■





<財政力指数>

財政力指数は、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する市税等の割合を示す指数のことで、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヵ年平均値です。

この数値が大きいほど財政力が強いとされており、1未満の団体には普通交付税が交付されます。

4 市債

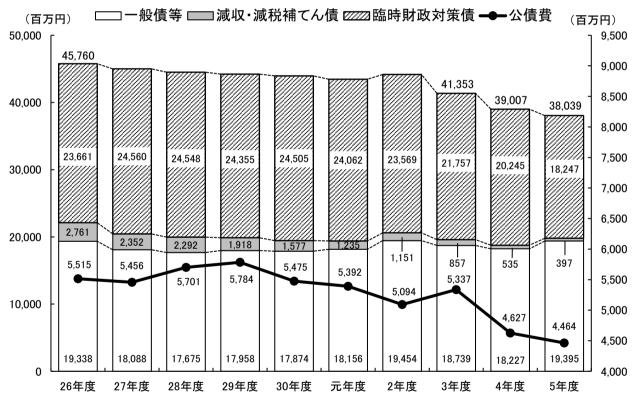
- (1) 市債現在高は、臨時財政対策債の発行額などの影響により、前年度から968百万円減の38,039百万円となった (5年度:38,039百万円、4年度:39,007百万円)
- (2) 臨時財政対策債の現在高は、前年度から1,998百万円減の18,247百万円となり、 市債現在高に占める割合は、前年度から3.9ポイント減少し、48.0%となった (5年度:18.247百万円、4年度:20.245百万円)
- (3) 公債費は、前年度から163百万円減の4,464百万円となった (5年度:4,464百万円、4年度:4,627百万円)

<市債>

市債とは、本市が資金調達のために負担する債務で、次の役割を担い、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。

①財政支出の年度間調整 ②世代間の負担の公平化 ③一般財源の補完

■ 市債現在高の推移 ■

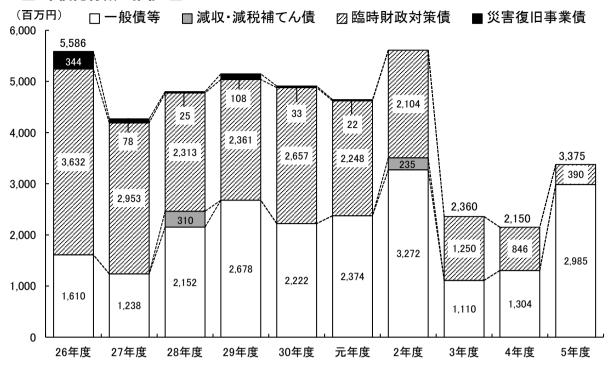


市債現在高は、臨時財政対策債の発行の減少などの影響により、前年度から 968百万円減の38,039百万円となりました。

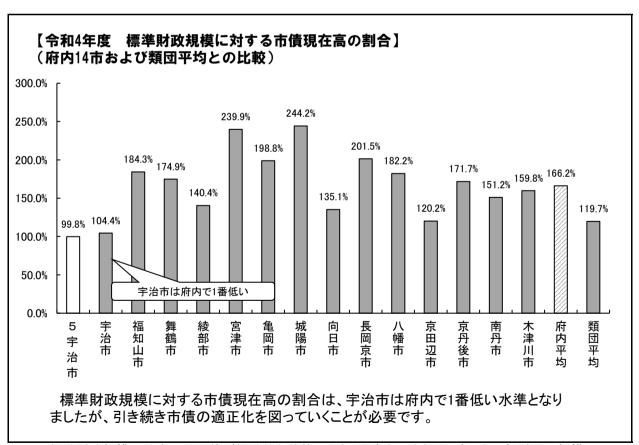
<臨時財政対策債>

臨時財政対策債は、従来地方交付税により交付されていた地方財政の財源不足の補てんについて、その一部を市債に振り替えられたもので、通常の市債と異なり一般財源として扱います。平成13年度から発行が認められており、元利償還金の100%が後年度の地方交付税を算定する際に用いられる基準財政需要額に算入されます。

■ 市債発行額の推移 ■



臨時財政対策債は、前年度比53.9%減の390百万円となりました。市債発行額は、 小学校及び中学校に係る施設整備事業債などの影響により、前年度比57.0%増の 3.375百万円となりました。



標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

5 基金

(1) 基金現在高は、前年度から371百万円増の11,908百万円となった (5年度:11,908百万円、4年度:11,537百万円)

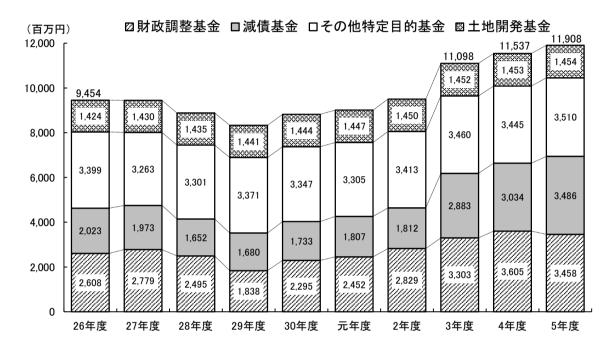
(2) 経済状況の変動などによる財源不足に備えるための財政調整基金は、前年度から 147百万円減の3,458百万円となった

(5年度:3,458百万円、4年度:3,605百万円)

(3) 減債基金は、452百万円増の3,486百万円となった

(5年度:3,486百万円、4年度:3,034百万円)

■ 基金現在高の推移 ■



<基金>

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるため、もしくは定額の資金を運用するために設けられるものです。

<財政調整基金>

経済状況の変動などによる年度間の財源調整を行うために積み立てられている基金です。

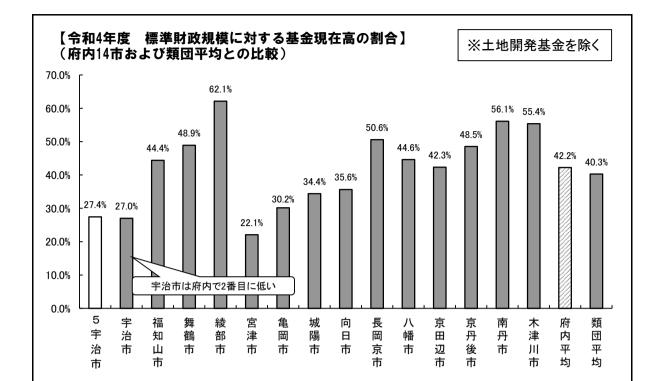
<減債基金>

市債の償還を計画的に行うために積み立てられている基金です。

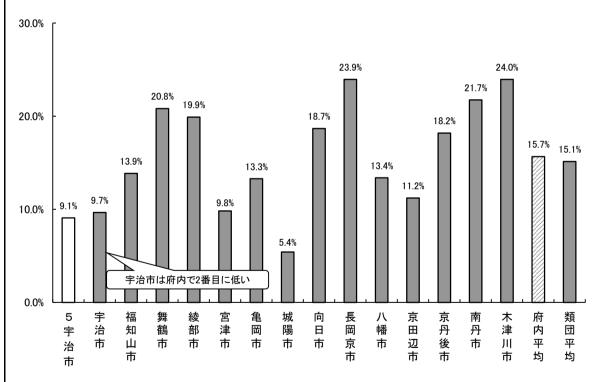
<特定目的基金>

条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、もしくは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産です。

具体的には、公共施設などの建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対応のための基金などがあります。



【令和4年度 標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合】 (府内14市および類団平均との比較)



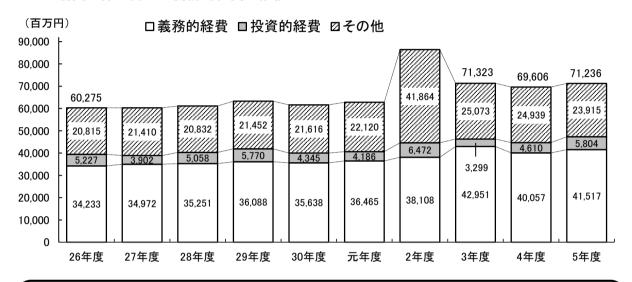
標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合が高ければ、経済状況の変化などに対する対応力があるといえます。本市は、府内14市で比較すると2番目に低い水準となります。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

6 義務的経費(人件費・扶助費・公債費)

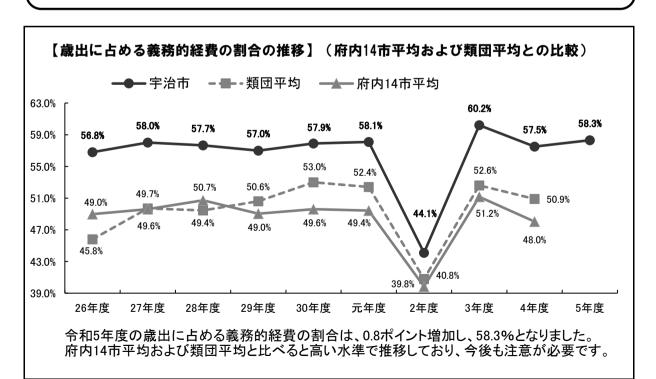
- (1) 義務的経費は、扶助費における物価高騰対策給付金事業費などの影響により、 前年度比3.6%増の41.517百万円となった
- (2) 義務的経費の歳出に占める割合は、扶助費の増加などの影響により、前年度から 0.8ポイント増加し、58.3%となった (5年度:58.3%、4年度:57.5%)

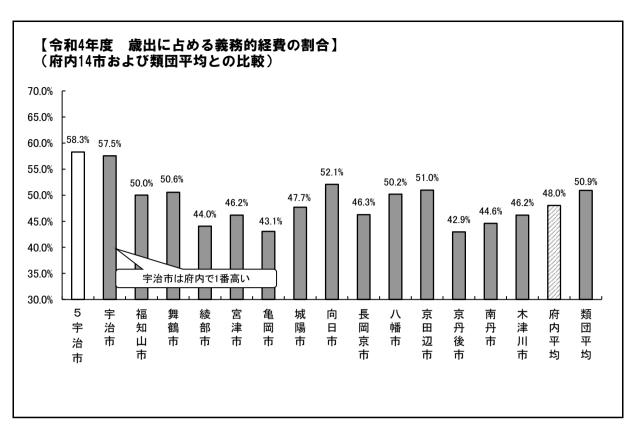
■ 歳出全体に占める義務的経費の推移 ■



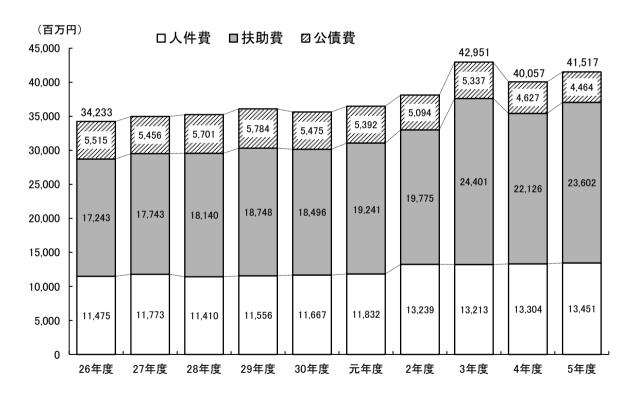
<義務的経費>

義務的経費は、職員給などの人件費、生活保護や高齢者、障害福祉などの扶助費、市債の元利償還金などの公債費からなっており、支出が義務付けられ、任意に削減できない硬直性の強い経費です。





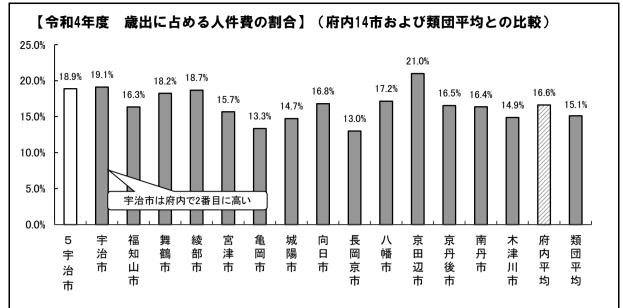
■ 義務的経費(人件費・扶助費・公債費)の推移 ■



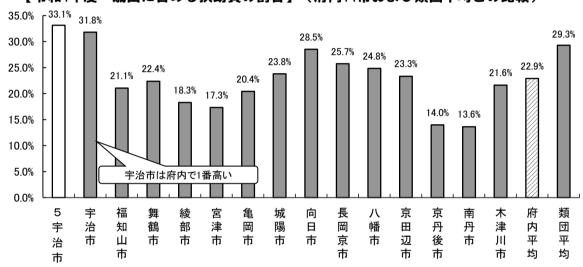
人件費は、前年度比1.1%増の13,451百万円となりました。

扶助費は、物価高騰対策給付金事業費や障害福祉関連経費などの影響により、前年度比6.7%増の23,602百万円となりました。

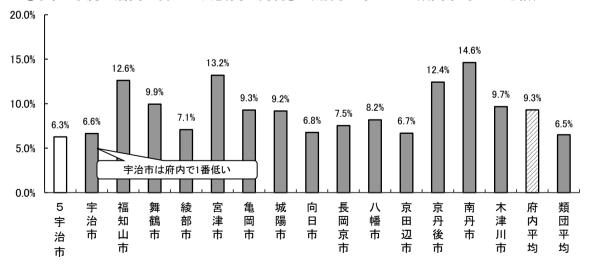
公債費は、前年度比3.5%減の4,464百万円となりました。



【令和4年度 歳出に占める扶助費の割合】(府内14市および類団平均との比較)

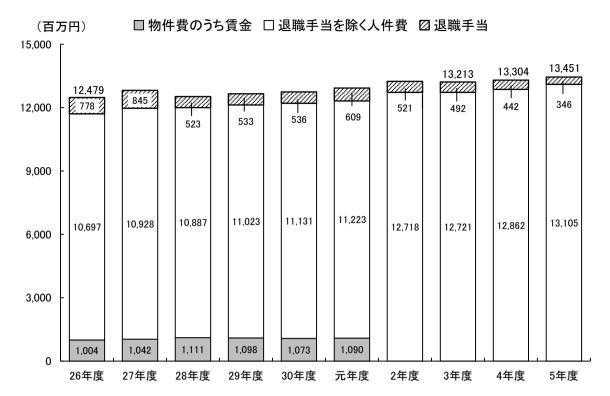


【令和4年度 歳出に占める公債費の割合】(府内14市および類団平均との比較)



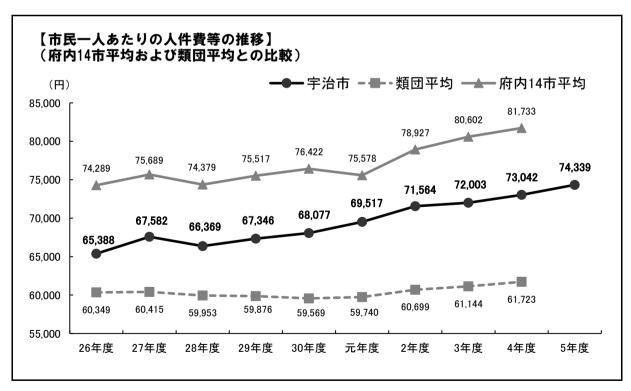
※ 四捨五入の影響により、足し上がりの数値が前頁と一致しない場合があります。

■ 人件費等の推移 ■



令和2年度の会計年度任用職員制度導入により、物件費のうち賃金は廃止され、人件費に 計上されることとなりました。

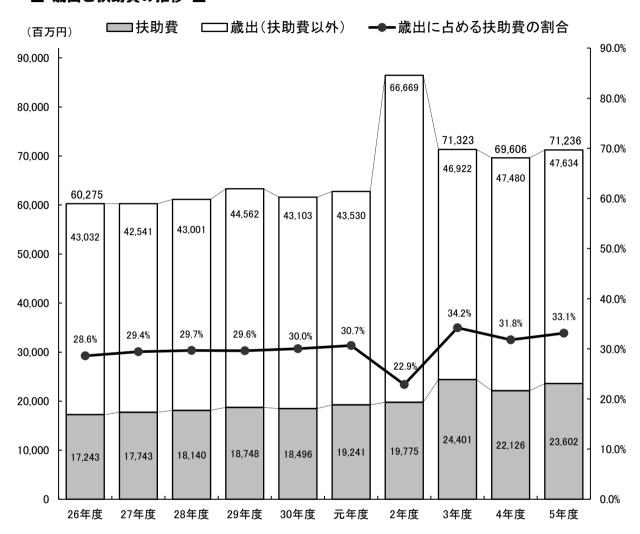
退職手当を除く人件費は、前年度から243百万円増の13,105百万円となり、人件費全体では、 前年度から147百万円増の13,451百万円となりました。



7 扶助費

扶助費は、物価高騰対策給付金事業費や障害福祉関連経費などの影響により、前年度から 1,476百万円増の23,602百万円となった

■ 歳出と扶助費の推移 ■



扶助費は、前年度比6.7%増の23,602百万円となり、歳出に占める扶助費の割合は 前年度から1.3ポイント増加し、33.1%となりました。

歳出に占める扶助費は、高い割合で推移しており、財政を硬直化させる大きな要因 のひとつとなっています。

<扶助費>

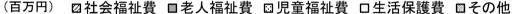
社会保障制度の一環として、各種の法令(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など)や市独自の制度に基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

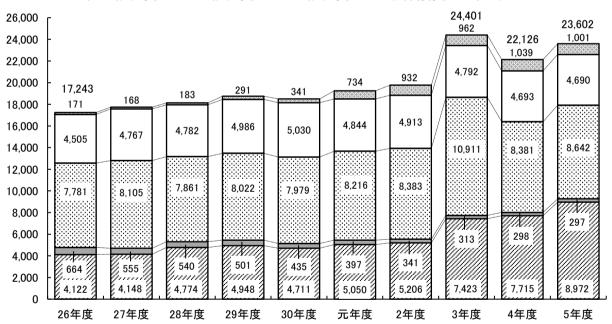
■ 扶助費と国保特会・介護特会・後期高齢特会繰出金の合計の推移 ■



平成26年度の21,593百万円に対し、令和5年度は約1.4倍の29,685百万円となりました。

■ 扶助費(目的別)の推移 ■





社会福祉費は、障害者介護給付費、障害者訓練等給付費、福祉医療費支給費などの 経費であり、前年度比16.3%増の8.972百万円となりました。

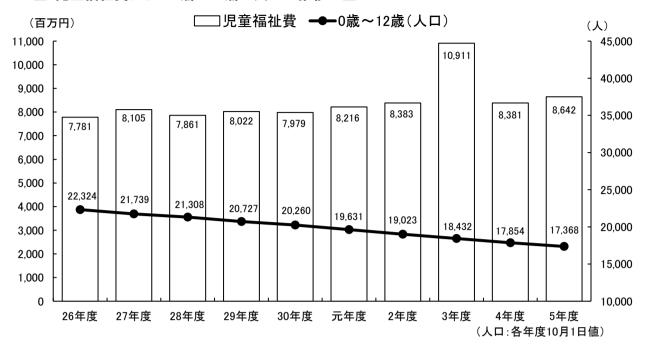
老人福祉費は、重度心身障害老人健康管理費、老人医療費支給費、老人保護措置費などの経費であり、前年度比0.3%減の297百万円となりました。

児童福祉費は、児童手当費、民間保育所等運営費、児童扶養手当費などの経費であり、 前年度比3.1%増の8,642百万円となりました。

生活保護費は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの経費であり、前年度比0.1%減の4.690百万円となりました。

児童福祉費

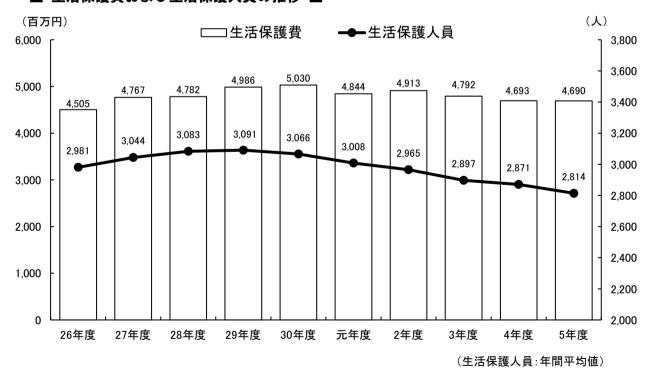
■ 児童福祉費および0歳~12歳の人口の推移 ■



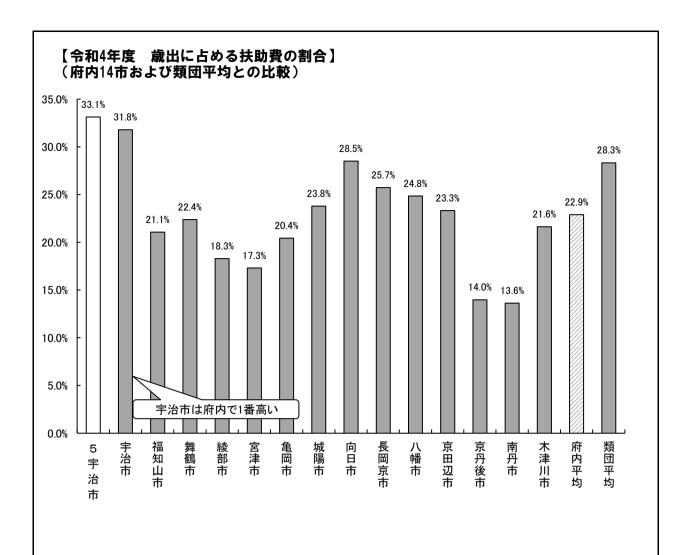
0歳~12歳の人口は、平成20年度以降年々減少し続け、令和5年度は前年度から486人少ない17,368人となり、令和5年度の児童福祉費は、障害児通所給付費や民間保育所等運営費などの影響により、前年度比3.1%増の8,642百万円となりました。

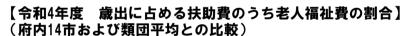
生活保護費

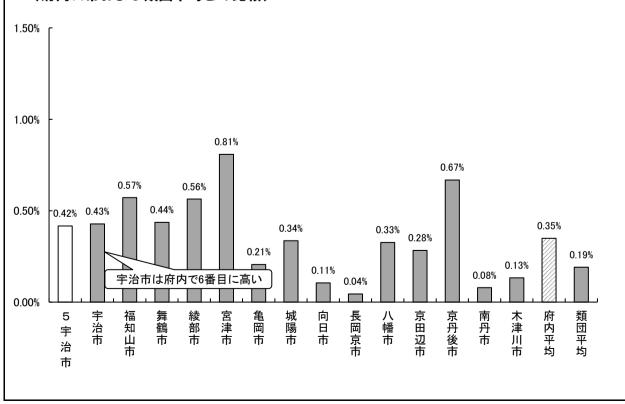
■ 生活保護費および生活保護人員の推移 ■

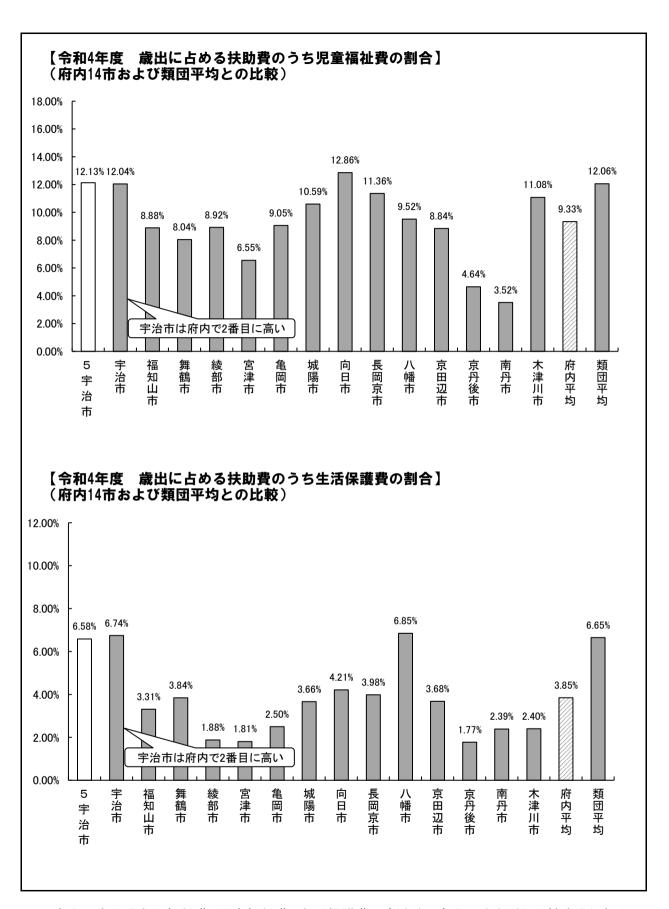


令和5年度の生活保護人員は2,814人となり、6年連続で減少しています。 また、生活保護費は前年度から3百万円減の4,690百万円となりました。









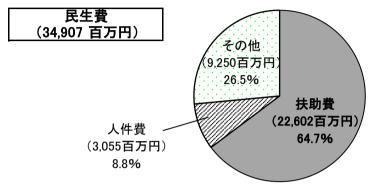
歳出に占める老人福祉費・児童福祉費・生活保護費の割合を、府内14市などと比較するとすべて 高い水準となっており、今後も扶助費のあり方を検討していく必要があると考えられます。

<扶助費と民生費>

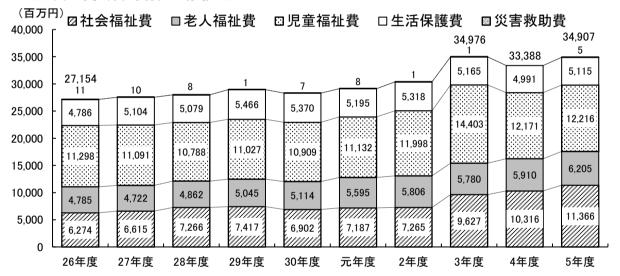
扶助費は、社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

民生費は、行政の目的別に分類した経費であり、社会福祉の充実を目的に使われた経費で、 扶助費だけではなく、人件費や、保育所・地域福祉センターなどの福祉施設の整備や運営など の経費も含まれています。

■ 令和5年度民生費に占める扶助費の割合 ■

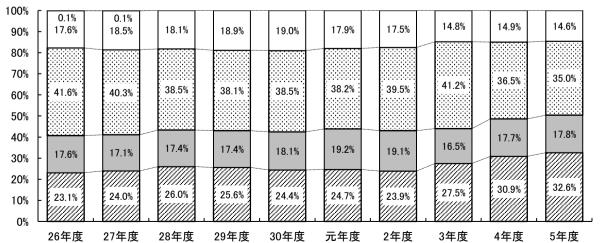


■ 民生費(目的別)の推移 ■



■ 民生費(目的別)に占める内訳の割合の推移 ■

☑社会福祉費 □老人福祉費 □児童福祉費 □生活保護費 ⊠災害救助費

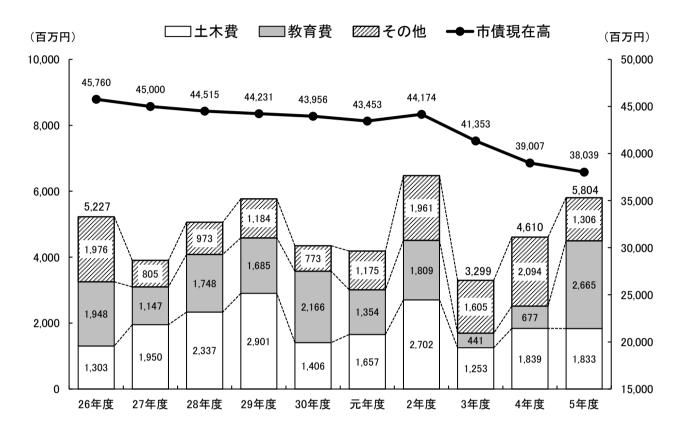


8 投資的経費

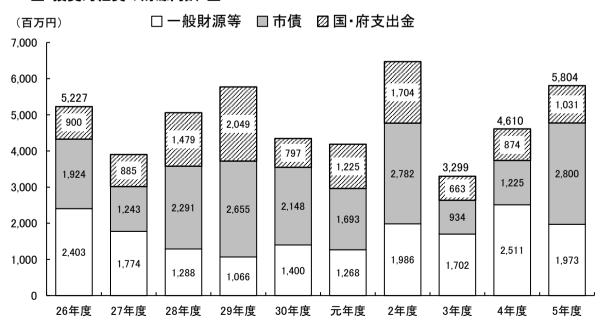
投資的経費は、(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業費などの影響により、前年度比25.9%増 の5,804百万円となった

(5年度:5,804百万円、4年度:4,610百万円)

■ 投資的経費の推移 ■



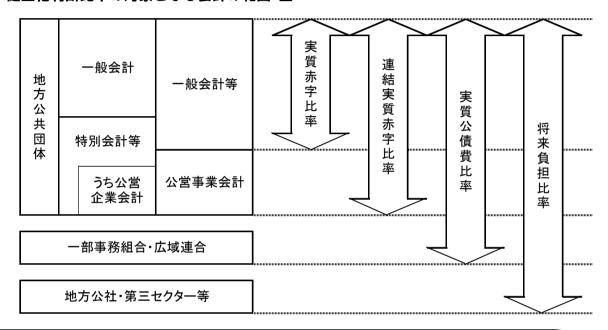
■ 投資的経費の財源内訳 ■



9 健全化判断比率(令和4年度)

- (1) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため算定されなかった
- (2) 実質公債費比率については、△0.4%となった
- (3) 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかった

■ 健全化判断比率の対象となる会計の範囲 ■



<実質赤字比率>

一般会計等が黒字か赤字かを判断する指標です(一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率)。

<連結実質赤字比率>

一般会計だけでなく、国民健康保険や水道、下水道事業などすべての特別会計等を対象として赤字を判断する指標です(全会計の赤字の標準財政規模に対する比率)。

<実質公債費比率>

市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標です(一般会計等が、 負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率)。

<将来負担比率>

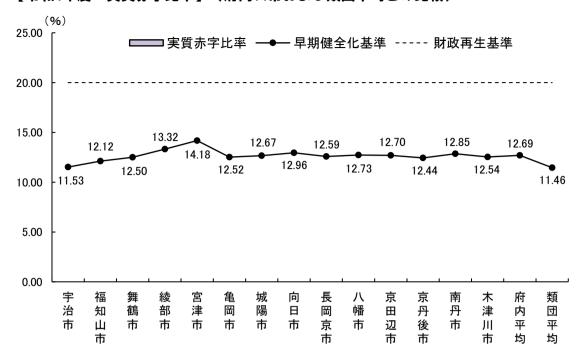
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標です(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)。

<早期健全化基準と財政再生基準>

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、 当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければ なりません。

また、再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

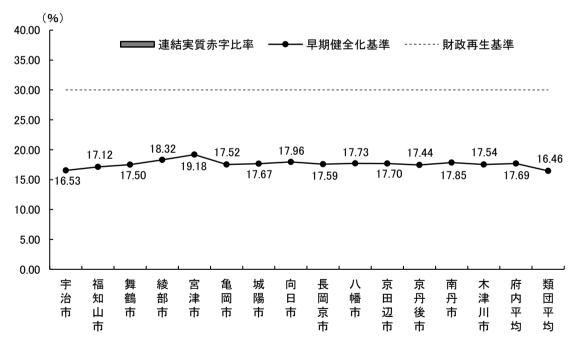
【令和4年度 実質赤字比率】(府内14市および類団平均との比較)



令和4年度の宇治市の早期健全化基準は11.53%となりましたが、黒字のため、実質 赤字比率は算定されませんでした。

財政再生基準は、20%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ11.25%~15%となっています。

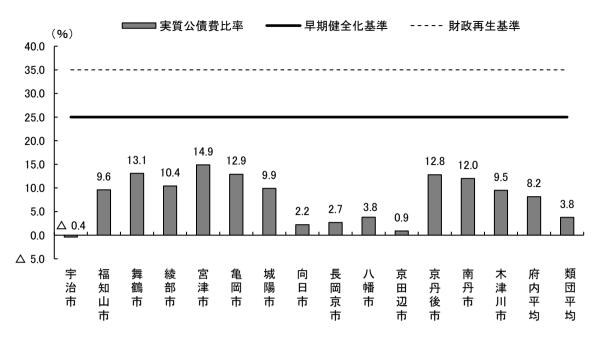
【令和4年度 連結実質赤字比率】(府内14市および類団平均との比較)



令和4年度の宇治市の早期健全化基準は16.53%となりましたが、黒字のため、連結 実質赤字比率は算定されませんでした。

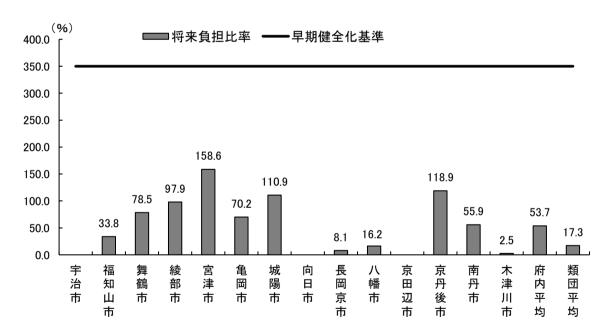
財政再生基準は、30%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ 16.25%~20%となっています。

【令和4年度 実質公債費比率】(府内14市および類団平均との比較)



令和4年度の宇治市の実質公債費比率は△0.4%となりました。 財政再生基準は、35%となっており、早期健全化基準については、25%となっています。

【令和4年度 将来負担比率】(府内14市および類団平均との比較)



令和4年度の宇治市の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されませんでした。

早期健全化基準は、350%となっています。

なお、将来負担比率には、財政再生基準の設定はありません。

(参考)令和5年度 健全化判断比率等(速報値)

令和5年度の健全化判断比率等については、あくまで速報値であり、関係機関による精査の結果、 確定値と差異が生じる場合があります。

【健全化判断比率】

健全化判断比率	本市 数値	早期健全 化基準	財政再生 基準	説明
実質赤字比率	_	11.51%	20.00%	一般会計等が黒字か赤字を判断する指標(一般 会計等の赤字の標準財政規模に対する比率)
連結実質赤字比率	_	16.51%	30.00%	一般会計だけでなく、国民健康保険や水道、下水 道事業などすべての特別会計等を対象として、赤 字を判断する指標(全会計の赤字の標準財政規 模に対する比率)
実質公債費比率	△1.0%	25.0%	35.0%	市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率)
将来負担比率	_	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

- ※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため「一」で表示している。
- ※ 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかったため「ー」で表示している。

【資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	_	20.0%
公共下水道事業会計	_	20.0%

※ 資金不足比率は、各会計で不足額が生じていないため「一」で表示している。

宇治市の家計簿

普通会計の歳入・歳出決算額を1/10,000にして、一般家庭に例えると・・・

自通去計の成人・成山大昇銀で1/10,000にして、一般多度に例えると・・・				
収入		726 万円	【前年度比 16 万円増】	
給与などの収入		573 万円 【前年度比 8 万円減】	市の基本的な収入となる市税や譲与税、交付金、 使用料、手数料、国府支出金などです。	
預貯金	の引き出し	4 万円 【前年度比 1 万円増】	基金からの取崩し額です。	
親からの仕送り		102 万円 【前年度比 8 万円増】	一定の方法により算出した額で、歳入が歳出 より少ないために国から交付される地方交付税 です。	
借り入れ	家・車購入のため	30 万円 【前年度比 17 万円増】	道路や河川の整備、市営住宅、施設等大規模改修 などの費用の借金です。	
自り入れ	生活資金のため	4 万円 【前年度比 4 万円減】	国が配分する地方交付税の資金がないため、不足 分を国と市で半分ずつ借金しています。	
前年度か	いらの繰越金	13 万円 【前年度比 2 万円増】		

支 出	712 万円	【前年度比 16 万円増】
生活費など	320 万円	光熱水費をはじめ、人件費や扶助費、維持補修費 などです。
	【前年度比 5万円増】	
子どもの教育費など	173 万円	教育費と、民生費のうちの児童福祉費です。
	【前年度比 1万円増】	
 保険料・下水道費用	91 万円	一般会計から特別会計(国民健康保険、介護保 険)、水道・公共下水道事業会計への繰出金等で
	【前年度比 1万円増】	す。
 預貯金の積立	7 万円	基金への積立額です。
	【前年度 同額】	
家や車の購入	58 万円	道路や河川の整備、市営住宅、施設等大規模改修などの費用です。
	【前年度比 12 万円増】	なとの負用です。
貸付金など	18 万円	貸付事業(宇治市中小企業低利融資事業、土地開
	【前年度比 2 万円減】	発公社への貸付金など)の費用です。
ローンの返済	45 万円	これまで借金した分の元利金払いです。
. —	【前年度比 1万円減】	

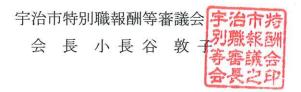
3	預 貯 金 と 借 金	の状況
預貯金残高	119 万円 【前年度比 3 万円増】	年度末の基金現在高です。
借金残高	380 万円 【前年度比 10 万円減】	年度末の市債現在高です。

特別職報酬等審議会令和6年度 資料集

目次

○ 令和5年度答申書 ○ 令和5年度答申に際しての意見具申 ○ 令和6年人事院給与勧告の背子 ○ 一般職員の給与改定率等及び国公指定職俸給表の推移 11 ○ 特別職の給料月額及び議員の報酬額並びに特別職の退職手当額の推移 12 ○ 特別職と一般職長高者との給与月額比較及び年間給与額の推移 13 ○ 市議会の本会議及び各委員会の開催状况 ○ 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説 ○ 成表歳出決算額調 普通会計及び一般会計(令和元年度~令和5年度比較) 16 ○ 健全化判断比率等について 18 ○ 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 ○ 所内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 ② 類似団体の各市の状況(特別職及び議員) ○ 所内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)表の1~2 ○ 類似団体の各市の状況(特別職及び議員) ○ 類似団体の主の項目の順位(人口、職員数、議員実数) 32 ○ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 34 ○ 類似団体の主要項目の順位(適人市民税について) 36 ○ 類似団体の主要項目の順位(適人市民税について) 36 ○ 類似団体の主要項目の順位(適人市民税について) 36 ○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 38 ○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 38 ○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 40 ○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 41 ○ 地方自治法の一部を改正する法律の概要く議会関連部分> 42 ○ 特別職役酬等審議会に関する法律の概要く議会関連部分> 44 ○ 特別職役酬等審議会に関する法律。例は及り ○ 宇治市特別職集酬等審議会規則 47 ○ 地方自治法(抜种) ○ 特別職の職員で常勤のものの治場に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの治場に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの治場手に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの治場に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの追職手当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの追職者当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの追職者当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの追職者当に関する条例(抜粋)		項目	開始
○ 令和6年人事院給与勧告の背子 7 ○ 一般職員の給与改定率等及び国公指定職俸給表の推移 11 ○ 特別職の給料月額及び議員の報酬額並びに特別職の退職下当額の推移 12 ○ 特別職と一般職長高者との給与月額比較及び年間給与額の推移 13 ○ 議員の年間報酬額の推移 13 ○ 市議会の本会議及び各委員会の開催状況 14 ○ 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説 15 ○ 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(令和元年度~令和5年度比較) 16 ○ 健全化判断比率等について 18 ○ 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 20 ○ 府内の各市の財政状況(特別職及び議員) 26 ○ 府内の各市の財政状況(特別職及び議員) 32 ○ 類似団体の各市の財政状況(特別職及び議員) 32 ○ 類似団体の主要項目の順位(分スパイレス指数、財政力指数、経常収支比率) 35 ○ 類似団体の主要項目の順位(適長、副議長、議員の報酬月額) 37 ○ 類似団体の主要項目の順位(國人市民税について) 36 ○ 類似団体の主要項目の順位(國人市民税について) 36 ○ 類似団体の主要項目の順位(國人市民税について) 36 ○ 類似団体の主要項目の順位(國人市長の4年任期内収入) 38 ○ 類似団体の主要項目の順位(國人市長の4年任期内収入) 40 ○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 42 ○ 地方自治法の一部を改正する法律の概要《議会関連部分〉 44 ○ 特別職級欄等審議会に関する法律、条例、規則について 45 ○ 宇治市財風機関設置条例(抜粋) 49 ○ 特別職の職員で常勤のものの追職手当に関する条例(抜粋) 51 ○ 宇治市議会基本条例(抜粋) 51	0	令和5年度答申書	1
 一般職員の給与改定率等及び国公指定職俸給表の推移 特別職と一般職員の報酬額並びに特別職の退職手当額の推移 請員の年間報酬額の推移 13 議員の年間報酬額の推移 市議会の本会議及び各委員会の開催状況 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説 成入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(令和元年度~令和5年度比較) 健全化判断比率等について 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 府内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)をの1~2 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)をの1~2 類似団体の各市の状況(特別職及び議員) 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 類似団体の主要項目の順位(局人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(協人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(商長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(前長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(前市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(敬育長の3年任期内収入) 特別職後酬等審議会に関する法律・条例・規則について 特別職報酬等審議会規則 中治市特別職報酬等審議会規則 中治市特別職報酬等審議会規則 中治市特別職報酬等審議会規則 中治市特別職報酬等審議会規則 中治市特別職報酬等審議会規則 中治市特別職報酬等審議会規則 中治市特別職報酬等審議会規則 中治市特別職報酬等審議会規則 中治市特別職和職員で常勤のものの過毎に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追職手当に関する条例(抜粋) 年治市議会基本条例(抜粋) 53 	0	令和5年度答申に際しての意見具申	3
 特別職と一般職長高者との給与月額比較及び年間給与額の推移 請員の年間報酬額の推移 市議会の本会議及び各委員会の開催状況 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説 成人歳出決算額調 普通会計及び一般会計(令和元年度~令和5年度比較) 健全化判断比率等について 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 所内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 類似団体の各市の状況(特別職及び議員) 育内の各市の状況(特別職及び議員) 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 類似団体の主要項目の順位(協人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(協人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(商人中民税について) 類似団体の主要項目の順位(商人申長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(都長の3年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 中治市特別職報酬等審議会規則 地方自治法(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの過報手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの過報手当に関する条例(抜粋) 中治市議会基本条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの過報手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの過報手当に関する条例(抜粋) 等治市確会基本条例(抜粋) 51 中治市議会基本条例(抜粋) 53 	0	令和6年人事院給与勧告の骨子	7
 特別職と一般職最高者との給与月額比較及び年間給与額の推移 議員の年間報酬額の推移 市議会の本会議及び各委員会の開催状況 前費者物価指数及び財政指数に係る用語解説 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(令和元年度~令和5年度比較) 健全化判断比率等について 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 府内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 類似団体の各市の状況(特別職及び議員) 育内の各市の状況(特別職及び議員) 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率) 類似団体の主要項目の順位(協人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(満長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(副市長の3年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(副市長の3年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 特別職衛酬等審議会に関する法律・条例・規則について 特別職報酬等審議会規則 中治市特別職報酬等審議会規則 地方自治法(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの治与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの治与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの過職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの過職手に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの過職手に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの過職手に関する条例(抜粋) 51 宇治市議会基本条例(抜粋) 53 	0	一般職員の給与改定率等及び国公指定職俸給表の推移	11
 ○ 議員の年間報酬額の推移 ○ 市議会の本会議及び各委員会の開催状況 ○ 満者物価指数及び財政指数に係る用語解説 ○ 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(令和元年度~令和5年度比較) ○ 健全化判断比率等について ○ 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 ○ 育内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 ○ 類似団体の各市の財政状況(特別職及び議員) ○ 育内の各市の状況(特別職及び議員) ○ 育内の各市の状況(特別職及び議員) ○ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) ○ 類似団体の主要項目の順位(ラスペイレス指数、財政力指数、経常収支比率) ○ 類似団体の主要項目の順位(同人市民税について) ○ 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について) ○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(都育長の3年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) ○ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について ○ 宇治市附属機関設置条例(抜粋) ○ 宇治市特別職報酬等審議会規則 47 ○ 地方自治法(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜枠) ○ 特別職の職員で常勤のものの過職手当に関する条例(抜枠) ○ 特別職の職員で常勤のものの過職手当に関する条例(抜枠) ○ 特別職の職員で常勤のものの過職手当に関する条例(抜枠) ○ 特別職の職員で常勤のものの過職手当に関する条例(抜枠) ○ 等治市議会基本条例(抜枠) ○ 等治市議会基本条例(抜枠) ○ 53 	0	特別職の給料月額及び議員の報酬額並びに特別職の退職手当額の推移	12
□ 市議会の本会議及び各委員会の開催状況 14 □ 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説 15 □ 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(令和元年度~令和5年度比較) 16 □ 健全化判断比率等について 18 □ 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 20 □ 府内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 24 □ 類似団体の各市の状況(特別職及び議員) 26 □ 府内の各市の状況(特別職及び議員) 32 □ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 34 □ 類似団体の主要項目の順位(所入の大力と指数、財政力指数、経常収支比率) 35 □ 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 37 □ 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 37 □ 類似団体の主要項目の順位(前長の4年任期内収入) 38 □ 類似団体の主要項目の順位(前局長の4年任期内収入) 40 □ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 40 □ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 42 □ 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> 44 □ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 45 □ 宇治市特別職報酬等審議会規則 47 □ 地方自治法(抜粋) 48 □ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 51 □ 宇治市議会基本条例(抜粋) 55 □ 宇治市議会基本条例(抜粋) 55	0	特別職と一般職最高者との給与月額比較及び年間給与額の推移	13
 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(令和元年度~令和5年度比較) 健全化判断比率等について 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 所内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 類似団体の各市の状況(特別職及び議員) 府内の各市の状況(特別職及び議員) 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率) 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(請長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 特別職報酬等審議会は関する法律・条例・規則について 宇治市附属機関設置条例(抜粋) 中治市特別職報酬等審議会規則 地方自治法(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追願手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追願手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追願手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追願手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追願手当に関する条例(抜粋) 	0	議員の年間報酬額の推移	13
 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(令和元年度~令和5年度比較) 健全化判断比率等について 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 府内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 類似団体の各市の財政状況(特別職及び議員) 府内の各市の状況(特別職及び議員) 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 類似団体の主要項目の順位(局力、職員数、財政力指数、経常収支比率) 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(前長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(都有長の3年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 特別職報酬等審議会規則 宇治市特別職報酬等審議会規則 申方自治法(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの追職手当に関する条例(抜粋) 	0	市議会の本会議及び各委員会の開催状況	14
 ○ 健全化判断比率等について ○ 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 ○ 府内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 ○ 預人の各市の財政状況(特別職及び議員) ○ 府内の各市の状況(特別職及び議員) ○ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) ○ 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率) ○ 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について) ○ 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) ○ 類似団体の主要項目の順位(前長の4年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(都市長の4年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) ○ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について ○ 特別職報酬等審議会規則 ○ 宇治市特別職報酬等審議会規則 ○ 宇治市特別職報酬等審議会規則 ○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの過職手当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 	0	消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説	15
 類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4 府内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 類似団体の各市の状況(特別職及び議員) 府内の各市の状況(特別職及び議員) 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率) 類似団体の主要項目の順位(周人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(制市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 特別職報酬等審議会規則 特別職報酬等審議会規則 地方自治法(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 等治市議会基本条例(抜粋) 等別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ラ治市議会基本条例(抜粋) 	0	歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(令和元年度~令和5年度比較)	16
 ○ 府内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2 ○ 類似団体の各市の状況(特別職及び議員) ○ 府内の各市の状況(特別職及び議員) ○ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) ○ 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率) ○ 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について) ○ 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) ○ 類似団体の主要項目の順位(前長の4年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) ○ 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> ○ 特別職報酬等審議会規則 ○ 宇治市特別職報酬等審議会規則 ○ 中治市特別職報酬等審議会規則 ○ 中治市特別職報酬等審議会規則 ○ 中治市特別職報酬等審議会規則 ○ 中治市特別職報酬等審議会規則 ○ 中治市特別職報酬等審議会規則 ○ 中治市特別職和酬等審議会規則 ○ 中治市特別職和酬等審議会規則 ○ 中治市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 宇治市議会基本条例(抜粋) 51 	0	健全化判断比率等について	18
 類似団体の各市の状況(特別職及び議員) 7月内の各市の状況(特別職及び議員) 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率) 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(前長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(割市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 特別職報酬等審議会に関する法律の概要<議会関連部分> 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 宇治市特別職報酬等審議会規則 中治市特別職報酬等審議会規則 中方自治法(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 等治市議会基本条例(抜粋) デ治市議会基本条例(抜粋) 	0	類似団体の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~4	20
 ○ 府内の各市の状況(特別職及び議員) ○ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) ○ 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率) ○ 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について) ○ 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) ○ 類似団体の主要項目の順位(前長の4年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) ○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) ○ 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> ○ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について ○ 宇治市特別職報酬等審議会規則 ○ 中治市特別職報酬等審議会規則 ○ 中治法(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 51 ○ 宇治市議会基本条例(抜粋) 	0	府内の各市の財政状況(令和4年度普通会計決算)その1~2	24
 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数) 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率) 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 宇治市特別職報酬等審議会規則 ・宇治市特別職報酬等審議会規則 サ別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの必職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) デ治市議会基本条例(抜粋) 	0	類似団体の各市の状況(特別職及び議員)	26
 類似団体の主要項目の順位(ラスペイレス指数、財政力指数、経常収支比率) 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(前長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(都育長の3年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 宇治市附属機関設置条例(抜粋) 宇治市特別職報酬等審議会規則 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 宇治市議会基本条例(抜粋) 	0	府内の各市の状況(特別職及び議員)	32
 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について) 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 宇治市附属機関設置条例(抜粋) 宇治市特別職報酬等審議会規則 中方自治法(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 宇治市議会基本条例(抜粋) 	0	類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数)	34
 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額) 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 宇治市附属機関設置条例(抜粋) 中治市特別職報酬等審議会規則 サ別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 宇治市議会基本条例(抜粋) 	0	類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率)	35
 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 宇治市附属機関設置条例(抜粋) 中治市特別職報酬等審議会規則 地方自治法(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 宇治市議会基本条例(抜粋) 	0	類似団体の主要項目の順位(個人市民税について)	36
 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入) 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 宇治市附属機関設置条例(抜粋) 宇治市特別職報酬等審議会規則 地方自治法(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 宇治市議会基本条例(抜粋) 	0	類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額)	37
 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入) 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について 宇治市附属機関設置条例(抜粋) 宇治市特別職報酬等審議会規則 地方自治法(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 宇治市議会基本条例(抜粋) 宇治市議会基本条例(抜粋) 	0	類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入)	38
 ○ 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分> ○ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について ○ 宇治市附属機関設置条例(抜粋) ○ 宇治市特別職報酬等審議会規則 ○ 地方自治法(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 宇治市議会基本条例(抜粋) 	0	類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入)	40
 ○ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について ○ 宇治市附属機関設置条例(抜粋) ○ 宇治市特別職報酬等審議会規則 ○ 地方自治法(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 宇治市議会基本条例(抜粋) 53 	0	類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入)	42
 ○ 宇治市附属機関設置条例(抜粋) ○ 宇治市特別職報酬等審議会規則 ○ 地方自治法(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 宇治市議会基本条例(抜粋) 53 	0	地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分>	44
 ○ 宇治市特別職報酬等審議会規則 ○ 地方自治法(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) ○ 宇治市議会基本条例(抜粋) 	0	特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について	45
○ 地方自治法(抜粋) 48 ○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋) 49 ○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋) 51 ○ 宇治市議会基本条例(抜粋) 53	0	宇治市附属機関設置条例(抜粋)	46
○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋)○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋)51○ 宇治市議会基本条例(抜粋)53	0	宇治市特別職報酬等審議会規則	47
○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋)51○ 宇治市議会基本条例(抜粋)53	0	地方自治法(抜粋)	48
〇 宇治市議会基本条例(抜粋) 53	0	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋)	49
	0	特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋)	51
○ 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋) 59	0	宇治市議会基本条例(抜粋)	53
	0	宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)	59

宇治市長 松村 淳子 様



宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、 副市長及び教育長の給料の額について(答申)

令和5年9月6日付5宇市人第369号にて諮問を受けた標記の件について、 審議を重ね慎重に検討しました結果、全委員の一致をもって下記の額が妥当と の結論に達しましたので、ここに答申をいたします。

記

区 分	報酬等月額(円)
議長	635,000
副議長	585,000
議員	5 3 5, 0 0 0
市長	1, 075, 000
副市長	895, 000
教育長	785,000

※上記の額は、それぞれの報酬又は給料を定める 条例の本則の額と同額です。 本審議会は、市議会議員、市長、副市長及び教育長(以下「市議会議員及び特別職」という。)の職務と職責、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考え方に基づき、審議にあたっております。その上で、本年におきましても、本市の財政状況や今後の見通し、府内各市及び類似団体等における財政指標等の状況や任期内収入を見据え、さらに、これまでの市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定状況や、今後の市政運営の方向性などの各種の関係資料等を基に検討し、厳正かつ公正な見地から議論を重ね、この度、一定の結論に至りました。

市議会議員及び特別職は、ますます複雑多様化する市民ニーズに迅速な対応が求められ、限られた財源の中で、質の高い政策や市民サービスを実行することにより、安全・安心なまちづくりはもとより、より豊かな地域社会や満足度の高い市政運営が求められるなどの重責を負われているところです。

そうした中、市議会議員及び特別職の報酬等の額は、類似団体等と比較しても概ね適正な水準であること、本年の人事院勧告では国の指定職の俸給が引き上げとなっていますが、その額はわずかであり、反映させるほどではないこと等も考慮すると、報酬等を積極的に引き上げるような状況にないと考えているところであります。

このような検討の結果、市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額は、据え置くことが妥当であると判断いたしました。

特別職が、平成30年4月から条例本則の月額より、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料減額措置を実施されていることにつきましては、昨年の本審議会において、本来あるべき水準への回復の検討を提言したところですが、特別職においては、減額措置を継続する判断をされました。このことについては、市の財政状況や、行財政運営の取組等により、減額を継続する判断をされたものと受け止めておりますが、本審議会といたしましては、答申に基づいた条例本則の月額を支給することが望ましいと考えているものであり、今後の行財政状況等を見極める中で、しかるべき時期に、本来の水準へ回復されるべきと考えます。

終わりに、物価上昇等が市民生活に大きな影響を与える中にあって、市議会議員及び特別職の職務や職責は、さらに重要性を増しているところであります。今後もより一層職務に精励され、経費削減のための内部改革に取り組まれますとともに、人口減少社会においても持続的に発展する魅力あるまちづくりを進められることを期待いたします。

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会 字治市特 会 長 小 長 谷 敦 子等審議会会長之印

答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、 副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内 の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおりの結 論となりましたので、意見具申をいたします。

記

令和5年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、本年の 人事院勧告等を踏まえ、年間3.4月分が妥当と考えるところです。 ※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当(期末手当及び退職手当)も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。

A 年間の総収入 (報酬(又は給料)月額×12月+期末手当)

区分	改定後	現行	差額
議長	10, 426, 700	10, 344, 150	+82,550
副議長	9, 605, 700	9, 529, 650	+76,050
議員	8, 784, 700	8, 715, 150	+69,550
市長	17, 651, 500	17, 511, 750	+139,750
副市長	15, 775, 900	15, 659, 550	+116, 350
教育長	12, 889, 700	12, 787, 650	+102,050

B 任期内の総収入 (A×任期+退職手当(市長・副市長・教育長のみ))

区分	任期	改定後	現行	差額
議長		41, 706, 800	41, 376, 600	+330, 200
副議長		38, 422, 800	38, 118, 600	+304, 200
議員	4年	35, 138, 800	34, 860, 600	+278, 200
市長		87, 376, 000	86, 817, 000	+559,000
副市長		73, 127, 600	72, 662, 200	+465, 400
教育長	3年	43, 967, 850	43, 661, 700	+306, 150

C 任期1年あたりの総収入 (B÷任期)

区分	改定後	現行	差額
議長	10, 426, 700	10, 344, 150	+82,550
副議長	9, 605, 700	9, 529, 650	+76,050
議員	8, 784, 700	8, 715, 150	+69,550
市長	21, 844, 000	21, 704, 250	+139, 750
副市長	18, 281, 900	18, 165, 550	+116, 350
教育長	14, 655, 950	14, 553, 900	+102,050

※ 市長10%、副市長8%、教育長7%の給料月額の減額措置があるものと して算定した場合は以下の通りとなります。

A'年間の総収入 (報酬(又は給料)月額×12月+期末手当)

区分	改定後	現行	差額
市長	16, 361, 500	16, 221, 750	+139, 750
副市長	13, 836, 700	13, 720, 350	+116, 350
教育長	12, 230, 300	12, 128, 250	+102,050

B'任期内の総収入 (A'×任期+退職手当)

区分	任期	改定後	現行	差額
市長	4年	82, 216, 000	81, 657, 000	+559,000
副市長	44	65, 370, 800	64, 905, 400	+465, 400
教育長	3年	41, 989, 650	41, 683, 500	+306, 150

C'任期1年あたりの総収入 (B'÷任期)

区分	改定後	現行	差額
市長	20, 554, 000	20, 414, 250	+139,750
副市長	16, 342, 700	16, 226, 350	+116, 350
教育長	13, 996, 550	13, 894, 500	+102,050

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及 び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長 (以下「市議会議員及び特別職」という。)に支給する諸手当につきましても、 慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を 参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準 としつつ、本市の財政状況や今後の市政運営の見通し等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況としては、市税収入の増加や地方交付税の追加交付などにより、単年度収支については5年連続の黒字となったものの、令和4年度決算における経常収支比率は、前年度から1.6ポイント増加した93.6%となりました。扶助費などにおける経常的な歳出は増加しており、更なる健全な財政運営に取り組まれることを期待いたします。

議論の中では、経常収支比率の悪化が実際の施策展開に及ぼす影響などが見えにくく、市債縮減等による健全性保持と市債発行による積極的な施策展開との適正なバランスがわかりにくい、また、財政黒字が続いているが、イベントの廃止や活動場所の減少など、市民サービスが縮小されているように感じるなどの意見もあったものの、この間財政健全化に向けた全庁的な取組を行いその成果を出していることや、景気回復期における物価高騰対策に積極的な予算措置を図っている等、市民ニーズに応じた行財政運営に努められており、現段階ではこれまでどおり人事院勧告等を踏まえた改定を行うことが適当であると考えます。

人事院勧告では、国の指定職について、期末・勤勉手当の支給割合を合計 0.1月引き上げて、年間3.4月とする勧告がなされました。上記の議論 の結果を踏まえるとともに、これまでの改定状況を考慮して、市議会議員及 び特別職の期末手当につきましては年間3.4月に改定し、実施時期につき ましては令和5年度からの実施が適当であると判断します。

本年の給与勧告のポイント①

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- ▶ 『周例給』官民較差:11,183円(2.76%)を用いて引上げ改定
- > 【ボーナス】0.10月分引上げ(年間:4.50月→4.60月)
- ▶ 「給与制度のアップデート」 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換 ①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備
- ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善 官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

給与勧告制度の基本的考え方

- ✓ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ✓ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ✓ 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)が基本
- ✓ 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査(完了率82.5%)。主な給与決定要素(役職段階、勤務地域、学歴、 年齢)を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

本年の給与勧告のポイント②

- **月例給** [民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較] 《令和6年4月1日実施》
- ✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳]
 - ⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定〔内訳:俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返り分(**) 1,267円〕

※俸給の改定により諸手当の額が増減する分

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 総与制度のアップラートの先行実施 (総合職(大卒)] 230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)] 220,000円(+12.1%[+23,800円])
 【一般職(高卒)] 188,000円(+12.8%[+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)] 284,800円 【一般職(大卒)] 271,200円
- ▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定 ※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)
 - ※ 指定職俸給表は、行政職俸給表(一)の引上げを踏まえ、行政職俸給表(一)10級の平均改定率(1.1%)と同程度の引上げ改定を行う。
- ボーナス [直近1年間(昨年8月~本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較] 《令和6年4月1日実施》
- ✓ 民間の支給割合…4.60月
- ✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月
- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.50月分→4.60月分(±0.10月分)
- ▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数を ともに0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	- 12月期
令和6年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.275月(現行1.225月)
	勤勉手当	1.025月(支給済み)	1.075月(現行1,025月)
7年度	期末手当	1.25 月	1.25 月
以降	勤勉手当	1.05 月	1.05 月

※事務局途記(令和6年人事院動告本文の内容に基づき作成) (指定職俸給表通用階員の場合の支給月数) 現行 3.4月 → 令和6人勧 3.45月

		547847676	6月)期	12月期
	令和6年度	期來手当	0.65月(支給済)	0.675月(現行0.65月)
		动触手当	1.05月 (支給済)	1.075月(現行1.05月)
	7年度	期末手当	0.6625月	0.6625月
))	以降	動始手当	1.0625月	1.0625月

- 寒冷地手当《手当額改定:令和6年4月1日実施、支給地域改定;令和7年4月1日実施》
- ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定
- ※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

給与制度のアップデート 基本的な考え方

対応すべき課題

1 人材の確保への対応

2 組織パフォーマンスの向上

ワークスタイルやライフスタイル の多様化への対応

潜在的志望者層にも訴求し得る給与とし、 採用市場での競争力を向上 役割や能力・実績等をより反映した処遇と するとともに、全国各地での行政サービス 提供維持のため人事配置を円滑化

職員の選択を後押しし、様々な形での活躍を 支援



若年層の採用等における より競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、初任給等若年層の給与水準の引上げ

職務や職責をより重視した 俸給体系等の整備

特に管理職は、重い職責を反映した俸給水準とするなど処遇を改善

能力・実績をより適切に反映した 昇給・ボーナスの決定

職員層や各府省の実情に応じて、より柔軟・適切に 勤務成績反映ができるよう措置

6つの観点で給与制度を整備

地域における民間給与水準の反映

最新の民間データを反映するとともに、 異動の円滑化等に資するよう地域手当を見直し 採用や異動をめぐる様々なニーズ への適応

人材確保の困難性や、ライフスタイルの多様化 を踏まえ、採用・人事配置の円滑化のため、 通勤手当・単身赴任手当や再任用された職員の 諸手当を見直し その他環境の変化への対応

生活補助的な給与について官民の状況の変化を 踏まえたものとするため、扶養手当を見直し

制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

給与制度のアップデート 措置内容 ①俸給

係員級:新卒初任給の引上げ等

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
 - ✓ 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上
 - ✓ 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
 - ✓ 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績をより昇給に反映可能となるよう見直し
 - ✓ 上位の昇給区分の職員割合を係長級~課長補佐級と同様の割合に引上げ (現行20%→見直し後25%)

【行政職俸給表(一)の初任給】

	総合職試験 (大卒)	一般職試験 (大卒)	一般職試験 (高卒)	
改定前	200,700円	196, 200円	166,600円	
改定後	230,000円	220,000円	188,000円	
	+29,300円 (+14.6%)	+23,800円 (+12.1%)	+21, 400円 (+12, 8%)	
本府省勤務 の場合	284, 800円	271,200円	232,800円	

(注)「本府省勤務の場合」は、地域手当(20%)及び本府省業務調整手当を含む。

係長級~本府省課長補佐級:俸給の最低水準の引上げ等

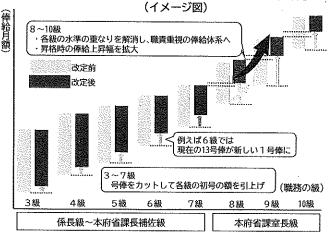
◆ 初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ(最大3.5万円)✓ 若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善

本府省課室長級:職責重視の俸給体系への見直し

- 各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消✓ より職責を重視した俸給体系となるよう大幅見直し
- 昇格時の俸給上昇幅(最大5万円の上昇)拡大昇格により給与が大きく上昇する仕組みに
- 昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給でも更なる 給与上昇を確保

※行政職(一)、専門行政職、税務職、公安職(一)(二)、教育職(一)、研究職、医療職(一)に導入

【係長級~本府省課室長級の俸給水準(行政職俸給表(一))】



4

3

与制度のアップ

【現行】

級地区分

1級地

2級地

3級地

4級地

5級地

支給割合

20%

16%

15%

12%

10%

6%

3%

地域手当の大くくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び 人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。 民間賃金が高い 東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。 引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例:現行4級地12% → 見直し後4級地8%



● 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【見直し後】 16都府県	級地区分	支給割合		支給地域の例 (中核的な市で個別に指定)	
+79市	1級地	20%		東京都特別区	
	2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市	等
	3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市	等
	4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、 広島市、福岡市	等
	5級地	4%	茨城県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 静岡県、三重県、 滋賀県、兵庫県、 奈良県、広島県、 福岡県	札幌市、岡山市、高松市	等

東京都特別区

横浜市、大阪市

さいたま市、千葉市、名古屋市

京都市、広島市、福岡市

仙台市、静岡市、高松市

札幌市、新潟市、岡山市

異動保障の延長 [令和7年4月以降の異動者に適用]

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
 - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例:1級地20%

→4級地8%に異重

勂	異動保障 7年目 (20%)	異動保障			異動保障を 3年目は60%)
		2年目(16%)	異動保障 3年目 (12%)	1.4	【現行】異動保障 2年で終了
				4級地 (8%)	

支給地域の例

等

等

等

等

等

見直し後の支給地域及が支給割合

光色し後の文帖	記画し後の支給地域及の支給割合					
級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域				
1級地 (20%)		東京都:特別区				
2級地(16%)	東京都	茨城県:つくば市 神奈川県:横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府:大阪市、吹田市				
3級地(12%)	神奈川県大阪府	茨城県: 取手市、守谷市 埼玉県: さいたま市、志木市、和光市 千葉県: 千葉市、成田市、袖ケ浦市、印西市 愛知県: 名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県: 西宮市、芦屋市、宝塚市				
4級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県:仙台市、多賀城市 茨城県:水戸市、日立市、土浦市、龍ケ崎市、牛久市 埼玉県:川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県:市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県:静岡市 三重県:四日市市、鈴鹿市 滋賀県:大津市、草津市、栗東市 兵庫県:神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県:奈良市、大和郡山市、天理市 広島県: 伝島市 福岡県:福岡市、春日市、福津市				
5級地(4%)	茨栃埼千静三滋兵奈広福城木玉葉岡重賀庫良島岡県県県県県県県県県県県県県県	北海道:札幌市 群馬県:前橋市、高崎市、太田市 富山県:富山市 石川県:金沢市 山梨県:甲府市 長野県:長野市、松本市、塩尻市 岐阜県:岐阜市 和歌山県:和歌山市、橋本市 岡山県:岡山市、倉敷市 香川県:高松市				

給与制度のアップデート 措置内容 ③その他諸手当

扶養手当の見直し

- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ
 配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応
 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

扶養	親族	現行	令和7年度	令和8年度
第7個土	行(一) 7級以下	6,500円	3,000円	= 1
配偶者	行(一) 8級	3,500円	廃止	廃止
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

通勤手当の引上げ・支給要件拡大等

- 通勤手当の手当額を大きく引上げ
 - ✓ 支給限度額を15万円に引上げ
 - ✓ 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- 通勤手当・単身赴任手当の支給要件を拡大
 - ✓ 採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能に
 - ✓ 育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に

【見直し後】

在来線運賃相当額上新幹線特急料金相当額

管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

● 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	<u>午前0時</u> ~午前5時	<u>午後10時</u> ~午前5時
職員	俸給の特別調整額 適用職員のみ	指定職職員、専門スタッフ職職員(2級 以上)、特定任期付職員、任期付研究員 (招へい型)を追加

再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に 異動の円滑化に資する手当を新たに支給
 - ✓ 地域手当の異動保障等
 - ✓ 研究員調整手当
 - ✓ 住居手当
 - ✓ 特地勤務手当(準ずる手当含む)
 - ✓ 寒冷地手当

[地域手当の異動保障、特地勤務手当に準ずる手当は令和7年4月以降の 異動者に適用]

各手当の支給額は一般の職員と同様

給与制度のアップデート 措置内容 ④ボーナス

勤勉手当の成績率の上限引上げ等

- 本府省課長級以下の職員について、最上位の成績区分の 成績率(支給月数に相当)の上限を平均支給月数の3倍 に引上げ
- 各府省の裁量により最上位の成績区分の適用者を増や せるよう、上位の成績区分の人員分布率を見直し

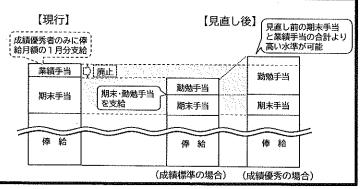
【勤勉手当の成績率及び人員分布率(一般職員の場合)】

	現行	見直し後	
「特に優秀」区分の 成績率上限	平均支給月数の2倍 2.05 (平均支給月数1.025)	平均支給月数の3倍 3.15 (平均支給月数1.05)	
上位の成績区分の 人員分布率	特に優秀:5%以上 優 秀:25%以上	「特に優秀」と「優秀」を合わせ て30%以上(うち「特に優秀」 を5%以上)※	

※例えば、「特に優秀」10%、「優秀」20%とするなど柔軟な適用が可能になる。

特定任期付職員のボーナス拡充

- 期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
 - ✓ 特定任期付職員業績手当を廃止
 - ✓ 成績優秀者は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準を可能に
 - ✓ 成績標準者は、見直し前の期末手当と同水準



'/

一般職員の給与改定率等の推移

年度	給与改定率			宇治市		
	国家公務員(%)	人事院勧告率(%)	宇治市職員(%)	ラスパイレス指数	職員定昇率(%)	
R5	1.1 1.1		0.81	100.7	1.6	
R4	0.3	0.3	0.3	101.7	1.7	
R3	-	-	-	101.4	1.7	
R2	-	-	-	101.6	1.7	

国公指定職俸給表の推移

号俸	H27年度以降 俸給月額※1	H27年度以降 俸給月額※2	R5年度以降 俸給月額※3	官職
1	705,000	706,000	708,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職(一号俸又は二号 俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸)
2	760,000	761,000	763,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職(一号俸又は二号 俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸)
3	817,000	818,000	820,000	外局の次長(国家行政組織法第十八条第三項の規定によるものをいう。)、試験所、研究所、病院又は療養所の長 (前三項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの
4	894,000	895,000	898,000	内部部局(国家行政組織法第七条第一項の官房及び局をいう。)の長、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前二項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの
5	964,000	64,000 965,000 968,000		試験所、研究所、病院又は療養所の長(前項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの
6	1,034,000	1,035,000	1,038,000	外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第 三条第三項の庁をいう。以下同じ。)の長官、会計検査院 事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、省名審議 官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、原子力規制 庁長官、経済社会総合研究所長
7	1,106,000	1,107,000	1,110,000	警視総監、国税庁長官、海上保安庁長官
8	1,174,000	1,175,000	1,178,000	事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣 法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費 者庁長官、最高裁判所事務総長

- ※1 H26人事院勧告でH27年度4月以降の改定として勧告されたもの
- ※2 H27人事院勧告でH27年度4月に遡及して改定を勧告されたもの
- ※3 R5人事院勧告でR5年度4月に遡及して改定を勧告されたもの

特別職の給料月額の推移

現在

	市長 支給額(円) 伸び率(%)		副市長		教育長	
			支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)
H21.12.1	1,075,000	3.9	895,000	4.1	785,000	4.0
H15.12.1	1,035,000	△ 3.3	860,000	△ 3.4	755,000	△ 3.2
H15.1.1	1,070,000	△ 3.6	890,000	△ 3.3	780,000	△ 3.7

※H21.12~特別職地域手当廃止。1万円を減額。

※H29.2~特別職一律5%減額。※H30.4~市長10%、副市長8%、教育長7%減額。

議員の報酬額の推移

現在

	議	長	副調	義長	議員		
	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	
H15.12.1	635,000	△ 2.3	585,000	△ 2.5	535,000	△ 2.7	
H15.1.1	650,000	△ 3.0	600,000	△ 3.2	550,000	△ 3.5	
H9.12.1	670,000	3.1	620,000	3.3	570,000	3.6	

特別職の退職手当額の推移

現在

	市	長	副市	副市長 教育		
	給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)
	退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)
H29.10.12	1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
1123.10.12	16,770,000	0.0	10,024,000	0.0	5,298,750	△ 25.0
H29.2.1	1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
1123.2.1	16,770,000	0.9	10,024,000	1.1	7,065,000	1.3
H23.4.1	1,065,000	390/100	885,000	280/100	775,000	225/100
1123.4.1	16,614,000	△ 13.3	9,912,000	△ 17.6	6,975,000	△ 21.1
H21.12.1	1,065,000	450/100	885,000	340/100	775,000	285/100
1121.12.1	19,170,000	2.9	12,036,000	2.9	8,835,000	2.6
H19.1.1	1,035,000	450/100	860,000	340/100	755,000	285/100
1119.1.1	18,630,000	0.0	11,696,000	△ 10.5	8,607,000	△ 8.1
H15.12.1	1,035,000	450/100	860,000	380/100	755,000	310/100
1113.12.1	18,630,000	△ 3.3	13,072,000	△ 3.4	9,362,000	△ 3.2

特別職と一般職最高者との給与月額比較

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
合計	1,075,000	895,000	785,000	600,499
給料	1,075,000	895,000	785,000	462,855
地域手当	-	-	-	35,244
管理職手当	-	-	-	102,400

特別職と一般職最高者の年間給与額の推移

	(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
R6年	度 計(見込)	16,361,500	13,836,700	12,230,300	10,245,786
	給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,205,988
	期末手当	4,751,500	3,955,900	3,469,700	3,039,798
R5年	度 計	16,361,500	13,836,700	12,230,300	10,206,510
	給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,190,028
	期末手当	4,751,500	3,955,900	3,469,700	3,016,482
R4年	度 計	16,221,750	13,720,350	12,128,250	10,221,573
	給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,211,844
	期末手当	4,611,750	3,839,550	3,367,650	3,009,729

※期末手当支給割合はR4年度において6月1.65月、12月1.65月(合計3.3月)、R5年度において6月1.7月、12月1.7月(合計3.4月)、R6年度(見込)において6月1.7月、12月1.7月(合計3.4月)であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

議員の年間報酬額の推移

(円	議長	副議長	議員
R6年度 計(見込)	10,426,700	9,605,700	8,784,700
報酬(12ヶ月	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,806,700	2,585,700	2,364,700
R5年度 計	10,426,700	9,605,700	8,784,700
報酬(12ヶ月	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,806,700	2,585,700	2,364,700
R4年度 計	10,344,150	9,529,650	8,715,150
報酬(12ヶ月	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,724,150	2,509,650	2,295,150

※期末手当支給割合はR4年度において6月1.65月、12月1.65月(合計3.3月)、R5年度において6月1.7月、12月1.7月(合計3.4月)、R6年度(見込)において6月1.7月、12月1.7月(合計3.4月)であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

市議会の本会議及び各委員会の開催状況

		R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
	3月	8	8	7	7	7
本	νД	(37)	(40)	(37)	(38)	(37)
会議	εП	7	6	6	6	6
の会	6月	(27)	(23)	(23)	(23)	(22)
本会議の会議日数	ОП	7	7	6	6	6
数	9月	(24)	(28)	(27)	(28)	(27)
	12月	7	8	7	7	6
内内	12月	(23)	(31)	(25)	(25)	(25)
内は会期	臨時会	1	3	1	なし	1
期 日 数	四时五	(2)	(3)	(1)		(2)
数	計	30	32	27	26	26
	, PI	(113)	(125)	(113)	(114)	(113)
常任	総務	11	12	12	11	11
常任委員会の	産業人 権環境	10	13	15	11	10
開催	建設水道	12	12	15	13	14
回 数	文教 福祉	13	20	20	15	15
特介系	予算	8	8	10	8	8
特別委員会の	л дт	(15)	(17)	(16)	(16)	(15)
所開属催	決質	8	8	8	8	8
人回数数	<i>(</i> /\ 7↑	(12)	(17)	(12)	(11)	(13)

<u>消費者物価指数</u> 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の商品(財やサービス)の価格の 平均的な変動を測定したもの。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを 購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表している。

R2年=100	京都市	全国		
R6年4月	105.6	106.8		
R5年	106.3	107.2		
R4年	102.4	102.3		
R3年	99.9	99.8		

[※]R3年8月にR2年基準への切替えが実施された。

財政用語解説

〇実質収支額

当該年度に属すべき<u>収入と支出との実質的な差額</u>である。純剰余又は純損失を意味し、実質収支に示される黒字又は赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。しかし、実質収支の黒字幅は大きければよいというものではなく、後年度の財政調整にとどめておくことも必要である。標準財政規模の3%~5%程度(実質収支比率)が望ましいとも考えられる。

形式収支 - 翌年度へ繰り越すべき財源 = 実質収支

〇標準財政規模

地方公共団体の一般財源(市がどの経費にも自由に充当することのできる財源)の標準規模を示すものである。

標準税収入額等 + 普通交付税額 = 標準財政規模

〇経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみる指標である。

経常経費充当一般財源の額 / 経常一般財源の額 × 100 (%) = 経常収支比率

〇人件費比率

人件費は、報酬、給料、職員手当等、通常勤労の対価として支払われる一切の経費をいう。 人件費比率は、**経常収支比率の中の人件費の占める比率**である。人件費比率が大きければ大きいだけ財政運営の硬直化の要因となる。

人件費充当一般財源の額 / 経常一般財源の額 × 100 (%) = 人件費比率

〇公債費比率

公債費とは、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金、一時借入金利子。公債費比率が高いほど債務額が大きく財政の硬直化を示している。

元利償還金 / 標準財政規模 × 100(%) =公債費比率

〇財政力指数

財政の強弱は、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合によって示される。この財政力を測る方法として財政力指数があり、**率が高いほど財政能力がある**。

基準財政収入額 / 基準財政需要額 × 100(%) =財政力指数

歳入歳出決算額調(普通会計)

	(千円)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(見込)
1	歳入総額	63,527,046	87,287,467	72,379,983	70,955,733	72,613,463
2	歳出総額	62,771,041	86,444,508	71,322,746	69,606,017	71,236,632
3	形式収支(1-2)	471,758	842,959	1,057,237	1,349,716	1,376,831
4	繰越財源	240,470	173,859	224,431	491,390	498,873
5	実質収支(3-4)	285,287	515,535	669,100	858,326	877,958
6	単年度収支	230,248	153,565	163,706	25,520	19,632
7	積 立 金	152,307	371,492	471,263	302,626	1,650
8	繰上償還金	0	10,301	523,700	0	0
9	基金繰入	0	0	0	0	150,000
10	実質単年度収支	382,555	535,358	1,158,669	328,146	△ 128,718
11	標準税収入額	26,382,403	27,217,731	26,236,744	27,564,562	27,953,762
12	普通交付税	7,002,655	6,811,350	8,730,073	8,947,559	9,763,665
13	特別交付税	351,388	346,424	373,293	393,732	401,533
14	標準財政規模	35,633,479	36,132,661	37,942,730	37,358,455	38,107,164
15	財政力指数 単年(3ヵ年)	0.746 (0.746)	0.758 (0.750)	0.704 (0.736)	0.708 (0.723)	0.695 (0.702)
16	公債費比率 単年(3ヵ年)	6.0 (6.8)	5.0 (5.8)	4.0 (5.0)	3.5 (4.2)	2.9 (3.5)
17	起債制限比率 単年(3ヵ年)	5.1 (5.7)	4.1 (4.9)	3.3 (4.2)	2.7 (3.4)	2.2 (2.7)
18	経常収支比率 (臨財除く)	96.4 (102.7)	96.1 (102.3)	92 (95.1)	93.6 (95.7)	93.0 (94.0)

^{※「14」}については臨時財政対策債発行可能額を含む。

歳入歳出決算額調(一般会計)

	(千円)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(見込)
1	歳入総額	63,732,483	87,359,686	72,574,723	71,698,063	73,523,093
2	歳出総額	62,976,478	86,516,727	71,517,486	70,348,347	72,146,262
3	形式収支(1-2)	471,758	756,005	1,057,237	1,349,716	1,376,831
4	繰越財源	240,470	173,859	224,432	491,390	498,873
5	実質収支(3-4)	231,288	582,146	832,805	858,326	877,958
6	単年度収支	230,248	153,565	163,705	25,521	19,632
7	積 立 金	156,950	377,200	473,341	302,920	2,620
8	繰上償還金	0	10,301	523,700	0	0
9	基金繰入	0	0	0	0	150,000
10	実質単年度収支	387,198	541,066	1,160,746	328,441	△ 127,748

歳入歳出決算額調

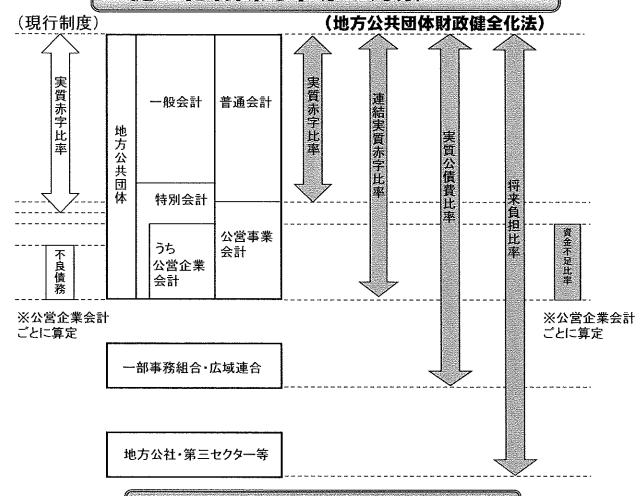
			R元华	丰度	R2年	 F度	R3年	 F度	R4ź	F度	R5年度	(見込)	
1	年度末	住基		185,878		184,995		183,510		182,144		180,943	
2	年度末住	基前年比		△ 0.7		△ 0.5		Δ 0.8		Δ 0.7		△ 0.7	
3	世帯	·数		84,182		84,694		84,767		85,224		85,737	
4	世帯数詞	前年比		0.6		0.6		0.1		0.5		0.6	
5	団体数	類型		I V−3		IV-3		IV-3		IV-3		IV-3	
6	交付税	種地		I-5		I-5		I-5		I-5		I-5	
7	ラスパイレ	ノス指数		102.1		101.6		101.4		101.7		100.7	
8	普通会計	職員数		1,259		1,257		1,262		1,260		1,264	
9	住基人口	/職員数		147.6		147.2		145.4		144.6		143.2	
10	給料」	月額	;	317,054		323,053	;	325,771		328,163		329,974	
11	給料月額	前年比		△ 4.5		1.9		0.8		0.7		0.6	
12	市債瑪	!在高	43,	453,398	44,1	73,805	41,353,066		39,007,000		38,0	39,303	
13	市債現在高	/経常一財		126.5		128.3	110.9		103.9		98.5		
14	債務負担	!現在高	4,	083,309	3,6	376,414	6,360,028		6,446,340		14,8	307,745	
15	基金瑪	在高	9,	011,243	9,5	503,708	11,0	97,170	11,536,629		11,9	08,405	
16	財調基金	現在高	2,	452,003	2,8	2,829,203 3,302,544		3,605,464		3,458,084			
17		人件	27.7	28.9	29.0	32.1	28.2	30.3	28.1	30.5	27.2	30.0	
18	_	扶助	15.9	16.5	13.7	15.4	13.9	15.2	14.1	15.6	19.4	16.0	
19	(左 を	公債	13.1	14.0	11.7	13.2	12.3	12.1	10.5	11.7	9.7	11.1	
20	総財	物件	12.1	11.9	10.7	9.9	9.7	10.1	11.2	10.9	10.8	10.7	
21	額 源	補助	12.1	9.9	14.8	10.1	14.1	9.8	14.7	9.6	13.2	9.6	
22	右 充	繰出	12.4	13.1	12.0	13.4	11.9	12.9	12.4	13.7	12.4	14.1	
23	経 常当	普建	2.7		4.4		3.3	/	5.0		3.4		
24	率	他	4.0	2.1	3.6	2.0	6.5	1.6	4.0	1.6	3.9	1.5	
25		義務	56.7	59.4	54.5	60.7	54.4	57.6	52.7	57.8	56.3	57.1	
26	一般則	財源	39,	707,247	42,0	79,726	43,2	74,846	43,9	79,834	45,8	45,878,917	
27	一般財源	京/歳入		63.4		62.5		48.2		62.0	63.2		
28	8 経常一財		34,	339,402	34,4	27,532	37,2	85,700	37,553,267		38,622,748		
29	経常一則			86.5		81.8		86.2		85.4	84.2		

[※]住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、住民基本台帳人口については、H26年度より、 1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。

[※]類似団体とは、人口及び産業構造が、類似している地方自治体を類型的に区分し、同一の類型 に入っている団体のことをいう。「5」の団体類型がそれにあたる。

[※]IV-3の類型は人口15万人以上で第2次・第3次産業が90%以上、かつ第3次産業が65%以上を 占める団体の類型である。

健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

実質赤字比率 =

一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

- ・一般会計等の実質赤字額:一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 +(支払繰延額+事業繰越額)

連結実質赤字比率 =

連結実質赤字額

標準財政規模

- ・ 連結実質赤字額: イとロの合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、 実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - 二 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率 (3か年平均) (地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -

(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模 一(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・ 準元利償還金: イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - 二 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・ 将来負担額:イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - 二 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、 当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額:イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

資金不足比率 = 資金の不足額 事業の規模

・ 資金の不足額: 資金の不足額(法適用企業)=(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の 現在高 一流動資産) — 解消可能資金不足額

> 資金の不足額(法非適用企業)=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に 充てるために起こした地方債現在高)- 解消可能資金不足額

- ※ 解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から 控除する一定の額。
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模: 事業の規模(法適用企業)= 営業収益の額 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業)= 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

- ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

将来負担比率の概要について

地方債現在高 (普通会計が 実質的に負 担するもの 債務負担行為 (PFI事業に基 づく建設事業 費・土地購入 費等)に基づく 支出予定額

退職手当支給 予定額のうち 普通会計の負 担見込額 公社及び損失 補償している 第三セクター 等の負債のう ち普通会計の 負担見込額

充当可能基金 額、地方債現 在高等に係る 交付税算入見 込額 等

標準財政規模 一 元利償還金等に係る 交付税算入額

住基人口								・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	都道府県	市	R4.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	る人件費 (%)	決算(千円)	歳出総額に
1	京都府	宇治市	182,144	70,955,733	69,606,017	858,326	30.5	452,871	対する割合(%)
2	北海道	釧路市	160,483	101,629,191	99,630,262	1,970,987	21.4	389,968	
3	407AZ	苫小牧市	168,299	85,930,720	84,213,211	1,595,262	19.1	387,361	0.5
4	茨城県	ひたちなか市	156,435	62,464,135	58,613,335	3,209,303	21.4	328,726	
5	埼玉県	新座市	165,730	65,352,883	62,950,815	2,288,467	21.3	301,610	
6	马工水	上尾市	230,229	78,125,001	74,671,847	3,115,926	26.9	414,135	
7		久喜市	150,987	55,247,022	52,809,303	1,855,585	19.1	344,631	0.7
8	千葉県	市川市	491,577	180,022,385		4,235,978	29.4	752,788	
9	1 214714	松戸市	•	193,467,227	183,865,661	7,022,323	26.4	760,124	
10		野田市	153,661	61,220,330	59,323,036	1,622,561	26.1	344,679	
11		佐倉市	171,460	59,648,622	56,791,646	2,649,278	25.2	404,500	
12		習志野市	174,812	66,492,234	63,208,375	2,942,684	33.0	432,804	0.7
13		市原市	270,085	112,804,436	106,728,100	5,094,878	27.8	528,533	0.5
14		流山市	208,401	80,068,744	77,037,826	2,231,537	20.3	395,399	0.5
15		八千代市	204,717	73,726,813	70,512,761	2,655,161	27.0	397,022	0.6
16		浦安市	169,552	71,262,346	68,870,969	1,532,462	26.3	324,662	0.5
17	東京都	立川市	185,483	99,822,037	93,380,930	5,192,307	19.8	442,432	0.5
18		府中市	259,924	132,911,238	129,780,300	2,957,573	16.6	486,643	0.4
19		三鷹市	189,916	78,340,533	76,031,947	2,195,693	21.8	490,574	0.6
20		調布市	238,505	108,278,178	102,320,016	4,376,880	22.4	493,968	0.5
21		町田市	430,831	184,675,921	173,875,066	7,846,310	23.3	633,866	0.4
22		小平市	196,924	89,827,411	84,456,794	5,058,772	19.9	451,104	0.5
23		日野市	187,254	78,547,253	75,527,997	2,719,018	24.7	415,407	0.6
24		東村山市	151,814	70,577,986	67,875,587	2,602,012	22.2	341,684	0.5
25		西東京市	205,876	87,049,826	83,529,956	3,115,824	23.4	428,091	0.5
26	神奈川県	鎌倉市	176,460	74,911,172	70,576,253	3,889,289	29.8	413,966	0.6
27		藤沢市	445,177	180,540,590	174,807,470	5,310,391	28.3	671,745	0.4
28		秦野市	159,646	57,928,266	54,948,743	2,812,198	27.6	331,328	0.6
29	三重県	津市	272,645	117,913,132	116,866,178	791,473	28.7	534,658	0.5
30	大阪府	和泉市	183,761	73,757,759	73,259,622	338,704	24.3	396,016	0.5
31	兵庫県	伊丹市	202,539	92,952,656	91,861,306	902,741	26.3	461,321	0.5
32		川西市	155,098	62,093,504	61,425,978	531,592	28.5	392,049	0.6
33	山口県	宇部市	160,353	75,518,343	72,856,043	1,943,850	22.9	359,919	0.5
34		山口市	188,598	91,202,219	89,937,702	827,168	28.8	427,437	0.5
35	徳島県	徳島市	249,040	113,807,262	110,004,708	3,015,098	31.5	501,418	0.5
	平均		222,730	93,973,517	90,489,271	2,894,503	24.9	446,670	0.5

[※]R5年度決算は各市の議会の議決前の為、R4年度決算額を記載している。

	如关中旧	+	標準財政	経常収支	財政力				
	都道府県	市	規模(千円)	比率(%)	指数	実質赤字 比率(%)	連結実質 赤字比率(%)	実質公債 費比率(%)	将来負担 比率(%)
1	京都府	宇治市	37,358,455	93.6	0.72	-	-	△ 0.4	-
2	北海道	釧路市	49,600,313	94.1	0.45	1	-	10.7	49.3
3		苫小牧市	40,924,240	88.1	0.77	_	_	7.1	63.2
4	茨城県	ひたちなか市	31,380,204	94.4	0.93	ı	_	10.4	73.7
5	埼玉県	新座市	31,775,033	95.6	0.89	ı	_	5.2	16.3
6		上尾市	41,181,265	95.1	0.88	-	ı	4.7	-
7		久喜市	32,097,896	90.8	0.83	ı	l	4.3	_
8	千葉県	市川市	94,453,318	91.2	1.07	ı	_	1.7	-
9		松戸市	93,811,358	92.7	0.86	ı	_	1.7	5.6
10		野田市	31,919,676	92.6	0.82	ı	_	4.7	3.3
11		佐倉市	31,786,985	92.6	0.89	-	ı	1.6	-
12		習志野市	35,340,586	97.6	0.91	ı	l	6.8	24.2
13		市原市	56,700,996	88.2	1.05	ı	l	5.4	0.7
14		流山市	37,654,501	88.1	0.93	-	-	1.4	36.6
15		八千代市	36,455,558	95.0	0.92	ı	_	6.3	6.1
16		浦安市	45,083,171	89.3	1.43	ı	_	7.5	29.8
17	東京都	立川市	43,649,799	82.2	1.15	ı	_	1.9	-
18		府中市	57,818,577	82.9	1.18	ı	-	2.9	-
19		三鷹市	42,092,713	89.5	1.12	ı	_	1.0	-
20		調布市	51,836,767	90.7	1.19	_	_	1.1	3.9
21		町田市	83,069,953	91.2	0.94	ı	-	1.0	-
22		小平市	37,473,101	85.2	0.93	ı	_	1.9	-
23		日野市	36,685,938	90.9	0.93	ı	_	△ 2.4	-
24		東村山市	30,916,278	92.5	0.76	ı	-	2.6	-
25		西東京市	41,022,644	93.1	0.88	_	_	2.4	-
26	神奈川県	鎌倉市	38,942,295	94.0	1.07	_	_	1.0	-
27		藤沢市	89,177,585	92.6	1.05	_	_	4.8	46.4
28		秦野市	31,354,401	95.7	0.82	_	_	1.6	12.2
29	三重県	津市	69,752,728	97.5	0.68	_	-	4.9	32.1
30	大阪府	和泉市	36,656,715	95.9	0.72	_	-	6.9	_
31	兵庫県	伊丹市	44,533,471	92.7	0.79	_	_	4.5	
32		川西市	32,665,504	98.5	0.67	_	_	7.8	91.6
33	山口県	宇部市	37,081,244	93.8	0.71	-	_	2.6	26.5
34		山口市	47,804,659	94.8	0.63	-	_	5.8	62.2
35	徳島県	徳島市	56,839,669	97.1	0.79	-	_	5.8	38.8
	平均		46,768,503	92.3	0.90	_	_	3.9	32.8

[※]R5年度決算は各市の議会の議決前の為、R4年度決算額を記載している。

			歳入総額	地力	 ī税	個人市民報	法人市民税	田宁咨产科	都市計画税
	都道府県	市	成八 ^松 領 (千円)	地方税	歳入に占める	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1	京都府	宇治市	70,955,733	(千円) 24,401,726	割合(%) 34.4	9,877,244	1,714,229	9,763,982	1,699,048
2	北海道	釧路市	101,629,191	21,270,591	20.9	7,389,818	1,580,779	8,636,099	1,368,398
3		苫小牧市	85,930,720	28,806,904	33.5	8,466,252	2,093,972	13,868,178	1,953,745
4	茨城県	ひたちなか市	62,464,135	25,525,265	40.9	9,951,203	2,134,971	10,133,221	1,647,508
5	埼玉県	新座市	65,352,883	25,611,133	39.2	10,735,389	1,264,021	10,784,636	1,484,604
6		上尾市	78,125,001	32,471,671	41.6	14,238,137	1,565,533	12,525,060	2,349,345
7		久喜市	55,247,022	23,325,901	42.2	8,768,498	1,331,647	10,769,395	1,014,016
8	千葉県	市川市	180,022,385	88,742,877	49.3	41,260,180	3,496,065	31,553,655	7,045,793
9		松戸市	193,467,227	71,755,164	37.1	34,168,723	3,447,082	25,104,950	4,296,731
10		野田市	61,220,330	22,933,863	37.5	8,235,871	1,590,929	10,399,114	1,046,691
11		佐倉市	59,648,622	24,433,482	41.0	10,980,492	1,113,813	9,442,570	1,629,052
12		習志野市	66,492,234	29,861,103	44.9	13,394,371	1,440,454	11,483,569	2,437,753
13		市原市	112,804,436	52,455,960	46.5	16,548,231	4,623,810	24,939,954	3,072,631
14		流山市	80,068,744	33,143,873	41.4	15,375,129	1,131,540	12,919,746	2,501,796
15		八千代市	73,726,813	30,555,634	41.4	13,575,458	1,419,315	11,571,355	2,385,220
16		浦安市	71,262,346	40,626,667	57.0	17,476,145	1,633,197	20,380,534	_
17	東京都	立川市	99,822,037	41,580,955	41.7	14,303,415	3,847,968	18,657,859	3,187,978
18		府中市	132,911,238	55,175,128	41.5	20,973,307	6,249,570	22,872,375	3,418,803
19		三鷹市	78,340,533	39,946,546	51.0	19,211,896	1,553,477	15,016,789	2,792,495
20		調布市	108,278,178	48,332,800	44.6	21,869,066	4,197,812	17,429,437	3,352,514
21		町田市	184,675,921	70,421,040	38.1	31,533,399	3,357,543	26,728,927	4,907,655
22		小平市	89,827,411	32,796,365	36.5	14,737,586	2,113,015	12,441,709	2,429,985
23		日野市	78,547,253	31,104,117	39.6	13,927,598	1,362,391	12,083,380	2,573,802
24		東村山市	70,577,986	21,501,698	30.5	9,854,860	724,920	8,169,049	1,818,944
25		西東京市	87,049,826	33,924,586	39.0	16,082,310	1,393,163	12,610,580	2,620,638
26	神奈川県	鎌倉市	74,911,172	37,555,623	50.1	17,767,826	1,988,809	13,490,552	3,303,355
27		藤沢市	180,540,590	84,341,380	46.7	35,295,318	4,443,950	32,754,079	6,078,315
28		秦野市	57,928,266	22,599,345	39.0	9,121,889	921,860	9,551,857	1,579,699
29	三重県	津市	117,913,132	41,981,298	35.6	16,157,889	2,813,319	18,036,963	2,223,678
30	大阪府	和泉市	73,757,759	24,458,124	33.2	10,001,845	1,494,996	9,439,897	1,941,775
31	兵庫県	伊丹市	92,952,656	32,431,066	34.9	11,902,828	2,030,863	13,994,924	2,921,422
32		川西市	62,093,504	19,639,278	31.6	8,880,434	773,424	7,412,201	1,642,165
33	山口県	宇部市	75,518,343	24,439,007	32.4	8,614,529	1,708,609	10,862,196	1,628,664
34		山口市	91,202,219	27,416,999	30.1	10,034,350	2,125,777	11,736,050	1,565,933
35	徳島県	徳島市	113,807,262	40,957,532	36.0	14,374,467	3,708,793	17,497,166	2,731,918
	平均		93,973,517	37,329,277	39.5	15,573,884	2,239,760	15,001,772	2,607,414

[※]R5年度決算は各市の議会の議決前の為、R4年度決算額を記載している。

			AT.	 固人市民稅	<u> </u>	法人可	5 民税	国史》		න 市 章	 計画税
	都道府県	市	地方税に	歳入に占	市民一	地方税に	歳入に占	地方税に	歳入に占	地方税に	歳入に占
	1110担何乐	ılı	地方税に 占める割 合(%)	成人に日 める割合 (%)	人あたり	地方税に 占める割 合(%)	成人に日 める割合 (%)	地方税に 占める割 合(%)	成人に日 める割合 (%)	地方税に 占める割 合(%)	成人に日 める割合 (%)
1	京都府	宇治市	40.5	13.9	54.2	7.0	2.4	40.0	13.8	7.0	2.4
2	北海道	釧路市	34.7	7.3	46.0	7.4	1.6	40.6	8.5	6.4	1.3
3		苫小牧市	29.4	9.9	50.3	7.3	2.4	48.1	16.1	6.8	2.3
4	茨城県	ひたちなか市	39.0	15.9	63.6	8.4	3.4	39.7	16.2	6.5	2.6
5	埼玉県	新座市	41.9	16.4	64.8	4.9	1.9	42.1	16.5	5.8	2.3
6		上尾市	43.8	18.2	61.8	4.8	2.0	38.6	16.0	7.2	3.0
7		久喜市	37.6	15.9	58.1	5.7	2.4	46.2	19.5	4.3	1.8
8	千葉県	市川市	46.5	22.9	83.9	3.9	1.9	35.6	17.5	7.9	3.9
9		松戸市	47.6	17.7	68.7	4.8	1.8	35.0	13.0	6.0	2.2
10		野田市	35.9	13.5	53.6	6.9	2.6	45.3	17.0	4.6	1.7
11		佐倉市	44.9	18.4	64.0	4.6	1.9	38.6	15.8	6.7	2.7
12		習志野市	44.9	20.1	76.6	4.8	2.2	38.5	17.3	8.2	3.7
13		市原市	31.5	14.7	61.3	8.8	4.1	47.5	22.1	5.9	2.7
14		流山市	46.4	19.2	73.8	3.4	1.4	39.0	16.1	7.5	3.1
15		八千代市	44.4	18.4	66.3	4.6	1.9	37.9	15.7	7.8	3.2
16		浦安市	43.0	24.5	103.1	4.0	2.3	50.2	28.6	_	_
17	東京都	立川市	34.4	14.3	77.1	9.3	3.9	44.9	18.7	7.7	3.2
18		府中市	38.0	15.8	80.7	11.3	4.7	41.5	17.2	6.2	2.6
19		三鷹市	48.1	24.5	101.2	3.9	2.0	37.6	19.2	7.0	3.6
20		調布市	45.2	20.2	91.7	8.7	3.9	36.1	16.1	6.9	3.1
21		町田市	44.8	17.1	73.2	4.8	1.8	38.0	14.5	7.0	2.7
22		小平市	44.9	16.4	74.8	6.4	2.4	37.9	13.9	7.4	2.7
23		日野市	44.9	16.4	74.8	6.4	2.4	37.9	13.9	7.4	2.7
24		東村山市	45.8	14.0	64.9	3.4	1.0	38.0	11.6	8.5	2.6
25		西東京市	47.4	18.5	78.1	4.1	1.6	37.2	14.5	7.7	3.0
26	神奈川県	鎌倉市	47.3	23.7	100.7	5.3	2.7	35.9	18.0	8.8	4.4
27		藤沢市	41.8	19.5	79.3	5.3	2.5	38.8	18.1	7.2	3.4
28		秦野市	40.4	15.7	57.1	4.1	1.6	42.3	16.5	7.0	2.7
29	三重県	津市	38.5	13.7	59.3	6.7	2.4	43.0	15.3	5.3	1.9
30	大阪府	和泉市	40.9	13.6	54.4	6.1	2.0	38.6	12.8	7.9	2.6
31	兵庫県	伊丹市	36.7	12.8	58.8	6.3	2.2	43.2	15.1	9.0	3.1
32		川西市	45.2	14.3	57.3	3.9	1.2	37.7	11.9	8.4	2.6
33	山口県	宇部市	35.2	11.4	53.7	7.0	2.3	44.4	14.4	6.7	2.2
34		山口市	36.6	11.0	53.2	7.8	2.3	42.8	12.9	5.7	1.7
35	徳島県	徳島市	35.1	12.6	57.7	9.1	3.3	42.7	15.4	6.7	2.4
	平均		41.2	16.4	68.5	6.0	2.3	40.6	16.0	7.0	2.7

※R5年度決算は各市の議会の議決前の為、R4年度決算額を記載している。

府内の各市の財政状況 (R4年度普通会計決算) その1

							議会費の	の状況					財政健全	全化比率	
	市	住基人口 R5.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	歳出に占 める人件 費(%)	議会費の 決算(千円)	歳出総額 に対する 割合(%)	標準財政 規模(千円)	経常収 支比率 (%)	財政力 指数	実質赤 字比率 (%)	連結実 質赤字 比率(%)	実質公 債費比 率(%)	将来負 担比率 (%)
1	宇治市	182,144	70,955,733	69,606,017	858,326	30.5	452,871	0.7	37,358,455	93.6	0.72	-	-	△ 0.4	_
2	京都市	1,385,190	963,093,117	946,554,582	7,706,629	33.6	1,930,199	0.2	412,907,930	99.2	0.81	1	-	11.9	148.6
3	福知山市	76,075	47,570,655	45,827,537	1,136,815	24.7	283,529	0.6	24,416,312	92.8	0.52	I	ı	9.6	33.8
4	舞鶴市	78,194	39,240,855	38,189,693	572,102	29.4	313,136	0.8	19,996,499	95.4	0.64	1	ı	13.1	78.5
5	綾部市	31,959	19,212,706	19,140,660	56,324	29.9	175,829	0.9	10,066,113	90.4	0.48	1	ı	10.4	97.9
6	宮津市	16,721	12,233,850	11,940,597	286,365	24.0	123,554	1.0	6,620,878	97.2	0.40	I	ı	14.9	158.6
7	亀岡市	87,090	45,719,882	44,320,264	1,254,800	24.4	280,560	0.6	19,645,837	94.0	0.58	l	ı	12.9	70.2
8	城陽市	74,591	33,478,614	33,074,859	75,508	24.3	250,146	0.8	16,596,411	97.4	0.63	ı	-	9.9	110.9
9	向日市	56,794	25,031,347	23,146,031	1,758,610	26.7	223,521	1.0	12,861,000	95.2	0.70	_	_	2.2	-
10	長岡京市	81,946	40,524,004	38,366,118	1,819,949	22.9	280,103	0.7	17,955,590	89.1	0.78	_	_	2.7	8.1
11	八幡市	69,469	35,669,870	34,882,319	709,672	32.5	273,647	0.8	15,716,174	96.2	0.67	_	_	3.8	16.2
12	京田辺市	71,367	32,865,820	32,121,805	504,039	35.1	225,400	0.7	16,127,830	93.0	0.77	_	_	0.9	-
13	京丹後市	51,981	39,470,191	38,115,585	1,177,696	25.3	192,671	0.5	20,609,996	94.2	0.29	_	_	12.8	118.9
14	南丹市	30,499	24,707,459	23,660,337	861,908	24.6	218,897	0.9	14,126,070	95.7	0.31	_	_	12.0	55.9
15	木津川市	80,109	35,915,135	33,920,531	1,831,657	22.2	192,569	0.6	19,111,581	91.3	0.61	_	_	9.5	2.5
	平均	158,275	97,712,616	95,524,462	1,374,027	27.3	361,109	0.7	44,274,445	94.3	0.59	_	_	8.4	75.0
京者	『市除く平均	70,639	35,899,723	34,736,597	921,698	26.9	249,031	0.8	17,943,482	94.0	0.58	_	_	8.2	68.3

府内の各市の財政状況 (R4年度普通会計決算) その2

			歳入に		個人市	民税		法	人市民稅	Ź	固	 定資産税	ļ	都	市計画税	Ź
	市	地方税 (千円)	成人に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占め る割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	市民一 人あたり (千円)	(千円)	地方税 に占め る割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占め る割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占め る割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)
1	宇治市	24,401,726	34.4	9,877,244	40.5	13.9	54.2	1,714,229	7.0	2.4	9,763,982	40.0	13.8	1,699,048	7.0	2.4
2	京都市	311,852,055	32.4	117,710,470	37.7	12.2	85.0	32,227,621	10.3	3.3	114,100,728	36.6	11.8	25,324,795	8.1	2.6
3	福知山市	11,949,915	25.1	3,832,172	32.1	8.1	50.4	1,219,913	10.2	2.6	5,724,132	47.9	12.0	252,097	2.1	0.5
4	舞鶴市	11,657,683	29.7	4,021,198	34.5	10.2	51.4	548,249	4.7	1.4	6,153,235	52.8	15.7	_	-	-
5	綾部市	4,685,269	24.4	1,366,014	29.2	7.1	42.7	348,155	7.4	1.8	2,534,119	54.1	13.2	77,793	1.7	0.4
6	宮津市	2,516,743	20.6	689,477	27.4	5.6	41.2	175,267	7.0	1.4	1,375,070	54.6	11.2	73,108	2.9	0.6
7	亀岡市	10,379,565	22.7	3,993,154	38.5	8.7	45.9	597,598	5.8	1.3	4,665,622	45.0	10.2	225,840	2.2	0.5
8	城陽市	9,162,014	27.4	3,614,597	39.5	10.8	48.5	483,807	5.3	1.4	3,793,219	41.4	11.3	646,484	7.1	1.9
9	向日市	8,316,968	33.2	3,409,865	41.0	13.6	60.0	415,322	5.0	1.7	3,455,563	41.5	13.8	643,803	7.7	2.6
10	長岡京市	13,419,340	33.1	5,210,752	38.8	12.9	63.6	1,541,536	11.5	3.8	5,174,473	38.6	12.8	995,709	7.4	2.5
11	八幡市	9,743,397	27.3	3,549,049	36.4	9.9	51.1	667,909	6.9	1.9	3,991,543	41.0	11.2	816,898	8.4	2.3
12	京田辺市	11,853,565	36.1	4,329,852	36.5	13.2	60.7	734,246	6.2	2.2	5,331,324	45.0	16.2	942,942	8.0	2.9
13	京丹後市	5,238,762	13.3	1,989,962	38.0	5.0	38.3	238,322	4.5	0.6	2,410,469	46.0	6.1	_		-
14	南丹市	4,205,772	17.0	1,207,768	28.7	4.9	39.6	218,489	5.2	0.9	2,375,295	56.5	9.6	104,822	2.5	0.4
15	木津川市	10,446,285	29.1	4,315,451	41.3	12.0	53.9	475,524	4.6	1.3	4,649,831	44.5	12.9	436,584	4.2	1.2
	平均	29,988,604	27.0	11,274,468	36.0	9.9	52.4	2,773,746	6.8	1.9	11,699,907	45.7	12.1	2,479,994	5.3	1.6
京都	都市除く平均	9,855,500	26.7	3,671,897	35.9	9.7	50.1	669,898	6.5	1.8	4,385,563	46.3	12.1	576,261	5.1	1.5

類似団体の各市の状況(特別職の給料月額)

			人口	職員数	ラスパイ		給料月額(円)	
	都道府県	市	(人)	(人)	レス指数	本	則の給料月額	Ą	減額
			R6.4.1現在	(R6.4)	(R5)	市長	副市長	教育長	措置
1	京都府	宇治市	180,210	1,408	100.7	1,075,000	895,000	785,000	有
2	北海道	釧路市	155,907	2,514	99.4	1,035,000	835,000	725,000	-
3		苫小牧市	166,095	1,917	98.2	980,000	800,000	680,000	有
4	茨城県	ひたちなか市	155,188	942	97.9	963,000	778,000	710,000	有
5	埼玉県	新座市	166,038	897	99.3	918,000	767,000	702,000	ı
6		上尾市	230,045	1,483	101.2	900,000	750,000	695,000	ı
7		久喜市	150,756	964	96.7	957,000	805,000	737,000	ı
8	千葉県	市川市	494,095	3,106	101.0	1,016,000	837,000	744,000	有
9		松戸市	498,893	4,245	100.9	1,050,000	860,000	760,000	-
10		野田市	153,656	1,055	99.2	972,000	831,000	750,000	有
11		佐倉市	169,930	1,015	98.8	940,000	800,000	720,000	ı
12		習志野市	175,027	1,469	100.9	950,000	810,000	730,000	-
13		市原市	268,068	2,059	100.0	998,000	821,000	720,000	有
14		流山市	211,097	1,207	102.6	926,500	800,000	741,300	-
15		八千代市	205,965	1,340	103.2	946,000	804,000	737,000	有
16		浦安市	171,307	1,374	101.2	1,000,000	830,000	750,000	-
17	東京都	立川市	185,737	1,082	97.8	1,041,000	901,000	799,000	有
18		府中市	259,941	1,342	99.8	1,080,000	930,000	830,000	ı
19		三鷹市	190,309	1,057	99.6	1,030,000	870,000	810,000	-
20		調布市	239,247	1,310	99.9	1,035,000	895,000	830,000	ı
21		町田市	430,558	2,912	99.1	1,060,000	900,000	820,000	有
22		小平市	196,388	963	100.2	1,050,000	900,000	810,000	-
23		日野市	187,617	1,462	98.0	990,000	845,000	785,000	有
24		東村山市	151,494	789	100.1	943,000	801,000	740,000	_
25		西東京市	205,737	1,057	99.1	970,000	860,000	763,000	-
26	神奈川県	鎌倉市	170,919	1,292	98.5	961,000	814,000	716,000	-
27		藤沢市	444,868	3,938	101.1	1,064,000	893,000	766,000	有
28		秦野市	158,710	1,097	101.1	938,000	768,000	684,000	-
29	三重県	津市	269,669	2,629	99.1	1,130,000	870,000	740,000	-
30	大阪府	和泉市	182,630	1,144	97.2	990,000	850,000	760,000	-
31	兵庫県	伊丹市	195,139	2,255	99.5	1,036,000	857,000	725,000	-
32		川西市	153,510	1,165	98.7	982,000	796,000	695,000	有
33	山口県	宇部市	157,508	1,227	100.3	940,000	755,000	684,000	_
34		山口市	186,088	1,711	99.9	990,000	810,000	712,000	_
35	徳島県	徳島市	245,618	2,759	99.1	1,118,000	896,000	740,000	ı
	平均		221,828	1,662	99.7	999,271	835,257	745,580	-

類似団体の各市の状況(特別職の期末手当・年収)

	松关点归		期末	手当	地域		年収(円)	
	都道府県	市	支給月数	加算率(%)	手当 (%)	市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	3.40	30	0.0	17,651,500	14,695,900	12,889,700
2	北海道	釧路市	3.40	45	0.0	17,522,550	14,136,550	12,274,250
3		苫小牧市	4.50	15	0.0	16,831,500	13,740,000	11,679,000
4	茨城県	ひたちなか市	3.40	15	0.0	15,321,330	12,377,980	11,296,100
5	埼玉県	新座市	3.40	20	10.0	16,237,584	13,566,696	12,416,976
6		上尾市	4.50	20	0.0	15,660,000	13,050,000	12,093,000
7		久喜市	4.50	20	0.0	16,651,800	14,007,000	12,823,800
8	千葉県	市川市	4.50	20	12.0	19,799,808	16,311,456	14,499,072
9		松戸市	4.50	15	10.0	19,837,124	16,247,550	14,358,300
10		野田市	4.50	20	0.0	16,912,800	14,459,400	13,050,000
11		佐倉市	4.45	20	9.2	17,799,162	15,148,224	13,633,400
12		習志野市	4.50	20	0.0	16,530,000	14,094,000	12,702,000
13		市原市	4.50	20	10.0	19,101,720	15,713,940	13,780,800
14		流山市	4.45	20	7.3	17,238,286	14,884,656	13,792,487
15		八千代市	4.10	15	8.0	17,077,380	14,513,968	13,304,470
16		浦安市	4.50	20	12.0	19,488,000	16,175,040	14,616,000
17	東京都	立川市	4.40	20	0.0	17,988,480	15,569,280	13,806,720
18		府中市	4.65	20	0.0	18,986,400	16,349,400	14,591,400
19		三鷹市	4.65	20	0.0	18,107,400	15,294,600	14,239,800
20		調布市	4.40	0	0.0	16,974,000	14,678,000	13,612,000
21		町田市	4.65	20	0.0	18,634,800	15,822,000	14,415,600
22		小平市	3.75	20	0.0	17,325,000	14,850,000	13,365,000
23		日野市	3.95	20	0.0	16,008,600	13,617,300	12,600,900
24		東村山市	3.95	20	0.0	15,785,820	13,408,740	12,387,600
25		西東京市	4.45	20	0.0	16,819,800	14,912,400	13,230,420
26	神奈川県	鎌倉市	3.65	20	10.0	17,315,298	14,666,652	12,900,888
27		藤沢市	3.10	40	12.0	19,379,696	16,265,102	13,951,924
28		秦野市	4.30	20	6.0	17,061,844	13,969,612	12,441,686
29	三重県	津市	4.50	20	0.0	19,662,000	15,138,000	12,876,000
30	大阪府	和泉市	4.50	20	0.1	17,553,888	15,071,520	13,475,712
31	兵庫県	伊丹市	3.40	45	10.0	19,205,368	15,887,066	13,440,050
32		川西市	4.50	20	10.0	17,288,600	14,208,798	12,507,983
33	山口県	宇部市	4.50	20	0.0	16,356,000	13,137,000	11,901,600
34		山口市	3.40	50	0.0	16,929,000	13,851,000	12,175,200
35	徳島県	徳島市	3.20	20	0.0	17,709,120	14,192,640	11,721,600
	平均		4.14	22	3.6	17,564,333	14,686,042	13,110,041

				退職手	当(教育長に	上 は任期3年。市	長、副市長は	は任期4年。)	
	都道府県	市	卷凸 +		支給率			支給額(円)	
			算定式	市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	年	390/100	280/100	225/100	16,770,000	10,024,000	5,298,750
2	北海道	釧路市	年	467.7/100	374/100	273/100	19,362,780	12,491,600	5,937,750
3		苫小牧市	年	480/100	400/100	280/100	18,816,000	12,800,000	5,712,000
4	茨城県	ひたちなか市	月	550/100	310/100	240/100	21,186,000	9,647,200	5,112,000
5	埼玉県	新座市	月	420/100	252/100	240/100	17,735,760	8,891,064	7,750,080
6		上尾市	月	483/100	289.8/100	276/100	17,388,000	8,694,000	5,754,600
7		久喜市	月	483/100	289.8/100	276/100	18,489,240	9,331,560	6,102,360
8	千葉県	市川市	月	540/100	348/100	228/100	21,945,600	11,651,040	5,088,960
9		松戸市	月	564/100	312/100	228/100	23,688,000	10,732,800	5,198,400
10		野田市	月	540/100	300/100	240/100	20,995,200	9,972,000	5,400,000
11		佐倉市	月	420/100	300/100	240/100	15,792,000	9,600,000	5,184,000
12		習志野市	月	540/100	300/100	240/100	20,520,000	9,720,000	5,256,000
13		市原市	月	420/100	300/100	240/100	16,766,400	9,852,000	5,184,000
14		流山市	月	420/100	300/100	240/100	15,565,200	9,600,000	5,337,360
15		八千代市	月	350/100	250/100	200/100	15,892,800	9,648,000	5,306,400
16		浦安市	月	420/100	300/100	240/100	16,800,000	9,960,000	5,400,000
17	東京都	立川市	年	350/100	300/100	200/100	14,574,000	10,812,000	4,794,000
18		府中市	年	350/100	300/100	200/100	15,120,000	11,160,000	4,980,000
19		三鷹市	月	380/100	300/100	200/100	15,656,000	10,440,000	6,075,000
20		調布市	月	400/100	300/100	250/100	16,560,000	10,740,000	6,225,000
21		町田市	年	341/100	287/100	200/100	14,458,400	10,332,000	4,920,000
22		小平市	年	400/100	300/100	250/100	16,800,000	10,800,000	6,075,000
23		日野市	年	350/100	300/100	250/100	13,860,000	10,140,000	5,887,500
24		東村山市	年	310/100	270/100	180/100	11,693,200	8,650,800	3,996,000
25		西東京市	年	350/100	300/100	250/100	13,580,000	10,320,000	5,722,500
26	神奈川県	鎌倉市	年	400/100	320/100	240/100	15,376,000	10,419,200	5,155,200
27		藤沢市	月	384/100	276/100	216/100	16,343,040	9,858,720	4,963,680
28		秦野市	年	400/100	300/100	200/100	15,008,000	9,216,000	4,104,000
29	三重県	津市	月	660/100	420/100	300/100	29,832,000	14,616,000	6,660,000
30	大阪府	和泉市	月	516/100	336/100	240/100	20,433,600	11,424,000	5,472,000
31	兵庫県	伊丹市	月	480/100	288/100	216/100	19,891,200	9,872,640	4,698,000
32		川西市	月	480/100	288/100	216/100	18,854,400	9,169,920	4,503,600
33	山口県	宇部市	月	600/100	480/100	100/100	22,560,000	14,496,000	2,052,000
34		山口市	月	648/100	432/100	324/100	25,660,800	13,996,800	6,920,640
35	徳島県	徳島市	月	481/100	384.8/100	192.4/100	25,253,384	16,791,040	6,129,420
	平均]	-	450.5/100	316.8/100	232.3/100	18,263,629	10,739,154	5,381,606

類似団体の各市の状況(議員の報酬月額)

			人口(人)	職員数	議員定数	(人)		報酬月額(円)	1
	都道府県	市	R5.4.1現在	(R5.4)	条例定数	実数	議長	副議長	議員	減額 措置
1	京都府	宇治市	180,210	1,408	28	28	635,000	585,000	535,000	_
2	北海道	釧路市	155,907	2,514	28	28	600,000	540,000	490,000	_
3		苫小牧市	166,095	1,917	28	28	560,000	510,000	470,000	_
4	茨城県	ひたちなか市	155,188	942	25	25	541,000	504,000	470,000	_
5	埼玉県	新座市	166,038	897	26	26	463,000	420,000	400,000	_
6		上尾市	230,045	1,483	30	30	505,000	460,000	435,000	_
7		久喜市	150,756	964	27	25	483,000	433,000	410,000	_
8	千葉県	市川市	494,095	3,106	42	42	724,000	652,000	604,000	_
9		松戸市	498,893	4,245	44	44	720,000	660,000	590,000	_
10		野田市	153,656	1,055	28	28	547,000	492,000	450,000	_
11		佐倉市	169,930	1,015	28	28	520,000	480,000	460,000	_
12		習志野市	175,027	1,469	30	28	540,000	500,000	480,000	_
13		市原市	268,068	2,059	32	32	648,000	581,000	562,000	_
14		流山市	211,097	1,207	28	28	547,900	488,100	458,250	_
15		八千代市	205,965	1,340	28	28	520,000	480,000	460,000	_
16		浦安市	171,307	1,374	21	21	630,000	560,000	520,000	_
17	東京都	立川市	185,737	1,082	28	26	662,000	599,000	555,000	_
18		府中市	259,941	1,342	30	30	650,000	570,000	550,000	_
19		三鷹市	190,309	1,057	28	28	640,000	580,000	550,000	_
20		調布市	239,247	1,310	28	28	640,000	580,000	550,000	_
21		町田市	430,558	2,912	36	36	640,000	580,000	550,000	_
22		小平市	196,388	963	28	28	650,000	580,000	550,000	_
23		日野市	187,617	1,462	24	24	625,000	560,000	545,000	_
24		東村山市	151,494	789	25	25	558,000	506,000	485,000	_
25		西東京市	205,737	1,057	28	27	614,000	549,000	517,000	_
26	神奈川県	鎌倉市	170,919	1,292	26	25	579,000	520,000	479,000	_
27		藤沢市	444,868	3,938	36	36	690,000	610,000	565,000	_
28		秦野市	158,710	1,097	24	24	556,000	484,000	444,000	_
29	三重県	津市	269,669	2,629	34	33	670,000	610,000	550,000	_
30	大阪府	和泉市	182,630	1,144	24	24	660,000	630,000	600,000	_
31	兵庫県	伊丹市	195,139	2,255	28	28	720,000	646,000	584,000	_
32		川西市	153,510	1,165	24	24	701,000	629,000	570,000	_
33	山口県	宇部市	157,508	1,227	28	28	551,000	498,000	470,000	_
34		山口市	186,088	1,711	34	31	557,000	480,000	449,000	_
35	徳島県	徳島市	245,618	2,759	30	30	714,000	647,000	606,000	_
	平均		221,828	1,662	29	29	607,454	548,660	513,236	_

類似団体の各市の状況(議員の期末手当・年収)

			期末			年収(円)	
	都道府県	市	支給月数	加算率(%)	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	3.40	30	10,426,700	9,605,700	8,784,700
2	北海道	釧路市	3.40	45	10,158,000	9,142,200	8,295,700
3		苫小牧市	4.50	15	9,618,000	8,759,250	8,072,250
4	茨城県	ひたちなか市	3.40	15	8,607,310	8,018,640	7,477,700
5	埼玉県	新座市	3.40	20	7,445,040	6,753,600	6,432,000
6		上尾市	4.50	20	8,787,000	8,004,000	7,569,000
7		久喜市	4.50	20	8,404,200	7,534,200	7,134,000
8	千葉県	市川市	4.50	20	12,597,600	11,344,800	10,509,600
9		松戸市	4.50	15	12,366,000	11,335,500	10,133,250
10		野田市	4.50	20	9,517,800	8,560,800	7,830,000
11		佐倉市	4.45	20	9,016,800	8,323,200	7,976,400
12		習志野市	4.50	20	9,396,000	8,700,000	8,352,000
13		市原市	4.50	20	11,275,200	10,109,400	9,778,800
14		流山市	4.30	20	9,401,964	8,375,796	7,863,570
15		八千代市	4.10	15	8,691,800	8,023,200	7,688,900
16		浦安市	4.50	20	10,962,000	9,744,000	9,048,000
17	東京都	立川市	4.40	20	11,439,360	10,350,720	9,590,400
18		府中市	4.65	20	11,427,000	10,020,600	9,669,000
19		三鷹市	4.65	20	11,251,200	10,196,400	9,669,000
20		調布市	4.40	20	11,059,200	10,022,400	9,504,000
21		町田市	4.90	20	11,443,200	10,370,400	9,834,000
22		小平市	3.85	20	10,803,000	9,639,600	9,141,000
23		日野市	4.40	20	10,800,000	9,676,800	9,417,600
24		東村山市	4.15	0	9,011,700	8,171,900	7,832,750
25		西東京市	4.45	20	10,646,760	9,519,660	8,964,780
26	神奈川県	鎌倉市	4.50	20	10,074,600	9,048,000	8,334,600
27		藤沢市	3.40	45	11,681,700	10,327,300	9,565,450
28		秦野市	4.30	20	9,540,960	8,305,440	7,619,040
29	三重県	津市	4.10	20	11,336,400	10,321,200	9,306,000
30	大阪府	和泉市	4.50	20	11,484,000	10,962,000	10,440,000
31	兵庫県	伊丹市	3.40	45	12,189,600	10,936,780	9,887,120
32		川西市	4.50	6	11,755,770	10,548,330	9,558,900
33	山口県	宇部市	3.40	20	8,860,080	8,007,840	7,557,600
34		山口市	3.40	20	8,956,560	7,718,400	7,219,920
35	徳島県	徳島市	3.10	20	11,224,080	10,170,840	9,526,320
	平均		4.15	21	10,333,045	9,332,826	8,730,953

都道府県 市 市長 副市長 教育長 議長 副議長 議員 宇治市 3,842.3 1 京都府 8,737.6 6,880.8 4,396.8 4,170.7 3,513.9 2 北海道 8,945.3 6.903.8 4.276.1 4.063.2 釧路市 3.656.9 3,318.3 3 苫小牧市 8.614.2 6,776.0 4.074.9 3.847.2 3.503.7 3,228.9 4 茨城県 ひたちなか市 8,247.1 5,915.9 3,900.0 3,442.9 3,207.5 2,991.1 5 埼玉県 8.268.6 6.315.8 4.500.1 2.978.0 2.701.4 新座市 2.572.8 6 上尾市 8.002.8 6.089.4 4.203.4 3.514.8 3.201.6 3.027.6 6 久喜市 8.509.6 6.536.0 4.457.4 3.361.7 3.013.7 2.853.6 千葉県 7 市川市 10.114.5 7.689.7 4.858.6 5.039.0 4.537.9 4.203.8 松戸市 8 10.303.6 7.572.3 4.827.3 4.946.4 4.534.2 4.053.3 3.807.1 9 野田市 8,864.6 6,781.0 4,455.0 3,424.3 3,132.0 10 佐倉市 8.698.9 7,019.3 4,608.4 3.606.7 3,329.3 3,190.6 11 習志野市 8.664.0 6.609.6 4.336.2 3.758.4 3.480.0 3.340.8 12 市原市 9,317.3 7,270.8 4,652.6 4,510.1 4,043.8 3,911.5 13 流山市 8,451.8 6,913.9 4,671.5 3,760.8 3,350.3 3,145.4 14 八千代市 6,770.4 4,522.0 3,476.7 3,209.3 3,075.6 8,420.2 15 浦安市 9.475.2 7.466.0 4.924.8 4.384.8 3.897.6 3.619.2 16 東京都 立川市 8.652.8 7.308.9 4.621.4 4.575.7 4.140.3 3.836.2 17 府中市 9.106.6 7.655.8 4.875.4 4.570.8 4.008.2 3,867.6 18 三鷹市 8,808.6 7,161.8 4,879.4 4.500.5 4.078.6 3,867.6 19 4.706.1 4.009.0 調布市 8.445.6 6.945.2 4.423.7 3.801.6 20 町田市 8,899.8 7,362.0 4,816.7 4.577.3 4,148.2 3,933.6 21 小平市 8.610.0 7.020.0 4.617.0 4.321.2 3.855.8 3.656.4 22 日野市 7,789.4 6,460.9 4,369.0 4,320.0 3,870.7 3,767.0 22 7,483.6 6,228.6 4,115.9 3,604.7 3,268.8 3,133.1 東村山市 23 西東京市 8,085.9 6,997.0 4,541.4 4,258.7 3.807.9 3.585.9 24 神奈川県 鎌倉市 8,463.7 6,908.6 4,385.8 4,029.8 3,619.2 3,333.8 25 7.491.9 藤沢市 9.386.2 4.681.9 4.672.7 4.130.9 3.826.2 26 秦野市 8,325.5 6,509.4 4,142.9 3,816.4 3,322.2 3,047.6 三重県 27 津市 10,848.0 7,516.8 4,528.8 4,534.6 4,128.5 3,722.4 28 大阪府 和泉市 9.064.9 7,171.0 4,589.9 4,593.6 4,384.8 4.176.0 29 兵庫県 伊丹市 9,671.3 7,342.1 4,501.8 4,875.8 4.374.7 3.954.8 30 4.202.8 4.702.3 川西市 8.800.9 6.600.5 4,219.3 3.823.6 31 山口県 宇部市 8,798.4 6,704.4 3,775.7 3,544.0 3,203.1 3,023.0 32 山口市 9,337.7 6,940.1 4,344.6 3,582.6 3,087.4 2,888.0 33 徳島県 3,810.5 徳島市 9,609.0 7,356.2 4,129.4 4,489.6 4,068.3 平均 4,471.2 8,852.1 6,948.3 4,133.2 3,733.1 3,492.4

任期:教育長3年。その他4年。(万円)

府内の各市の状況(特別職の給料月額・期末手当・年収・退職手当・任期内収入)

			給料月額	頁(円)		期末	手当	地域	年	収(千円])	退鵈	ŧ手当(∃	-円)	任	期内	内収入(千	円)	・順位	
	市	本貝	の給料	月額	減額	支給	加算率	手当(%)	市長	副市長	数音長	市長	副市長	数音長	市長(4:	年)	副市長(4	(年)	数音長(3	3年)
		市長	副市長	教育長	措置	月数	(%)	(%)	17.20	Д 111 ГД	MAK	17.20	шинд	が日氏	1,7,200	1 /	штирск	1 /	37 F Z (C	1 /
1	宇治市	1,075,000	895,000	785,000	有	3.40	30	0.0	17,652	14,696	12,890	16,770	10,024	5,299	87,378	3	68,808	2	43,969	1
2	京都市	1,390,000	1,100,000	575,600	有	3.25(4. 30)×1	45(43) ※2	10.0	25,553	20,222	11,491	34,027	20,803	6,382	136,239	1	101,691	1	40,855	4
3	福知山市	935,000	760,000	685,000	-	3.40	15	0.0	14,876	12,092	10,898	15,259	8,026	4,439	74,763	11	56,394	11	37,133	11
4	舞鶴市	949,000	781,000	688,000	有	3.30	15	0.0	14,989	12,336	10,867	20,878	11,465	6,254	80,834	7	60,809	7	38,855	9
5	綾部市	880,000	720,000	640,000	-	3.40	15	0.0	14,001	11,455	10,182	18,656	9,072	5,184	74,660	12	54,892	13	35,730	13
6	宮津市	820,000	670,000	600,000	有	3.40	15	0.0	13,046	10,660	9,546	17,384	8,442	4,860	69,568	15	51,082	15	33,498	15
7	亀岡市	985,000	787,000	694,000	-	3.40	15	6.0	16,612	13,272	11,704	21,670	9,208	5,363	88,118	2	62,296	4	40,475	5
8	城陽市	946,000	780,000	701,000	-	3.40	15	3.0	15,502	12,782	11,487	20,055	9,828	5,678	82,063	5	60,956	6	40,139	7
9	向日市	874,000	722,000	651,000	-	3.40	30	6.0	15,212	12,567	11,331	18,529	9,097	5,273	79,377	9	59,365	9	39,266	8
10	長岡京市	930,000	770,000	686,000	-	3.40	15	12.0	16,572	13,721	12,224	19,716	9,702	5,557	86,004	4	64,586	3	42,229	3
11	八幡市	848,700	721,300	654,700	ı	3.40	15	6.0	14,313	12,164	11,041	18,671	9,377	5,499	75,923	10	58,033	10	38,622	10
12	京田辺市	875,000	730,000	680,000	ı	3.80	15	10.0	15,756	13,145	12,245	18,550	9,198	5,508	81,574	6	61,778	5	42,243	2
13	京丹後市	863,000	697,000	628,000	-	3.30	15	0.0	13,631	11,009	9,919	18,296	8,782	5,087	72,820	14	52,818	14	34,844	14
14	南丹市	870,000	730,000	650,000	有	3.40	15	0.0	13,842	11,614	10,342	18,444	9,198	5,265	73,812	13	55,654	12	36,291	12
15	木津川市	880,000	730,000	660,000	-	3.40	35	6.0	15,475	12,837	11,606	18,656	9,198	5,346	80,556	8	60,546	8	40,164	6
	平均	941,380	772,887	665,220	-	3.40	20	4	15,802	12,971	11,185	19,704	10,095	5,400	82,913	_	61,981	-	38,954	_
京都	『市除く平均	909,336	749,521	671,621	_	3.41	19	4	15,106	12,454	11,163	18,681	9,330	5,329	79,104	_	59,144	-	38,818	_

^{※1…}市長・副市長(3.25月)、教育長(4.3月)

^{※2…}市長・副市長(45%)、教育長(43%)

府内の各市の状況(議員の報酬月額・期末手当・年収・任期内収入)

		議員(丿			報酬月額	(円)		期末	手当	年	収(千円	1)	退職	战手当(千	一円)		任期	为収入(-	千円)	順位	
	市	条例	中米	本見	則の報酬月	額	減額	支給	加算 率	議長	可養目	議員	議長	副議長	議員	議長	=	副議	E	議員	3
		定数	実数	議長	副議長	議員	措置	月数	学 (%)	誐攵	副議長	誐貝	誐攵	副議技	誐貝	譲力	₹	削誐	技	我与	Ę
1	宇治市	28	28	635,000	585,000	535,000	-	3.40	30	10,427	9,606	8,785	-	-	-	41,708	2	38,424	2	35,140	2
2	京都市	67	67	1,120,000	1,030,000	960,000	有	3.25	45	18,718	17,214	16,044	-	_	1	74,872	1	68,856	1	64,176	1
3	福知山市	24	24	495,000	440,000	410,000	1	3.40	15	7,875	7,000	6,523	-	-	ı	31,500	9	28,000	8	26,092	8
4	舞鶴市	25	25	570,000	480,000	440,000	1	3.40	15	9,069	7,637	7,000	-	-	-	36,276	3	30,548	7	28,000	6
5	綾部市	18	18	450,000	400,000	365,000	1	3.40	15	7,160	6,364	5,807	-	-	1	28,640	13	25,456	12	23,228	13
6	宮津市	14	13	430,000	370,000	350,000	_	3.40	15	6,841	5,887	5,569	_	-	_	27,364	14	23,548	15	22,276	15
7	亀岡市	24	24	560,000	490,000	440,000	_	3.40	15	8,910	7,796	7,000	_	-	_	35,640	4	31,184	5	28,000	6
8	城陽市	20	19	560,000	495,000	445,000	_	3.40	15	8,910	7,875	7,080	_	-	_	35,640	4	31,500	4	28,320	5
9	向日市	18	18	475,000	440,000	400,000	_	3.40	15	7,557	7,000	6,364	_	-	_	30,228	11	28,000	8	25,456	9
10	長岡京市	22	22	520,000	490,000	450,000	_	3.40	15	8,273	7,796	7,160	_	-	_	33,092	7	31,184	5	28,640	4
11	八幡市	21	21	550,000	500,000	470,000	_	3.40	15	8,751	7,955	7,478	_	-	_	35,004	6	31,820	3	29,912	3
12	京田辺市	20	20	515,000	430,000	400,000	_	3.40	15	8,194	6,841	6,364	_	-	_	32,776	8	27,364	10	25,456	9
13	京丹後市	20	20	430,000	380,000	360,000	_	3.30	15	6,792	6,002	5,686	_	-	_	27,168	15	24,008	14	22,744	14
14	南丹市	20	20	470,000	415,000	380,000	-	3.40	15	7,478	6,603	6,046	-	-	-	29,912	12	26,412	11	24,184	11
15	木津川市	20	20	490,000	400,000	370,000	-	3.40	15	7,796	6,364	5,887	-	-	-	31,184	10	25,456	12	23,548	12
	平均	24	24	551,333	489,667	451,667	-	3.38	18	8,850	7,863	7,253	-	_	_	35,400	-	31,451	-	29,011	_
京都	『市除く平均	21	21	510,714	451,071	415,357	ı	3.39	16	8,145	7,195	6,625	-	_	-	32,581	-	28,779	-	26,500	_

順		人口(人)		I	職員数(人)			議員定数		順
位		R6.4.1現在	Ē		R6.4.1現在			実数(人)		位
1	千葉県	松戸市	498,893	千葉県	松戸市	4,245	千葉県	松戸市	44	1
2	千葉県	市川市	494,095	神奈川県	藤沢市	3,938	千葉県	市川市	42	2
3	神奈川県	藤沢市	444,868	千葉県	市川市	3,106	神奈川県	藤沢市	36	3
4	東京都	町田市	430,558	東京都	町田市	2,912	東京都	町田市	36	4
5	三重県	津市	269,669	徳島県	徳島市	2,759	三重県	津市	33	5
6	千葉県	市原市	268,068	三重県	津市	2,629	千葉県	市原市	32	6
7	東京都	府中市	259,941	北海道	釧路市	2,514	山口県	山口市	31	7
8	徳島県	徳島市	245,618	兵庫県	伊丹市	2,255	徳島県	徳島市	30	8
9	東京都	調布市	239,247	千葉県	市原市	2,059	埼玉県	上尾市	30	9
10	埼玉県	上尾市	230,045	北海道	苫小牧市	1,917	東京都	府中市	30	10
11	千葉県	流山市	211,097	山口県	山口市	1,711	北海道	釧路市	28	11
12	千葉県	八千代市	205,965	埼玉県	上尾市	1,483	兵庫県	伊丹市	28	12
13	東京都	西東京市	205,737	千葉県	習志野市	1,469	北海道	苫小牧市	28	13
14	東京都	小平市	196,388	東京都	日野市	1,462	千葉県	習志野市	28	14
15	兵庫県	伊丹市	195,139	京都府	宇治市	1,408	京都府	宇治市	28	15
16	東京都	三鷹市	190,309	千葉県	浦安市	1,374	千葉県	八千代市	28	16
17	東京都	日野市	187,617	東京都	府中市	1,342	東京都	調布市	28	17
18	山口県	山口市	186,088	千葉県	八千代市	1,340	山口県	宇部市	28	18
19	東京都	立川市	185,737	東京都	調布市	1,310	千葉県	流山市	28	19
20	大阪府	和泉市	182,630	神奈川県	鎌倉市	1,292	東京都	三鷹市	28	20
21	京都府	宇治市	180,210	山口県	宇部市	1,227	千葉県	野田市	28	21
22	千葉県	習志野市	175,027	千葉県	流山市	1,207	千葉県	佐倉市	28	22
23	千葉県	浦安市	171,307	兵庫県	川西市	1,165	東京都	小平市	28	23
24	神奈川県	鎌倉市	170,919	大阪府	和泉市	1,144	東京都	西東京市	27	24
25	千葉県	佐倉市	169,930	神奈川県	秦野市	1,097	東京都	立川市	26	25
26	北海道	苫小牧市	166,095	東京都	立川市	1,082	埼玉県	新座市	26	26
27	埼玉県	新座市	166,038	東京都	西東京市	1,057	神奈川県	鎌倉市	25	27
28	神奈川県	秦野市	158,710	東京都	三鷹市	1,057	埼玉県	久喜市	25	28
29	山口県	宇部市	157,508	千葉県	野田市	1,055	茨城県	ひたちなか市	25	29
30	北海道	釧路市	155,907	千葉県	佐倉市	1,015	東京都	東村山市	25	30
31	茨城県	ひたちなか市	155,188	埼玉県	久喜市	964	東京都	日野市	24	31
32	千葉県	野田市	153,656	東京都	小平市	963	兵庫県	川西市	24	32
33	兵庫県	川西市	153,510	茨城県	ひたちなか市	942	大阪府	和泉市	24	33
34	東京都	東村山市	151,494	埼玉県	新座市	897	神奈川県	秦野市	24	34
35	埼玉県	久喜市	150,756	東京都	東村山市	789	千葉県	浦安市	21	35
	<u> </u>	均	221,827.5	<u> </u>	均	1,662.46	平	均	28.7	1
	宇治市を	除く平均	223,051.6	宇治市を	除く平均	1,669.94	宇治市を	·除〈平均	28.7	l

AR 15	規例団体の工女項目の順位										
順 位	フヘハイレヘ拍数(R3)			財政力指数 (1.0を超えれば地方交付税の不 交付団体になる。)			経常収支比率 (比率が高いほど財政の自由度 が少ない)				
1	千葉県	八千代市	103.2	千葉県	浦安市	1.43	兵庫県	川西市	98.5	1	
2	千葉県	流山市	102.6	東京都	調布市	1.19	千葉県	習志野市	97.6	2	
3	埼玉県	上尾市	101.2	東京都	府中市	1.18	三重県	津市	97.5	3	
4	千葉県	浦安市	101.2	東京都	立川市	1.15	徳島県	徳島市	97.1	4	
5	神奈川県	藤沢市	101.1	東京都	三鷹市	1.12	大阪府	和泉市	95.9	5	
6	神奈川県	秦野市	101.1	千葉県	市川市	1.07	神奈川県	秦野市	95.7	6	
7	千葉県	市川市	101.0	神奈川県	鎌倉市	1.07	埼玉県	新座市	95.6	7	
8	千葉県	松戸市	100.9	神奈川県	藤沢市	1.05	埼玉県	上尾市	95.1	8	
9	千葉県	習志野市	100.9	千葉県	市原市	1.05	千葉県	八千代市	95.0	9	
10	京都府	宇治市	100.7	東京都	町田市	0.94	山口県	山口市	94.8	10	
11	山口県	宇部市	100.3	千葉県	流山市	0.93	茨城県	ひたちなか市	94.4	11	
12	東京都	小平市	100.2	東京都	小平市	0.93	北海道	釧路市	94.1	12	
13	東京都	東村山市	100.1	東京都	日野市	0.93	神奈川県	鎌倉市	94.0	13	
14	千葉県	市原市	100.0	茨城県	ひたちなか市	0.93	山口県	宇部市	93.8	14	
15	山口県	山口市	99.9	千葉県	八千代市	0.92	京都府	宇治市	93.6	15	
16	東京都	調布市	99.9	千葉県	習志野市	0.91	東京都	西東京市	93.1	16	
17	東京都	府中市	99.8	埼玉県	新座市	0.89	千葉県	松戸市	92.7	17	
18	東京都	三鷹市	99.6	千葉県	佐倉市	0.89	兵庫県	伊丹市	92.7	18	
19	兵庫県	伊丹市	99.5	埼玉県	上尾市	0.88	神奈川県	藤沢市	92.6	19	
20	北海道	釧路市	99.4	東京都	西東京市	0.88	千葉県	佐倉市	92.6	20	
21	埼玉県	新座市	99.3	千葉県	松戸市	0.86	千葉県	野田市	92.6	21	
22	千葉県	野田市	99.2	埼玉県	久喜市	0.83	東京都	東村山市	92.5	22	
23	東京都	町田市	99.1	神奈川県	秦野市	0.82	千葉県	市川市	91.2	23	
24	三重県	津市	99.1	千葉県	野田市	0.82	東京都	町田市	91.2	24	
25	徳島県	徳島市	99.1	兵庫県	伊丹市	0.79	東京都	日野市	90.9	25	
26	東京都	西東京市	99.1	徳島県	徳島市	0.79	埼玉県	久喜市	90.8	26	
27	千葉県	佐倉市	98.8	北海道	苫小牧市	0.77	東京都	調布市	90.7	27	
28	兵庫県	川西市	98.7	東京都	東村山市	0.76	東京都	三鷹市	89.5	28	
29	神奈川県	鎌倉市	98.5	京都府	宇治市	0.72	千葉県	浦安市	89.3	29	
30	北海道	苫小牧市	98.2	大阪府	和泉市	0.72	千葉県	市原市	88.2	30	
31	東京都	日野市	98.0	山口県	宇部市	0.71	千葉県	流山市	88.1	31	
32	茨城県	ひたちなか市	97.9	三重県	津市	0.68	北海道	苫小牧市	88.1	32	
33	東京都	立川市	97.8	兵庫県	川西市	0.67	東京都	小平市	85.2	33	
34	大阪府	和泉市	97.2	山口県	山口市	0.63	東京都	府中市	82.9	34	
35	埼玉県	久喜市	96.7	北海道	釧路市	0.45	東京都	立川市	82.2	35	
-	平	均	99.7	<u> </u>	均	0.90) 平均		92.3		
	宇治市を除く平均		99.7	宇治市を	除く平均	0.90	宇治市を除く平均		92.2		

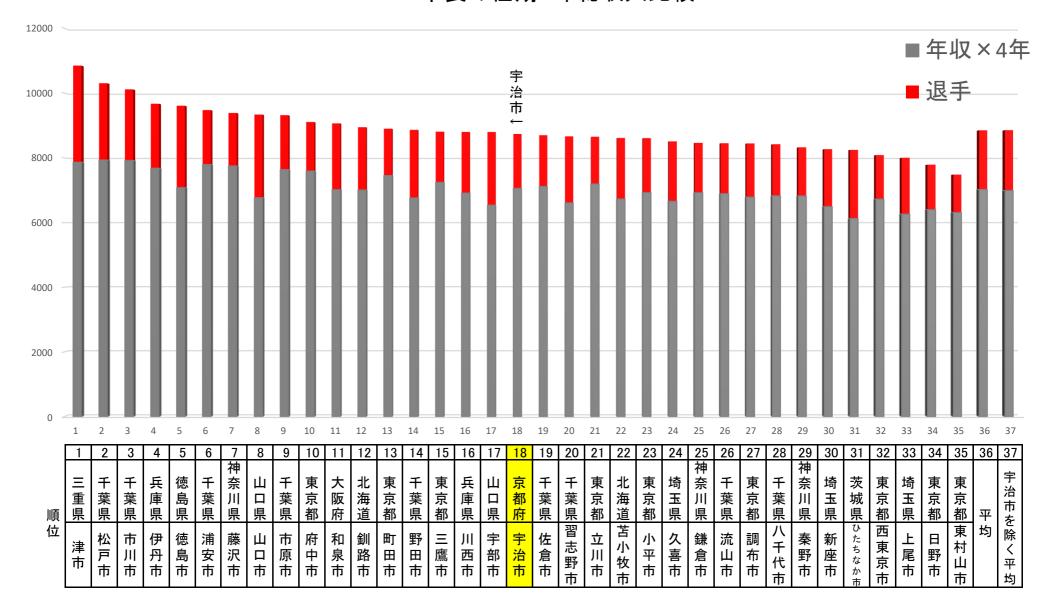
※宇治市は全国自治体別・公務員(一般職)年収ランキング(R4) 56位/1741団体中(東洋経済調べ)。

順	,	個人市民和	·····································	1	国人市民税		個人市民税			
位		- -人あたり			に占める割っ		歳入に占める割合(%)			
1	千葉県	浦安市	103.1	東京都	三鷹市	48.1	千葉県	浦安市	24.5	1
2	東京都	三鷹市	101.2	千葉県	松戸市	47.6	東京都	三鷹市	24.5	2
3	神奈川県	鎌倉市	100.7	東京都	西東京市	47.4	神奈川県	鎌倉市	23.7	3
4	東京都	調布市	91.7	神奈川県	鎌倉市	47.3	千葉県	市川市	22.9	4
5	千葉県	市川市	83.9	千葉県	市川市	46.5	東京都	調布市	20.2	5
6	東京都	府中市	80.7	千葉県	流山市	46.4	千葉県	習志野市	20.1	6
7	神奈川県	藤沢市	79.3	東京都	東村山市	45.8	神奈川県	藤沢市	19.5	7
8	東京都	西東京市	78.1	東京都	調布市	45.2	千葉県	流山市	19.2	8
9	東京都	立川市	77.1	兵庫県	川西市	45.2	東京都	西東京市	18.5	9
10	千葉県	習志野市	76.6	千葉県	佐倉市	44.9	千葉県	八千代市	18.4	10
11	東京都	日野市	74.8	東京都	日野市	44.9	千葉県	佐倉市	18.4	11
12	東京都	小平市	74.8	東京都	小平市	44.9	埼玉県	上尾市	18.2	12
13	千葉県	流山市	73.8	千葉県	習志野市	44.9	千葉県	松戸市	17.7	13
14	東京都	町田市	73.2	東京都	町田市	44.8	東京都	町田市	17.1	14
15	千葉県	松戸市	68.7	千葉県	八千代市	44.4	埼玉県	新座市	16.4	15
16	千葉県	八千代市	66.3	埼玉県	上尾市	43.8	東京都	日野市	16.4	16
17	東京都	東村山市	64.9	千葉県	浦安市	43.0	東京都	小平市	16.4	17
18	埼玉県	新座市	64.8	埼玉県	新座市	41.9	茨城県	ひたちなか市	15.9	18
19	千葉県	佐倉市	64.0	神奈川県	藤沢市	41.8	埼玉県	久喜市	15.9	19
20	茨城県	ひたちなか市	63.6	大阪府	和泉市	40.9	東京都	府中市	15.8	20
21	埼玉県	上尾市	61.8	京都府	宇治市	40.5	神奈川県	秦野市	15.7	21
22	千葉県	市原市	61.3	神奈川県	秦野市	40.4	千葉県	市原市	14.7	22
23	三重県	津市	59.3	茨城県	ひたちなか市	39.0	東京都	立川市	14.3	23
24	兵庫県	伊丹市	58.8	三重県	津市	38.5	兵庫県	川西市	14.3	24
25	埼玉県	久喜市	58.1	東京都	府中市	38.0	東京都	東村山市	14.0	25
26	徳島県	徳島市	57.7	埼玉県	久喜市	37.6	京都府	宇治市	13.9	26
27	兵庫県	川西市	57.3	兵庫県	伊丹市	36.7	三重県	津市	13.7	27
28	神奈川県	秦野市	57.1	山口県	山口市	36.6	大阪府	和泉市	13.6	28
29	大阪府	和泉市	54.4	千葉県	野田市	35.9	千葉県	野田市	13.5	29
30	京都府	宇治市	54.2	山口県	宇部市	35.2	兵庫県	伊丹市	12.8	30
31	山口県	宇部市	53.7	徳島県	徳島市	35.1	徳島県	徳島市	12.6	31
32	千葉県	野田市	53.6	北海道	釧路市	34.7	山口県	宇部市	11.4	32
33	山口県	山口市	53.2	東京都	立川市	34.4	山口県	山口市	11.0	33
34	北海道	苫小牧市	50.3	千葉県	市原市	31.5	北海道	苫小牧市	9.9	34
35	北海道	釧路市	46.0	北海道	苫小牧市	29.4	北海道	釧路市	7.3	35
	平	均	68.5	平	均	41.2	平均		16.4	
	宇治市を	除く平均	68.9	宇治市を	除く平均	41.3			16.4	

順				副議長			議員			
位				報	酬月額(万円	3)	報酬月額(万円)			
1	千葉県	市川市	72.4	千葉県	松戸市	66.0	徳島県	徳島市	60.6	1
2	千葉県	松戸市	72.0	千葉県	市川市	65.2	千葉県	市川市	60.4	2
3	兵庫県	伊丹市	72.0	徳島県	徳島市	64.7	大阪府	和泉市	60.0	3
4	徳島県	徳島市	71.4	兵庫県	伊丹市	64.6	千葉県	松戸市	59.0	4
5	兵庫県	川西市	70.1	大阪府	和泉市	63.0	兵庫県	伊丹市	58.4	5
6	神奈川県	藤沢市	69.0	兵庫県	川西市	62.9	兵庫県	川西市	57.0	6
7	三重県	津市	67.0	神奈川県	藤沢市	61.0	神奈川県	藤沢市	56.5	7
8	東京都	立川市	66.2	三重県	津市	61.0	千葉県	市原市	56.2	8
9	大阪府	和泉市	66.0	東京都	立川市	59.9	東京都	立川市	55.5	9
10	東京都	府中市	65.0	京都府	宇治市	58.5	三重県	津市	55.0	10
11	東京都	小平市	65.0	千葉県	市原市	58.1	東京都	小平市	55.0	11
12	千葉県	市原市	64.8	東京都	小平市	58.0	東京都	三鷹市	55.0	12
13	東京都	三鷹市	64.0	東京都	三鷹市	58.0	東京都	町田市	55.0	13
14	東京都	町田市	64.0	東京都	町田市	58.0	東京都	調布市	55.0	14
15	東京都	調布市	64.0	東京都	調布市	58.0	東京都	府中市	55.0	15
16	京都府	宇治市	63.5	東京都	府中市	57.0	東京都	日野市	54.5	16
17	千葉県	浦安市	63.0	千葉県	浦安市	56.0	京都府	宇治市	53.5	17
18	東京都	日野市	62.5	東京都	日野市	56.0	千葉県	浦安市	52.0	18
19	東京都	西東京市	61.4	東京都	西東京市	54.9	東京都	西東京市	51.7	19
20	北海道	釧路市	60.0	北海道	釧路市	54.0	北海道	釧路市	49.0	20
21	神奈川県	鎌倉市	57.9	神奈川県	鎌倉市	52.0	東京都	東村山市	48.5	21
22	北海道	苫小牧市	56.0	北海道	苫小牧市	51.0	千葉県	習志野市	48.0	22
23	東京都	東村山市	55.8	東京都	東村山市	50.6	神奈川県	鎌倉市	47.9	23
24	山口県	山口市	55.7	茨城県	ひたちなか市	50.4	北海道	苫小牧市	47.0	24
25	神奈川県	秦野市	55.6	千葉県	習志野市	50.0	茨城県	ひたちなか市	47.0	25
26	山口県	宇部市	55.1	山口県	宇部市	49.8	山口県	宇部市	47.0	26
27	千葉県	流山市	54.8	千葉県	野田市	49.2	千葉県	佐倉市	46.0	27
28	千葉県	野田市	54.7	千葉県	流山市	48.8	千葉県	八千代市	46.0	28
29	茨城県	ひたちなか市	54.1	神奈川県	秦野市	48.4	千葉県	流山市	45.8	29
30	千葉県	習志野市	54.0	山口県	山口市	48.0	千葉県	野田市	45.0	30
31	千葉県	佐倉市	52.0	千葉県	佐倉市	48.0	山口県	山口市	44.9	31
32	千葉県	八千代市	52.0	千葉県	八千代市	48.0	神奈川県	秦野市	44.4	32
33	埼玉県	上尾市	50.5	埼玉県	上尾市	46.0	埼玉県	上尾市	43.5	33
34	埼玉県	久喜市	48.3	埼玉県	久喜市	43.3	埼玉県	久喜市	41.0	34
35	埼玉県	新座市	46.3	埼玉県	新座市	42.0	埼玉県	新座市	40.0	35
	<u> </u>	均	60.7	平	均	54.9	平均		51.3	
	宇治市を	除く平均	60.7	宇治市を	:除く平均	54.8	宇治市を	·除〈平均	51.3	

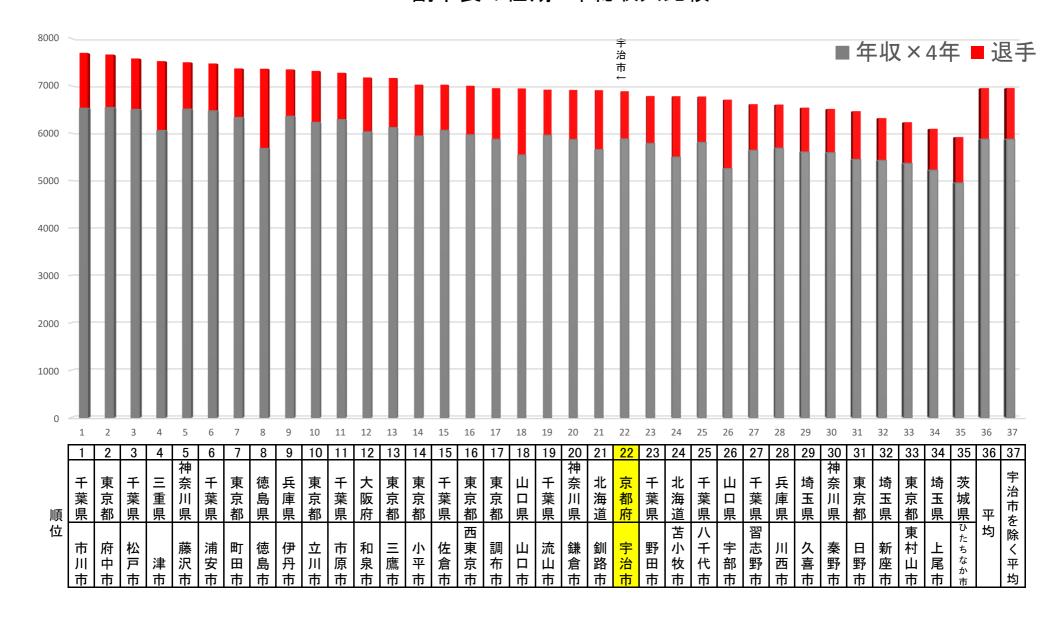
							· - · · -			
順				市長			市長			
位		年収(万円)	退	職手当(万円	3)	任期4年総収入(万円)			位
1	千葉県	松戸市	1,983.7	三重県	津市	2,983.2	三重県	津市	10,848.0	1
2	千葉県	市川市	1,980.0	山口県	山口市	2,566.1	千葉県	松戸市	10,303.6	2
3	三重県	津市	1,966.2	徳島県	徳島市	2,525.3	千葉県	市川市	10,114.5	3
4	千葉県	浦安市	1,948.8	千葉県	松戸市	2,368.8	兵庫県	伊丹市	9,671.3	4
5	神奈川県	藤沢市	1,938.0	山口県	宇部市	2,256.0	徳島県	徳島市	9,609.0	5
6	兵庫県	伊丹市	1,920.5	千葉県	市川市	2,194.6	千葉県	浦安市	9,475.2	6
7	千葉県	市原市	1,910.2	茨城県	ひたちなか市	2,118.6	神奈川県	藤沢市	9,386.2	7
8	東京都	府中市	1,898.6	千葉県	野田市	2,099.5	山口県	山口市	9,337.7	8
9	東京都	町田市	1,863.5	千葉県	習志野市	2,052.0	千葉県	市原市	9,317.3	9
10	東京都	三鷹市	1,810.7	大阪府	和泉市	2,043.4	東京都	府中市	9,106.6	10
11	東京都	立川市	1,798.8	兵庫県	伊丹市	1,989.1	大阪府	和泉市	9,064.9	11
12	千葉県	佐倉市	1,779.9	北海道	釧路市	1,936.3	北海道	釧路市	8,945.3	12
13	徳島県	徳島市	1,770.9	兵庫県	川西市	1,885.4	東京都	町田市	8,899.8	13
14	京都府	宇治市	1,765.2	北海道	苫小牧市	1,881.6	千葉県	野田市	8,864.6	14
15	大阪府	和泉市	1,755.4	埼玉県	久喜市	1,848.9	東京都	三鷹市	8,808.6	15
16	北海道	釧路市	1,752.3	埼玉県	新座市	1,773.6	兵庫県	川西市	8,800.9	16
17	東京都	小平市	1,732.5	埼玉県	上尾市	1,738.8	山口県	宇部市	8,798.4	17
18	神奈川県	鎌倉市	1,731.5	千葉県	浦安市	1,680.0	京都府	宇治市	8,737.6	18
19	兵庫県	川西市	1,728.9	東京都	小平市	1,680.0	千葉県	佐倉市	8,698.9	19
20	千葉県	流山市	1,723.8	京都府	宇治市	1,677.0	千葉県	習志野市	8,664.0	20
21	千葉県	八千代市	1,707.7	千葉県	市原市	1,676.6	東京都	立川市	8,652.8	21
22	神奈川県	秦野市	1,706.2	東京都	調布市	1,656.0	北海道	苫小牧市	8,614.2	22
23	東京都	調布市	1,697.4	神奈川県	藤沢市	1,634.3	東京都	小平市	8,610.0	23
24	山口県	山口市	1,692.9	千葉県	八千代市	1,589.3	埼玉県	久喜市	8,509.6	24
25	千葉県	野田市	1,691.3	千葉県	佐倉市	1,579.2	神奈川県	鎌倉市	8,463.7	25
26	北海道	苫小牧市	1,683.2	東京都	三鷹市	1,565.6	千葉県	流山市	8,451.8	26
27	東京都	西東京市	1,682.0	千葉県	流山市	1,556.5	東京都	調布市	8,445.6	27
28	埼玉県	久喜市	1,665.2	神奈川県	鎌倉市	1,537.6	千葉県	八千代市	8,420.2	28
29	千葉県	習志野市	1,653.0	東京都	府中市	1,512.0	神奈川県	秦野市	8,325.5	29
30	山口県	宇部市	1,635.6	神奈川県	秦野市	1,500.8	埼玉県	新座市	8,268.6	30
31	埼玉県	新座市	1,623.8	東京都	立川市	1,457.4	茨城県	ひたちなか市	8,247.1	31
32	東京都	日野市	1,600.9	東京都	町田市	1,445.8	東京都	西東京市	8,085.9	32
33	東京都	東村山市	1,578.6	東京都	日野市	1,386.0	埼玉県	上尾市	8,002.8	33
34	埼玉県	上尾市	1,566.0	東京都	西東京市	1,358.0	東京都	日野市	7,789.4	34
35	茨城県	ひたちなか市	1,532.1	東京都	東村山市	1,169.3	東京都	東村山市	7,483.6	35
		均	1,756.4	<u> </u>	均	1,826.4	平	均	8,852.1	
	宇治市を	除く平均	1,756.2	宇治市を	除く平均	1,830.8	宇治市を	除く平均	8,855.5	
						*				,

市長の任期4年総収入比較



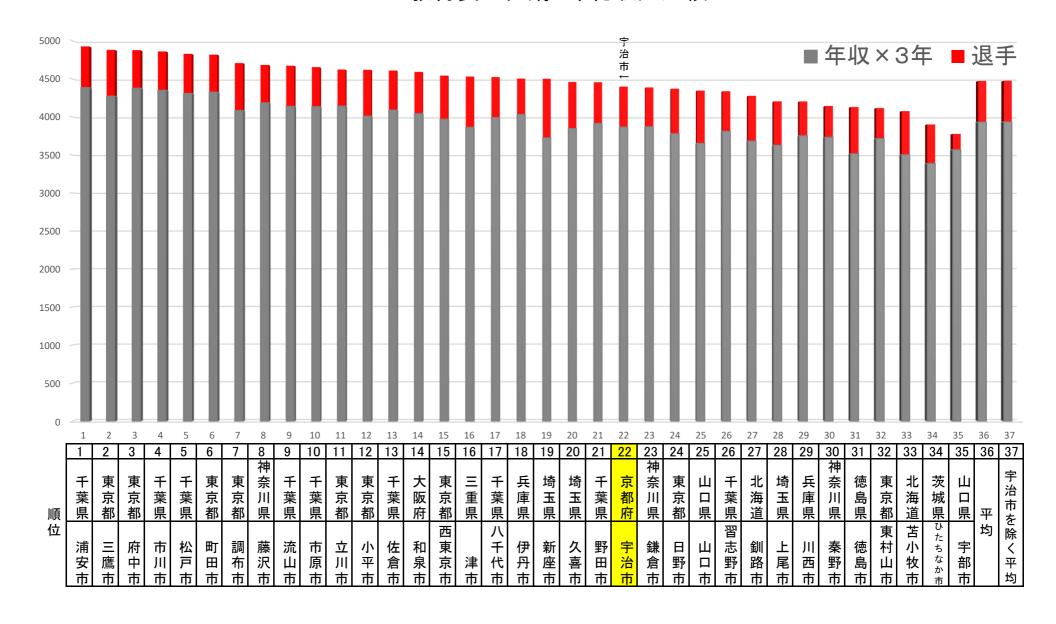
							, 			
順	順副市長			副市長			副市長			
位		年収(万円)	退	職手当(万円	3)	任期4年総収入(万円)			
1	東京都	府中市	1,634.9	徳島県	徳島市	1,679.1	千葉県	市川市	7,689.7	1
2	千葉県	市川市	1,631.1	三重県	津市	1,461.6	東京都	府中市	7,655.8	2
3	神奈川県	藤沢市	1,626.5	山口県	宇部市	1,449.6	千葉県	松戸市	7,572.3	3
4	千葉県	松戸市	1,624.8	山口県	山口市	1,399.7	三重県	津市	7,516.8	4
5	千葉県	浦安市	1,617.5	北海道	苫小牧市	1,280.0	神奈川県	藤沢市	7,491.9	5
6	兵庫県	伊丹市	1,588.7	北海道	釧路市	1,249.2	千葉県	浦安市	7,466.0	6
7	東京都	町田市	1,582.2	千葉県	市川市	1,165.1	東京都	町田市	7,362.0	7
8	千葉県	市原市	1,571.4	大阪府	和泉市	1,142.4	徳島県	徳島市	7,356.2	8
9	東京都	立川市	1,556.9	東京都	府中市	1,116.0	兵庫県	伊丹市	7,342.1	9
10	東京都	三鷹市	1,529.5	東京都	立川市	1,081.2	東京都	立川市	7,308.9	10
11	千葉県	佐倉市	1,514.8	東京都	小平市	1,080.0	千葉県	市原市	7,270.8	11
12	三重県	津市	1,513.8	東京都	調布市	1,074.0	大阪府	和泉市	7,171.0	12
13	大阪府	和泉市	1,507.2	千葉県	松戸市	1,073.3	東京都	三鷹市	7,161.8	13
14	東京都	西東京市	1,491.2	東京都	三鷹市	1,044.0	東京都	小平市	7,020.0	14
15	千葉県	流山市	1,488.5	神奈川県	鎌倉市	1,041.9	千葉県	佐倉市	7,019.3	15
16	東京都	小平市	1,485.0	東京都	町田市	1,033.2	東京都	西東京市	6,997.0	16
17	京都府	宇治市	1,469.6	東京都	西東京市	1,032.0	東京都	調布市	6,945.2	17
18	東京都	調布市	1,467.8	東京都	日野市	1,014.0	山口県	山口市	6,940.1	18
19	神奈川県	鎌倉市	1,466.7	京都府	宇治市	1,002.4	千葉県	流山市	6,913.9	19
20	千葉県	八千代市	1,451.4	千葉県	野田市	997.2	神奈川県	鎌倉市	6,908.6	20
21	千葉県	野田市	1,445.9	千葉県	浦安市	996.0	北海道	釧路市	6,903.8	21
22	兵庫県	川西市	1,420.9	兵庫県	伊丹市	987.3	京都府	宇治市	6,880.8	22
23	徳島県	徳島市	1,419.3	神奈川県	藤沢市	985.9	千葉県	野田市	6,781.0	23
24	北海道	釧路市	1,413.7	千葉県	市原市	985.2	北海道	苫小牧市	6,776.0	24
25	千葉県	習志野市	1,409.4	千葉県	習志野市	972.0	千葉県	八千代市	6,770.4	25
26	埼玉県	久喜市	1,400.7	千葉県	八千代市	964.8	山口県	宇部市	6,704.4	26
27	神奈川県	秦野市	1,397.0	茨城県	ひたちなか市	964.7	千葉県	習志野市	6,609.6	27
28	山口県	山口市	1,385.1	千葉県	佐倉市	960.0	兵庫県	川西市	6,600.5	28
29	北海道	苫小牧市	1,374.0	千葉県	流山市	960.0	埼玉県	久喜市	6,536.0	29
30	東京都	日野市	1,361.7	埼玉県	久喜市	933.2	神奈川県	秦野市	6,509.4	30
31	埼玉県	新座市	1,356.7	神奈川県	秦野市	921.6	東京都	日野市	6,460.9	31
32	東京都	東村山市	1,340.9	兵庫県	川西市	917.0	埼玉県	新座市	6,315.8	32
33	山口県	宇部市	1,313.7	埼玉県	新座市	889.1	東京都	東村山市	6,228.6	33
34	埼玉県	上尾市	1,305.0	埼玉県	上尾市	869.4	埼玉県	上尾市	6,089.4	34
35	茨城県	ひたちなか市	1,237.8	東京都	東村山市	865.1	茨城県	ひたちなか市	5,915.9	35
		均	1,468.6	<u> </u>	均	1,073.9	平均		6,948.3	
	宇治市を	除く平均	1,468.6	宇治市を	除く平均	1,076.0	宇治市を	除く平均	6,950.3	1
										-

副市長の任期4年総収入比較



順				教育長			教育長			
位		年収(万円)	退	職手当(万円	3)	任期3	年総収入(万円)	位
1	千葉県	浦安市	1,461.6	埼玉県	新座市	775.0	千葉県	浦安市	4,924.8	1
2	東京都	府中市	1,459.1	山口県	山口市	692.1	東京都	三鷹市	4,879.4	2
3	千葉県	市川市	1,449.9	三重県	津市	666.0	東京都	府中市	4,875.4	3
4	東京都	町田市	1,441.6	東京都	調布市	622.5	千葉県	市川市	4,858.6	4
5	千葉県	松戸市	1,435.8	徳島県	徳島市	612.9	千葉県	松戸市	4,827.3	5
6	東京都	三鷹市	1,424.0	埼玉県	久喜市	610.2	東京都	町田市	4,816.7	6
7	神奈川県	藤沢市	1,395.2	東京都	三鷹市	607.5	東京都	調布市	4,706.1	7
8	東京都	立川市	1,380.7	東京都	小平市	607.5	神奈川県	藤沢市	4,681.9	8
9	千葉県	流山市	1,379.2	北海道	釧路市	593.8	千葉県	流山市	4,671.5	9
10	千葉県	市原市	1,378.1	東京都	日野市	588.8	千葉県	市原市	4,652.6	10
11	千葉県	佐倉市	1,363.3	埼玉県	上尾市	575.5	東京都	立川市	4,621.4	11
12	東京都	調布市	1,361.2	東京都	西東京市	572.3	東京都	小平市	4,617.0	12
13	大阪府	和泉市	1,347.6	北海道	苫小牧市	571.2	千葉県	佐倉市	4,608.4	13
14	兵庫県	伊丹市	1,344.0	大阪府	和泉市	547.2	大阪府	和泉市	4,589.9	14
15	東京都	小平市	1,336.5	千葉県	浦安市	540.0	東京都	西東京市	4,541.4	15
16	千葉県	八千代市	1,330.4	千葉県	野田市	540.0	三重県	津市	4,528.8	16
17	東京都	西東京市	1,323.0	千葉県	流山市	533.7	千葉県	八千代市	4,522.0	17
18	千葉県	野田市	1,305.0	千葉県	八千代市	530.6	兵庫県	伊丹市	4,501.8	18
19	神奈川県	鎌倉市	1,290.1	京都府	宇治市	529.9	埼玉県	新座市	4,500.1	19
20	京都府	宇治市	1,289.0	千葉県	習志野市	525.6	埼玉県	久喜市	4,457.4	20
21	三重県	津市	1,287.6	千葉県	松戸市	519.8	千葉県	野田市	4,455.0	21
22	埼玉県	久喜市	1,282.4	千葉県	市原市	518.4	京都府	宇治市	4,396.8	22
23	千葉県	習志野市	1,270.2	千葉県	佐倉市	518.4	神奈川県	鎌倉市	4,385.8	23
24	東京都	日野市	1,260.1	神奈川県	鎌倉市	515.5	東京都	日野市	4,369.0	24
25	兵庫県	川西市	1,250.8	茨城県	ひたちなか市	511.2	山口県	山口市	4,344.6	25
26	神奈川県	秦野市	1,244.2	千葉県	市川市	508.9	千葉県	習志野市	4,336.2	26
27	埼玉県	新座市	1,241.7	東京都	府中市	498.0	北海道	釧路市	4,276.1	27
28	東京都	東村山市	1,238.8	神奈川県	藤沢市	496.4	埼玉県	上尾市	4,203.4	28
29	北海道	釧路市	1,227.4	東京都	町田市	492.0	兵庫県	川西市	4,202.8	29
30	山口県	山口市	1,217.5	東京都	立川市	479.4	神奈川県	秦野市	4,142.9	30
31	埼玉県	上尾市	1,209.3	兵庫県	伊丹市	469.8	徳島県	徳島市	4,129.4	31
32	山口県	宇部市	1,190.2	兵庫県	川西市	450.4	東京都	東村山市	4,115.9	32
33	徳島県	徳島市	1,172.2	神奈川県	秦野市	410.4	北海道	苫小牧市	4,074.9	33
34	北海道	苫小牧市	1,167.9	東京都	東村山市	399.6	茨城県	ひたちなか市	3,900.0	34
35	茨城県	ひたちなか市	1,129.6	山口県	宇部市	205.2	山口県	宇部市	3,775.7	35
	ग	均	1,311.0		均	538.2	平	均	4,471.2	
	宇治市を	除く平均	1,311.7	宇治市を	除く平均	538.4	宇治市を	除く平均	4,473.4	
ļ) /H (1 C (2) (1 + 1)									

教育長の任期3年総収入比較



地方自治法の一部を改正する法律の概要く議会関連部分>

(令和5年法律第19号 令和5年5月8日公布)

地方議会の活性化を図るため地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を行う。

1 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

○多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割 や議員の職務等について、法律上明確化する。

法律の新旧対照表(抜粋)

	旧	新
第89条	普通地方公共団体に <u>議会を置く。</u>	第89条 普通地方公共団体に、その議事機
		関として、当該普通地方公共団体の住民
		が選挙した議員をもつて組織される議会
		<u>を置く。</u>
(新設)		② 普通地方公共団体の議会は、この法律の
		定めるところにより当該普通地方公共団
		<u>体の重要な意思決定に関する事件を議決</u>
		し、並びにこの法律に定める検査及び調
		査その他の権限を行使する。
(新設)		③ 前項に規定する議会の権限の適切な行
		<u>使に資するため、普通地方公共団体の議</u>
		<u>会の議員は、住民の負託を受け、誠実に</u>
		その職務を行わなければならない。

2 請願書の提出等のオンライン化

- 〇地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの 意見書の提出など地方議会に係る手続(※)について、一括してオンライン 化を可能とする。
- ※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)の適用対象外。

施行期日 1は令和5年5月8日、2は令和6年4月1日

特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について

〇当審議会の設置について

「宇治市附属機関設置条例」

→執行機関(市長)の附属機関についての条例。組織、運営等は別に定める。

「宇治市特別職報酬等審議会規則」

→組織及び運営に関し必要な事項を定める。

○「地方自治法」の議員、特別職に関する条文

第二百三条

→議員に関する条文

第二百四条

→市長等に関する条文

第二百四条の二

→給与条例主義に関する条文

○特別職の給与について

「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」

→特別職の給料、通勤手当及び期末手当について定める。

※市長等の退職手当については、別に定めると明記(第6条)。

※この条例のいう特別職とは、1)市長 2)副市長 3)教育長である(第1条)。

「特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例」

→特別職の退職手当について定める。

○議員の報酬について

「宇治市議会基本条例」

→宇治市議会の基本となる事項を定める ※議員報酬を別の条例で定めると明記(第14条)

「宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」

→議員報酬、期末手当について定める。

○宇治市附属機関設置条例

昭和 28 年 10 月 31 日 条例第 32 号

- 第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、執行機関の 附属機関を別表のとおり設置する。
- 第2条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、 附属機関が属する執行機関が別に定める。

(以下の附則等は省略)

附属機関の属す る執行機関	附属機関	担任する事務
	宇治市土地買収評価委員会	土地買収に関する重要事項について市長の諮問に応じ、 意見を答申する事務
市長	宇治市特別職報酬等審議会	宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、副市 長及び教育長の給料の額に関する条例案を市長が議会 に提出しようとするときに、あらかじめその議員報酬及び 給料の額について市長の諮問に応じ、意見を答申する事 務

以下、省略

昭和40年2月15日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市附属機関設置条例(昭和28年宇治市条例第3 2号)第2条の規定に基づき、宇治市特別職報酬等審議会(以下「審議会」 という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員7名以内で組織する。
- 2 委員は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市 が備える住民基本台帳に記録されている者で、次の各号に掲げるもののう ちから市長が委嘱する。
 - (1) 本市の区域内の公共的団体等の代表者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者
- 3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を 代理する。

(会議)

- 第4条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き、その他審議会の運営 に関し、必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和46年規則第41号)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年規則第1号)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成15年規則第13号)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成17年規則第23号)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (令和5年規則第20号)
- この規則は、公布の日から施行する。

(昭和二十二年四月十七日) (法律第六十七号) 第一次吉田内閣

- ○議員に関する条文
- 第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給 しなければならない。
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
- ○市長に関する条文
- 第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
- ○給与条例主義に関する条文
- 第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

○特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 (抜粋)

昭和31年12月19日

条例第31号

(目的)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる常勤の特別職の職員の給与 について定めることを目的とする。
 - (1) 市長
 - (2) 副市長
 - (3) 教育長

(市長等の給与)

- 第2条 前条に掲げる特別職の職員(以下「市長等」という。)の 受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。
- 第3条 市長等の給料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める額とする。
 - (1) 市長 月額1,075,000円
 - (2) 副市長 月額895,000円
 - (3) 教育長 月額785,000円
- 第4条 市長等の通勤手当の支給は、宇治市職員の給与に関する条例 (昭和26年宇治市条例第23号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。
- 第5条 期末手当は、市長等で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき 給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合 計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以 内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給 の一時差止めその他の支給方法は、一般職の職員の例による。
- 第6条 市長等の退職手当については、別に定めるところによる。
- 第7条 新たに市長等に就任した者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し、又は罷免された地方公務員が即日市長等になったときは、その翌日から給与を支給する。
- 2 市長等が退職したときは、その日まで、死亡により退職したと きは、その日の属する月まで給与を支給する。
- 3 前2項の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する。
- 第8条 市長等の給与の支給期日は、一般職の職員に支給する給与 の例による。

附則

(間の附則、省略)

- 18 平成30年4月1日から当分の間、支給されるべき市長等の 給料の月額は、第3条各号の規定により支給されるべき額から、 市長にあつてはその100分の10の額を、副市長にあつてはそ の100分の8の額を、教育長にあつてはその100分の7の額 を減じて得た額とする。
- 19 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

(以下、省略)

○特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋)昭和61年3月31日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 市長等が任期満了による退職その他の退職(以下「退職」 という。)をしたときは、その者の在職期間について、その者(死 亡による退職の場合には、その遺族)に対し退職手当を支給する。 ただし、その者の在職期間が6月未満であるときは、この限りで ない。

(退職手当の額)

- 第3条 退職手当の額は、退職をした日における市長等の給料月額 に、その者の在職期間1年につき、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 市長 100分の390
 - (2) 副市長 100分の280
 - (3) 教育長 100分の225
- 2 前項の規定は、市長等の在職期間に1年未満の端数がある場合 又は在職期間が6月以上1年未満である場合における退職手当の 額について準用する。この場合において、同項中「1年」とある のは「1月」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額を 12で除して得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨てた額)」と読み替えるものとする。

(在職期間の計算)

- 第4条 市長等の在職期間は、市長等となつた日の属する月から退職をした日の属する月までとする。
- 2 前項の規定により計算した在職期間が4年を超えるときは、これを4年とする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当については、一般職の職員の例による。この場合において、市長に係る宇治市職員の退職手当に関する条例(昭和26年宇治市条例第42号)第11条第2号に規定する退職手当管理機関は、市長とする。附 則

(間の附則、省略)

(平成30年4月1日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例)

6 平成30年4月1日から当分の間、第3条に規定する市長等の 給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則 第18項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定 められる額とする。

(以下、省略)

○宇治市議会基本条例

平成23年3月31日

条例第8号

改正 平成25年2月26日条例第18号

平成27年3月31日条例第19号

平成30年10月17日条例第56号

目次

前文

第1章 目的(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則 (第2条-第4条)

第3章 市民と議会の関係(第5条一第8条)

第4章 市長等と議会の関係(第9条・第10条)

第5章 自由討議の拡大(第11条)

第6章 政務活動費(第12条)

第7章 議員の定数及び議員報酬(第13条・第14条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第15条・第16条)

第9章 最高規範性(第17条・第18条)

附則

宇治市民から選挙で選ばれた議員により構成される宇治市議会は 議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた宇治市長とともに、 宇治市の代表機関を構成する。

宇治市議会及び議員は、二元代表制の下、真の地方自治を実現するために、その権能を十分に発揮し市民の信託にこたえる責務がある。

ここに、宇治市議会及び議員は、日本国憲法を遵守する義務を負うことを自覚し、地方自治の本旨に基づき、宇治市議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民から選ばれた市民全体の奉仕者であることの誇りを持ち、市民の意向を的確に反映し、市民に開かれ信頼される宇治市議会を築き、全力を挙げて市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、この条例を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、宇治市議会(以下「議会」という。)の基本 となる事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展 に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、 市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の 執行機関(以下「市長等」という。)の市政の運営の監視、評価 及び調査を行い、必要な議決をするものとする。
- 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市 民の代表である議員の自由な論議を尊重し、必要な政策を自ら立 案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづ くりの活動に取り組むものとする。
- 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。
- 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、宇治市議会会議規則(昭和32年宇治市議会規則第1号)、宇治市議会委員会条例(昭和32年宇治市条例第12号)及び議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員の自由 な論議を尊重しなければならない。
- 2 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識 し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めるこ ととし、政治倫理の基準、政治倫理審査会の設置等については、 別に定める。

- 3 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確 に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、 市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。
- 4 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。
- 5 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加と情報の共有)

- 第5条 議会は、その透明性を高めるために、市民へ議会の活動に 関する情報を積極的に公開するものとする。
- 2 議会は、すべての委員会及び全員協議会を始め宇治市議会会議 規則に定める協議等の場を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するものとする。

(公聴会制度及び参考人制度)

第6条 議会は、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用 するよう努めるものとする。

(議会活動の報告及び市民との意見交換)

第7条 議会は、市民と議会のつどい等の開催により市民への議会 活動の報告及び市民との意見交換をするよう努めるものとする。 (議会広報の充実)

第8条 議会は、議会広報紙の発行、インターネット配信等の多様 な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関 心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。 第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等と常に緊張ある関係を維持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を 通じて、市政の発展に取り組むものとする。

(市長等による提案説明等)

- 第10条 議会は、市長等から政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。
 - (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 検討した他の政策案等との比較検討
 - (3) 総合計画との整合性
 - (4) 財源措置
 - (5) 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における 論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する 審議に努めるものとする。
- 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会で議決すべきものを条例で定めることができる。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議の拡大)

- 第11条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員の自由 な論議を尽くさなければならない。
- 2 議長及び委員長は、論議が積極的に行われるように議会の会議 及び委員会を運営しなければならない。
- 3 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

- 第12条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行わなければならない。
- 2 政務活動費の交付、公開及び報告については、別に条例等で定 める。

第7章 議員の定数及び議員報酬 (議員定数)

- 第13条 議員の定数は、効率的な議会運営の視点からだけでなく、 市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させる ことが可能となるように定められなければならない。
- 2 議会は、議員の定数の改定に当たつては、市政の現状と課題、 将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取 及び反映に努めなければならない。
- 3 議員の定数は、別に条例で定める。 (議員報酬)
- 第14条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する 他市の議員報酬等を勘案しつつ、議員の議員活動及び社会生活が 保障されるものでなければならない。
- 2 議会は、議員報酬の改定に当たつては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。
- 3 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の体制整備)

- 第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等に調査させることができる。
- 2 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図る ため、議員研修等の充実強化に努めるものとする。
- 3 議会は、議員の調査研究に資するために、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議会及び議員活動等を補助する組織として、議会事務局の機能強化に努めなければならない。

第9章 最高規範性

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の 条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たつ ては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合 を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

- 第18条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、 規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければな らない。
- 2 議会は、議員の任期期間中にこの条例の目的が達成されている かどうかを議会運営委員会において検討するものとする。
- 3 議会は、この条例の目的に従い、必要な関係条例等の充実に努 めなければならない。
- 4 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正 の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成25年条例第18号)
- この条例は、平成25年3月1日から施行する。 附 則(平成27年条例第19号)
- この条例は、平成27年8月1日から施行する。 附 則(平成30年条例第56号)
- この条例は、公布の日から施行する。

○宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年12月19日 条例第30号

(議員報酬)

- 第1条 議会の議長、副議長及び議員(以下「議長等」という。) の議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める額とする。
 - (1) 議長 月額635,000円
 - (2) 副議長 月額585,000円
 - (3) 議員 月額535,000円
- 第2条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはそ の職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。
- 2 前項の規定により議員報酬を支給する場合において、その職についた日が月の途中である場合は、日割によつて計算した額を支給する。
- 第3条 議長等が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散(以下「任期満了等」という。)によりその職を離れたときは、 その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合に おいても重複して議員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の適用を受ける職員の例により特級に相当する旅費額を支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、議長等で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内の任期満了等によりその職を離れた者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和31年宇治市条例第31号)の適用を受ける職員の例による。

(規則への委任)

第6条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。 (以下、附則省略)